

衆議院通信委員會會議錄 第十一号

(三三〇)

平成九年五月二十日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 木村 義雄君

理事 亀井 久興君

理事 熊代 昭彦君

理事 河合 正智君

理事 伊藤 忠治君

理事 川崎 二郎君

理事 斎藤 斗志二君

理事 園田 修光君

理事 中川 昭一君

理事 野田 聖子君

理事 山口 俊一君

理事 赤松 正雄君

理事 遠藤 和良君

理事 永井 英慈君

理事 北村 哲男君

理事 横光 克彦君

出席政府委員

郵政政務次官 野田 聖子君

委員外の出席者

参事 考 人 (東京大学工学部教授) 齊藤 忠夫君

参事 考 人 (全国電気通信労働組合中央執行委員長) 佐々森和男君

参事 考 人 (全国労働組合総連合副議長) 鴨川 孝司君

参事 考 人 (大阪学院大学経済学部教授) 鬼木 甫君

参事 考 人 (電気通信事業者協会会長) 東 欸君

理事 岸本 光造君

理事 古屋 圭司君

理事 河村たかし君

理事 矢島 恒夫君

理事 佐藤 勉君

理事 坂井 隆憲君

理事 竹本 直一君

理事 能勢 和子君

理事 野中 広務君

理事 吉田六左門君

理事 石垣 一夫君

理事 神崎 武法君

理事 原口 一博君

理事 山花 貞夫君

理事 小坂 憲次君

参事 考 人 (株式会社旭リサーチセンター代表取締役社長) 鈴木 良男君

参事 考 人 (通信委員会調査室長) 丸山 一敏君

参事 考 人 (参事) 補欠選任

参事 考 人 (参事) 補欠選任

参事 考 人 (参事) 補欠選任

参事 考 人 (参事) 補欠選任

参事 考 人 (参事) 補欠選任

参事 考 人 (参事) 補欠選任

参事 考 人 (参事) 補欠選任

参事 考 人 (参事) 補欠選任

参事 考 人 (参事) 補欠選任

参事 考 人 (参事) 補欠選任

参事 考 人 (参事) 補欠選任

参事 考 人 (参事) 補欠選任

委員の異動

五月二十日

辞任

竹本 直一君

同日

辞任

能勢 和子君

補欠選任

五月二十日

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)(参議院送付)

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)

○木村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、電気通信事業法の一部を改正する法律案、国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日、各案審査のため、午前の参考人として東京大学工学部教授齊藤忠夫君、全国電気通信労働組合中央執行委員長佐々森和男君、全国労働組合総連合副議長鴨川孝司君、以上三名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただき、審査の参考にいたしたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

齊藤参考人、佐々森参考人、鴨川参考人の順に、お一人十分程度御意見をお述べいただき、その後、委員からの質疑に対しお答えをいただきますと存じます。

なお、発言の際は委員長の許可を得ることになっております。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたく存じます。

それでは、齊藤参考人をお願いいたします。

○齊藤参考人 齊藤でございます。

私は、今回のNTT法、KDD法並びに電気通信事業法の三法案の改正案について、賛成という立場から意見を陳述させていただきますと存じます。

情報通信産業というのは将来の社会の経済発展の原動力であるということで、社会の基本的な仕組みとして、その多様性、サービスコストの低下、より質の高いサービスの実現というのは非常に基本的な重要な問題であるというふうに考えております。そのためには、技術革新はもとより、

事業の公正競争条件の整備、多様な事業者の相互接続、あるいは国際展開というように含めて、事業の新しい形態を求めていくことが重要であるわけでございます。

従来の考え方、従来とられてきた日本の競争政策は、昭和六十年のNTT民営化以来着実に進められてきたわけでございますが、かつこういふ問題は実態の進展に合わせて進められるべきものでございますが、競争条件の整備は、NTTの経営形態も含めて、従来は過渡的なものであるというふうな認識であったのではないかと存じます。

今回の法律案によって、NTTの経営形態が過渡的なものからある一定の安定したものになることによつて、NTT自身の事業展開、情報通信産業全体の事業展開が急速に進展するというふうな考えでよろしいと存じます。事実、業界の再編もダイナミックに進み始めているということは御承知のとおりでございます。さらに、競争が大きく進展するであろう。

独占部門と競争部門が別会社になることによつて、公正競争の条件整備が進められることになり

ます。

さらに、電気通信事業法の接続ルールの整備によつて競争が円滑化されることも期待されるわけ

でございます。NTT、KDDの国内、国際相互参入を通してさらに競争が広がるというふう

に考えられます。

さらに、NTTの国際戦略の進展というのは、我が国の通信事業がアジア諸国はもとより、先進

国にも進出するというところで期待されるわけに

ございます。現在、世界のメガキャリアのグローバルな展開というのが相互に行われているわけに

ございますが、これに伍していくために適切な形が

とられる、総合的な力と機動性の双方のメリット

を生かした展開が今回の法案によつて可能になる

と存じます。

以上、三法案の改正案について、賛成という

立場から意見を陳述させていただきますと存じま

す。

情報通信産業というのは将来の社会の経済発展

の原動力であるということで、社会の基本的な仕

組みとして、その多様性、サービスコストの低

下、より質の高いサービスの実現というのは非常

に基本的な重要な問題であるというふうに考え

ております。そのためには、技術革新はもとより、

事業の公正競争条件の整備、多様な事業者の相

互接続、あるいは国際展開というように含めて、

事業の公正競争条件の整備、多様な事業者の相互

接続、あるいは国際展開というように含めて、事業

の新しい形態を求めていくことが重要であるわけ

でございます。

従来の考え方、従来とられてきた日本の競争政

策は、昭和六十年のNTT民営化以来着実に進め

られてきたわけでございますが、かつこういふ問

題は実態の進展に合わせて進められるべきもので

ございますが、競争条件の整備は、NTTの経営

形態も含めて、従来は過渡的なものであるという

ふうな認識であったのではないかと存じます。

今回の法律案によつて、NTTの経営形態が過

渡的なものからある一定の安定したものになるこ

とによつて、NTT自身の事業展開、情報通信産

業全体の事業展開が急速に進展するというふう

な考えでよろしいと存じます。事実、業界の再編

もダイナミックに進み始めているということは御

承知のとおりでございます。さらに、競争が大き

く進展するであろう。

独占部門と競争部門が別会社になることによつ

て、公正競争の条件整備が進められることにな

ります。

さらに、電気通信事業法の接続ルールの整備に

よつて競争が円滑化されることも期待されるわけ

でございます。NTT、KDDの国内、国際相互参

入を通してさらに競争が広がるというふう

に考えられます。

というふうな考えられます。

さらに、研究開発の面においては、競争の先端は研究開発にあるわけですが、研究開発によって何が成功するかということについては大変不透明な状況になっているわけですが、多様な研究開発の展開が重要ではないかというふうな考えられるわけですが、今回のNTT法では、一元的な開発の側面と競争的な開発の側面をうまく組み合わせる可能性があるというふうに考えます。

第二に、電気通信事業法の接続政策ということを考えますと、これは、多様な事業者が相互に接続して事業を展開していくというのは世界的な重要な課題であるわけですが、アメリカはもとより、ヨーロッパでも多様に取り組まれている問題でございまして、今回の改正で、ネットワークのオープン化が進み、相互接続が推進されることによって接続料金の低廉化、接続の迅速化、多様なサービスの進展が期待されます。

第三に、規制緩和の面においては、今回の法案では、KDDの国内進出、NTTの国際進出を初めとし、適切な規制緩和が盛り込まれているわけですが、

この面においては、将来の競争の進展、事業の進展を見ながら、さらに規制緩和が進められることが期待されることは申すまでもないわけですが、こういったものについては、どのようなことが展開するかということについては明確な予想を立てるということは容易ではないわけですが、いまして、こういった問題は、新しいルールのもとでの事業の展開、競争の展開を見ながら徐々に進められるものであるというふうに思うわけですが、例えば料金におけるプライスキャップ規制であるとか、アドスティック競争のようなことも含めた規制緩和が将来には求められるであろうというふうな考えられるわけですが、こういった問題は、実態と将来の理想ということの組み合わせが重要でございまして、現実の姿を見ながら、今後とも着実に規制緩和を進めていた

くということをお願いしたいと存じます。

最後に、今回の三法案を基本的な考え方として、業界も既にいろいろな動きを見ているわけですが、それを促進し、ネットワークの多様化を進め、国際進出を進めていくために、新しい取り組みを促進する意味でも、この三法案の早い成立が期待されているわけですが、

新しい情報産業をつくるということは、将来の日本の社会の基本的なインフラストラクチャーをつくるということでございまして、新しい取り組みを一刻も早く進めていただくということが重要ではないかというふうに存ずる次第でございまして、この三法案を現在の形で成立するということを期待している次第でございまして、

以上で私の陳述を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○木村委員長 ありがとうございます。

次に、佐々森参考人をお願いいたします。

○佐々森参考人 御紹介をいただきました佐々森でございます。

私は、NTT及びNTTグループに働く九九%を超える社員を組織する当該労働組合の責任者でございまして、本委員会でご審議をいただいておりますNTT法並びに事業法に対して意見を述べさせていただきます。

NTTの経営形態問題は、一九八二年の第二臨調答申以来、今日まで十五年に及び国論を二分する論議が展開されてまいりました。これまで国論を二分しつつも分離分割をとり得なかつた理由は幾つかあると考えますが、私は労働組合の立場として、特に次の二点を強調したいと考えます。

一つは、NTTのサービス水準や技術力などの評価についてでございます。

私たち全電通の運動は合理化の歴史であったと言つても過言ではございません。手動から自動へ、あるいはアナログからデジタルへと電気通信の技術革新はハイペースで進展してまいりました。私たちは、技術革新そのものを否定することなく、その成果を利用者・国民に還元をすべきで

あるという基本的立場に立つて対応をまいりました。そのため、市外通話料金は民営化時には四百円であったものが現在では百十円となるなど、利用者への還元ができてきたと考えております。

その一方で、民営化時の社員数は三十一万四千名でありましたが、一九九六年末には十八万四千名へと減少しております。また、二十万人にも及ぶ社員が一度は配置転換等を経験するなど、まさに血のにじむ努力をまいりましたと思っております。

これらの努力によりまして、一社体制のもと、今日の確固たる電気通信インフラが整備をされてきたと思っておりますし、今後とも継承、発展すべきであるというのが国民の期待であらうと確信をいたすものでございます。

もう一つは、電話が国民のライフラインとして極めて重要であると考えらるからでございます。

私たちは、国民生活における安心と安全を確保し、すべての人がいつでもどこでも低廉な料金で利用できるユニバーサルサービスの提供に心がけてまいりました。この安心と安全に対する国民の信頼は絶大であります。特に、一昨年一月の阪神・淡路大震災において、電話が国民生活並びに情報伝達などに不可欠であると改めて認識を強くいたしましたところでございます。

電気通信事業をめぐる今日の状況は、技術革新によりまして、一九八二年の第二臨調が答申をした時代とは様相を一変させておりますし、ハイスピードで変化をしております。また、マルチメディア時代を迎え、利用者・国民のニーズは、インターネットを初め多種多様なサービスへと拡大をしております。

産業、経済がグローバル化する中にありまして、情報通信もグローバル化し、国境を越えた大競争時代に入っております。もはや国際、長距離、地域という区分のないシームレスなエンドエンドのサービスが求められているところでございます。

〔委員長退席、岸本委員長代理着席〕

世界各国は、昨年二月のアメリカ連邦通信法の改正、明年十月のEUにおける自由化、本年二月のWTO合意による市場開放など相互参入がますます活発化しておりますし、我が国も機敏に対応しなければ欧米のメガキャリアに席巻されるおそれがあると認識をしております。

こうした情報通信をめぐる状況認識のもとに、昨年十二月六日に郵政省とNTTとの間で九項目の合意がされたものと判断をいたしております。

しかし、この合意につきましては、当該労働組合であります私たち全電通は一切関与をしておりませんし、むしろこの合意に対して唐突感すら感じるところでございまして、組織内におきましてこの再編成案めぐって、労使関係のあり方などの批判を含めまして、多くの議論がございましたし、責任者として強くその事態認識をとらえたところでございます。したがって、その後三ヶ月の間、この合意内容の受け入れについて、その是非をめぐって激しい議論をしてまいりましたところでございます。

その上で、まず、十二月六日の郵政省・NTTの合意内容につきましては、その前提となっており、また純粋持ち株会社制度の導入、損金算入、資産譲渡課税の免除等税制上の特例措置が可能となれば、私たちが従来から主張してまいりました利用者・国民の利益、国益を基本に分離分割はとるべき道でないとした理由が基本的にはクリアできると判断をいたしました。

さらに、重要であり強調したい点といたしましては、このようなNTTのあり方問題がネックとなつて日本の情報通信産業がこれ以上グローバル化並びに世界の規制緩和と大競争の流れに決定的なおくれをとってはならないと判断したからでございます。

既にNTT再編成の動きを先取りしまして、さらに長距離、地域の区分の撤廃、ネットワークのオープン化によりまして国内の競争は一層激しく

なることが容易に想定できます。したがって、電
氣通信政策の転換は焦眉の課題と認識をしてお
ります。

以上に立つての判断をしたわけでございま
すが、さらに申し上げるとすれば、一つとして、
ネットワークの一体的構築、運営、管理につ
いては、持ち株会社が事業会社の株主としての権利を
行使することによりまして確保できると考えるか
らでございます。

二つ目としては、ユニバーサルサービスの維持
向上については、会社法第三案で、持ち株会社及
び東西地域会社は、電話の役割をあまねく、適
切、公平かつ安定的な提供を責務といたしてあり
ます。したがって、国民の安心と安全を確保
することがそうした観点から可能になっておると
いうふうに考えております。さらに、附則十一
条による東電社から西電社への金銭交付等の措置に
よりまして、東西間の料金、サービスに格差は生
じないものと判断をしております。

三つ目としましては、長距離会社の国際通信分
野への進出と、持ち株会社の機能として基礎・基
盤となる研究開発機能を所持することが可能に
なつたからでございます。

私たちは、これらのことを踏まえまして、再編
成法案を受け入れることといたしました。

次に、規制緩和について、最後に意見を申し述
べさせていただきます。

今回改正されますNTT法、事業法につきま
しては、規制緩和は不十分と言わざるを得ません。
先ほども述べましたとおり、欧米各国では規制
和による自由化が進んでいるのに比較して、
我が国の規制緩和はおくれていると考えており
ます。当委員会の審議の中でも、移動体通信が急速
に増加した理由として、保証金の廃止や端末機の
売り切り、料金の届け出制など、規制緩和がその
要因であり、移動体通信の具体例から見ても、
市場の活性化には規制緩和が重要であるとの
議論があつたと聞いておりますが、私も同様の認
識をいたしております。

したがって、今通常国会での審議結果と市
場の動向等に即応いたしまして、今後ともNTT
法、事業法の規制緩和について柔軟に対応して
いただくよう要請しておきたいと考えます。

以上、大変難解なことになりましたが、真意の
ほどをお受けとめいただき、最後にお願いをいた
したいのは、今通常国会におきましてNTT改正
法案の成立をしていただきまして、十五年に及ぶ
NTTのあり方問題に終止符を打つていただき、
日本の情報通信のあすへの第一歩を踏み出して
いただきますようお願いいたします。

私たちは、これまでも社会的に価値ある労働運
動を推進してまいりました。この立場から、今後
とも二十一世紀に向けて、日本の情報通信の
発展に向けて全力を挙げる決意を申し上げ、私の
意見といたします。ありがとうございます。

(拍手)

○岸本委員長代理 ありがとうございます。

次に、鴨川参考人をお願いいたします。

○鴨川参考人 御紹介いただきました鴨川であり
ます。

日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律
案について意見を述べたいと思います。

この法案は、今後にも利用者と労働者に多大の
負担を強いるものであり、格差の拡大につながる
と考えます。また、公益企業の株式会社化はする
べきではない。以上の点から、この法案に反対す
るものです。

この通信委員会で審議されているNTTの分離
分割法案の趣旨は、NTTを分割して国際進出
することを主な理由とされていると思います。この
国際進出には莫大な投資資金が必要と言われてい
ます。私は、今NTTが進めています利用者への
サービスの切り捨て、そして労働者への人減らし
政策をさらに進めつつの内部留保金の活用の方は
大いに問題があると考えます。

国際進出を図るのは長距離会社であります。が、
その長距離会社は、NTT法の適用外に置かれる
完全な民間会社で、公共的な規制から外される会

社であります。そこに国民の共有財産というべ
き内部留保金を充てるのは筋が通らないのではな
いかと考えます。電電公社が民営化されてから十
一年間に蓄積した内部留保金は五兆六千五百四十
五億円、NTTの収入の八、九割は六千万加入と
言われる電話加入者からの収入によるものであ
り、利用者へのサービスの低下は人減らしに伴っ
て急速に進んでいます。この改善こそ急がれると
いうふうに考えます。

NTTは、この数年間非常に多くの人員削減を
進めてきました。一九九三年から九六年までの四
年間、六万三千四百八十四人の削減となりました。
九五年の場合は、日本の主要企業三百十六社が
行った人減らし十万八千五百八十三人の一九・
三%にも及ぶものであります。この削減に伴っ
て、労働者には仕事の違う職場への強制転配、早
身起任、二時間半に及ぶ長時間通勤、子会社への
出向など、多くの問題が出されました。

また、こうした陰で、営業所窓口は三千百から
六百に廃止縮小されました。二つしかない船舶用
の無線局のうち、銚子無線局は当該自治体からの
存続の意見も入れられず廃局となりました。四十
万通の利用があつたのが、平成八年には三十一万
通になっていると言われています。船舶の安全の
ためには通信回線の二重化によるバックアップ
体制が求められているのでありますが、こうした
ことが廃局というふうに進みましたが、公衆電話
は、全体の二四%に当たる十二万五千台が撤去さ
れました。番号案内の有料化、公衆電話の市内料
金の三倍値上げも進められました。阪神大震災
後、東京で必要の要員が確保されていないとの消
防庁からの指摘を受けるなどの問題が起きていま
す。

これらは、ライフラインとしての重要性の軽
視、「あまねく」に象徴される公共性の放棄、
サービスの低下につながるものであり、大変大き
な問題であるというふうに考えます。公共性の確
保、改善こそ急がれており、NTT社員の雇用の
確保、労働条件の向上と一つのものとして考えな

ければならず、内部留保金はまずここに向けられ
るべきものであるというふうに考えます。

総理府が五月に発表しました完全失業率は三・
三%と戦後最高を記録し、雇用問題は労働者の重
大関心事となっております。超優良企業のNTTが
率先してとっている人減らし政策は、重大化して
いる雇用問題を一層激化させる極めて深刻な影響
をもたらしているものであります。

しかも、分離分割、国際進出を進めるために、
二十一世紀を目指し十五万人体制をねらいたい
と、今後ともこうした政策の続行が予定されてい
ることは重大であると考えます。私たちは、通信
業の公共性を守り五万人削減に反対する共闘会議
をつくって、これらを問題にしていくことにし
ていますが、そうした中で問題として出てきた
のが、一〇四番案内の下請化の名による労働者
の追い出しと、深夜、早朝の番号案内の廃止問題
であります。

これらは、現在この労働に従事している九千
人、他に多くのパート労働者がいますが、これら
の労働者の重大な雇用問題であるだけでなく、二
十四時間社会が進んでいるとき、利用者サービス
の大きな低下と通信の秘密の保持に問題を残すも
のであります。コンピュータによる技術革新が
大きく図られているとはいえ、熟練労働者に行わ
せるべきで、賃金の安い労働者への切りかえだけ
を追求するのは公益企業のとる道ではないと考え
るものであります。

ちなみに、夜間の番号案内は二〇%の公共機関
からの問い合わせがあり、地震、風水害の際は、
問い合わせによってパンクするほどの状況が生ま
れてきています。この際、公共性の確立のため
に、広く国民・利用者の利益を一層重視すべきで
あると考えます。

次に、格差拡大についての危惧であります。今
日既に、東西間には首都東京の存在、西には四
国、九州、多くの島が存在するなど、条件の違い
によって人員の違いも生まれています。こうした
ことから、分割をそのまま続けければ格差の拡大は

避けられないものと考えます。だからこそ、基本的サービスに格差をつくらない積極的な対策が求められる。こう考えます。

持ち株会社の解禁は労働組合にとって団体交渉の存在にかかわる重大な問題をはらんでいます。NTTのような公益企業が真先に持ち株会社になることは、日本経済と産業のあり方にも大きな否定的な影響を与えるものと考えます。

今回のNTTの分離分割は、利用者へのサービスの低下と労働者への多大の犠牲を押しつけ、それによって生み出される利潤によって国際進出を図るものと言えます。

こうした点で、私はこの案に反対の意見を表明いたします。どうもありがとうございます。

(拍手)

〔岸本委員長代理退席、委員長着席〕

○木村委員長 ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の開陳は終わりました。

○木村委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。竹本直一君。

○竹本委員 自由民主党の大阪十五区選出の竹本直一でございます。

本日の案件に対しまして質問をさせていただく前に、先ほど参考人からの御意見を聞かせていただきました。その中でも特に全電通の佐々森委員長長の御意見を拝聴いたしました。NTTの経営形態の問題に關しまして、約二十三万名の全電通組合員の皆様の運命を背負いながら、今回、十五年にわたる長期の議論に終止符を打つ決断をなされたことに、深く敬意を表したいと思います。

国会においても真摯な議論を行い、日本の情報通信産業のよりよい発展に向け、国内のみならず世界各国とのネットワークをより緊密にしていかなければなりません。そこで、今回検討しておりますこの三法案をぜひとも早期に成立させ、二十

一世紀に向けて、NTTやその他電気通信分野で働いておられる皆様から今後よく御意見を拝聴しながら、安定的な労使関係の継続などを初め、新制度が円滑にスタートできるよう、国政の立場からもサポートを進めてまいりたいと考えています。

ところで、私は、今回の法改正が、国際化時代を迎え、そして大競争時代とも言われ、やがて二十一世紀にすぐ入るこの世紀末において、日本の国益を考え、また日本の国民の利益を考えまして、どうしてもやらなければならない改正であり、そしてどのようにいった企業が縦横に国際舞台で活躍し、その結果として国民に福祉をもたらすかということについて深い関心を持っており、人間でございまして、そういう立場から、二、三、質問をさせていただきたいと思っております。

我が国が世界から見た場合に一番誇るべきものは何か。これは、私も世界百カ国ぐらい歩いておられますけれども、一に技術であり、二に資本力でございます。その二つの点において日本を褒めさせていただきます。

やす国がたぐさんあるわけでございます。そういう意味において、今回のこの改正が、今まで世界に誇ってきたNTTの研究開発能力の低下を招くおそれはないのか。技術力の低下を来すと大変でございます。そういった問題についての見通しをお聞かせ願いたいと思っております。特に、アメリカと比べて日本の研究開発能力の利点、損点、そういったことも含めて、齊藤先生、簡単に御回答願えればありがたいと思っております。

○齊藤参考人 御質問ありがとうございます。NTTの研究開発力というのは、日本の今までの電気通信産業における研究開発力の中核として、KDDとともに非常に重要な役割を担っているということでございます。それを維持し、かつ強化していくということは非常に重要なことであるというふうに存ずる次第でございます。

御質問、日米間での研究開発力がどうなっているかということでございますが、いろいろな側面

があるかと存じます。近年特に言われていることは、日本の研究開発力というのは、基幹的なハードウェアについては大変すぐれているというふうな言われるわけでございますが、それを多くの社会のアプリケーションと結びつけていくソフトウェア分野、あるいはさらに多様なサービスを実現する分野においては、アメリカの研究開発のダイナミズムというのは日本に比べて格段に強化されているというふうに考えられているのではないかと存じます。

そうしますと、研究開発には基幹的な、一元的開発を必要とする側面と、多くのアイデアを出し合って、そしてそのアイデアの中には成功しないものもあるわけでございますが、たくさんアイデアの中から成功するものが出ていく、そういう競い合う分野というのがあるのではないかと存じてございまして、一元的開発の側面と競争的開発の側面の双方が備わっているということが将来の情報通信産業の研究開発については肝要であるというふうに考える次第でございます。

そういう意味では、従来の日米間の技術開発力に先ほど申しましたような競争性があるということとございまして、今回の体制はその両方の発展を生かせるということと、日本の研究開発力を維持し、かつ強化していくということで役に立つのではないかと存じております。

以上でございます。

○竹本委員 ありがとうございます。ぜひそういう結果を見届けたいものだと思うわけでございます。

さて、いよいよ国際舞台に我が国企業が進出するわけでございますけれども、特にNTTが国際通信に進出することになりますと、他の国際通信事業者との間で同等の扱いを確保する等の公正競争条件を整備する必要があるかと思っております。どのような条件を課す必要があると思われましか、その辺をお聞かせしたいと思います。

かと思っております。また、これら企業の生い立ちがそれぞれ違うわけでございますが、言ってみれば、人為的に競争の場のリングをつくるわけでございます。したがって、これから競争者が平等に国内で、いい意味での競争ができるようになる、特定の企業に有利には絶対にならないというような状況をつくる必要があるかと思っております。そういう意味で、どのような条件を課す必要があると思われましか。齊藤先生にお聞きしたいと思います。

○齊藤参考人 NTTが現在の形でございまして、国内では、地域、長距離を幅広く独占的にサービスしているわけでございます。

国際的に進出するとしますと、幾つかの問題があるかと思っておりますが、従来の国際会社とNTTの国際子会社、再編後はNTT長距離ということになると思われるわけでございますが、NTTの地域接続網とNTTの国際子会社との接続においては、他の国際通信事業者との間と平等の接続条件を確保することが重要ではないかというふうに思っています。

従来のNTTの地域とNTTの長距離と他の長距離事業者との間で必ずしも平等の接続条件がなかったということが今日の議論の一つになっているわけでございますが、それと同じ問題が国際子会社との間で生ずるわけでございます。その接続条件を明確にしていきたいと思います。平等で明確な接続条件を確保することが重要であるというふうに存じます。

また、NTTの国際子会社とNTTの地域の間の営業の独立性を確保することが重要でございます。国際子会社にも独自の営業部門を設置し、地域のNTTの営業部門との間の独立性を確保しなければならぬというふうに存じます。さらに、国際子会社と地域NTTの間の組織上の問題としては、例えば役員兼任の禁止のような条件が考えられるだろうと思っております。

な扱いがとれるような方策が必要であると存じます。

以上でございます。

○竹本委員 ぜび、そういった条件整備をきちっとされた上で、平等でフリーな闘い、競争ができることを期待したいと思います。

次に、国際舞台においてBTとMCIが合併するなどの動きがございますけれども、我が国の既存の三社、つまりKDD、それから日本国際通信株式会社、ITI、それから国際デジタル通信、IDCに加えて、今回さらにNTTが国際進出することになるわけでございますが、日本の通信会社はこういった国際的な競争に果たして打ちかてるのかどうか、このことを多少心配するわけでございます。

私は、建設業の海外進出という仕事を割合長くやった経験がございますが、国際舞台で、例えばオイルダラーの流れました十数年前に、中東の大きいプロジェクトをとるために日本の企業がたぐさん現地に進出したしました。また、東南アジアにも進出したしました。そういった中で、対する外国の企業というのは、ドイツは二社、フランスは一社、イギリスは一社、アメリカは二社ぐらい来ていましたけれども、いずれにいたしましても、そこに見られた国際競争の姿というのは、他の諸国は大体チャンピオンが決まっておる。しかしながら、日本の企業は七社も八社も出ていく。そのために、単に外国の企業と競争するのみならず、日本の企業同士で、悪く言えば足の引つ張り合いも間々見られた。そのことが、日本の企業のマナーが悪いということで、国際的に非難されたことがございます。

私は、この四社が日本のチャンピオンとして外国へ出ていく中でそういったことが起こらないことを望むわけでございますが、同時にまた日本のようになまあ大きい国ではございますけれども四つもチャンピオンがいるというところは、果たして国際競争力の維持ということで十分な活躍が期待できるのかどうか、そのことをいささか危惧するわけでございます。

けでございます。

いろいろ大きいプロジェクトの獲得、あるいは諸外国に出ていって国際市場で活躍する中では、単に技術力のみならず、特定のプロジェクトに対するファイナンス能力の能力もまた要求されるわけでございます。そういった場合には、みずから企業組織として、例えば従来のNTTのように、巨大な組織とスタッフと技術力を持つていった方が通常であれば有利ではないかというふうな思われでございまして、そういった中において、あえて四つを日本の代表として出すというふうな形になるわけでございまして、こういった形態で国際的な競争市場に出して、果たして十分な対応ができるのかどうか、そこを非常に心配するわけでございます。

ボーダーレス社会とか、企業の国籍がないとかいうようなことをよく聞くわけでございますが、戦後の歴史を見ましても、あるいはもっと広くこの一世紀の動きを見ましても、どのような国のどのような大企業でありましても、国際化の中で自国を忘れたことは実はないわけでございまして、ボーダーレスであり、国籍がないというのは、国籍をもはや議論する必要があるほどその国の代表として育っているということでございます。

例えば、ドイツのクルップ社がどのように国際化しても、アメリカの企業となったという話は聞かないし、また、アメリカのクライスラーがヨーロッパのクライスラーになったとは聞かない。そういうことで、NTTはあくまでも日本の企業であるわけでございます。

それが国際化の中で、そして、ましてや今回の体制を組むことによって、四社体制で、言ってみれば国際舞台で活躍するわけでございまして、そういった場合に、先ほどから申し上げております技術力、ファイナンス能力、あるいは情報収集能力、そういったもの点において十分国際競争力の発揮が望めるのかどうか、その辺について、先生の御意見をお聞きしたいと思います。

す。お願いします、齊藤先生。

○齊藤参考人 大変難しい不確定な問題についての御議論でございます。これについてはいろいろな議論があり得ようかと思っております。

情報通信産業の海外事業ということに関して申し上げますと、いろいろな側面があるかと思っておりますが、一つには、日本の情報通信産業が海外に進出し、その国の中で情報通信産業を展開するというところでございまして、

もう一つは、国際通信、特に日米間、日欧間、日本対他国の間の通信ということであろうかと思っております。

もう一つは、世界のワンストップショッピングと申しますか、特に事業体通信向け、世界に進出して国際的な産業に向けて各種の通信サービスを提供していくということではないかと思っております。

従来のところ、既存の三社というのは、主として日本対外国という国際通信に主たる力があつたというふうな考えられているわけでございまして、さらに、それに加えてBT、MCIその他の動きは、世界ワンストップショッピングという形の動きではないかと思っております。さらに、NTTも含めて、一部海外事業への展開ということが行われているわけでございまして。

日本の既存の三社は、これからも、今の各側面における国際的な事業展開を進めていくというふうな考えられるわけでございまして、NTTも含めて、そのどこに力を注ぐかということに関しては、それぞれの会社ごとにあるいろいろな戦略があつて、いろいろお考えであるということではないかというふうに思っております。

特に、現在注目されておりますのは、世界のワンストップショッピングという形と海外事業ではないかというふうな思われるわけでございまして、日本対外国の国際通信においては、単純な意味では、従来の情報通信産業のサービスということに對していろいろなチャレンジャーがあるということには確かでございます。新しい技術もございまして、

あるいはコルバックのような新しいサービスの形態ということもあるわけでございまして、いずれにしろ、既存の三社におきましても、そういった新しいチャレンジャーに對してはますますいろいろなことを進めていかなきゃいけないわけでございまして、事業の環境というのは、国際通信においても大変変化しつつあるということでございまして、その中でどういうふうな形で日本の通信事業が世界に伍していくかということに関しては、それぞれに努力していただかなければいけない側面というのは大変あるわけでございまして。それが三社であるか四社であるかということに関しては、決定的な差がある、何社ならいいということはない状況にあるのではないかと存じます。

しかしながら、いずれにいたしましても、どの産業でもそうでございますが、今竹本先生おっしゃったように、世界で伍していくためには、日本の国内で十分な競争力を持ち、日本の国内において切磋琢磨し、そして外国に出ていくというのが、特に海外事業の分野、あるいは世界ワンストップショッピングの分野ではどうしても必要なことであるというふうな考え方でございまして、そういう意味では、国内の競争をダイナミックに進めていくような体制をつくるということは重要ではないかというふうに思われるわけでございまして。

さらに、海外事業というように着目いたしますと、今竹本先生おっしゃったような技術力、ファイナンス力も含めた総合的な力というのが重要なわけでございまして、NTTにとつては、世界的な規模の通信キャリアとして総合的な力を持つとともに、分社化によって機動力を達成するということで、新しい有利な競争条件をつくっていくのではないかと期待しております。

それから、今の国際通信の場というのは、日本の市場を分けるということではなくて世界の市場であるわけでございまして、特に進展の著しい途

上国市場を含めまして、海外事業という面においては非常に大きなマーケットが期待できるわけでごさいます。日本における切磋琢磨に基づく世界展開というのを四社に期待できるというふうに考えられるわけでごさいます。

さらに、競争条件が整備され競争が活発化すれば、我が国のキャリアも提携の動きをとり、世界的な競争に対応していくというふうに考えられるわけでごさいます。日本のキャリアが外国のキャリアと各種の提携を行う、あるいは日本のキャリア同士の提携あるいは合併ということもこれからダイナミックに起こっていくのではないかと、この再編が、再編された時点の事業形態の形で固定されるものではないのではないかと、このように存するわけでごさいます。

こうしたダイナミックな動きを引き起こすきっかけになるという意味で、今回の三法案は非常に重要な意義を持つのではないかと、引き続きそれに基づく事業の展開について着目していただきまして、将来ともダイナミックな市場に対応する規制緩和を進めていただくようお願いしたいと存する次第でごさいます。

以上でごさいます。

○竹本委員 時間が参りましたのでこれでもって質問を終わらせていただきますが、いずれにいたしましても、企業を支えるのは人材でごさいます。技術を磨き、そして良好な労働環境のもとに各社が国際舞台で十分な活躍をしていただくことを祈念いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○木村委員長 河村たかし君。

○河村たかし委員 河村たかしでございます。

まず齊藤先生に二問と、それから佐々森委員長に一問という事でございます。

齊藤先生には、いろいろ大競争時代とかマルチメディアとか言いますが、言っておるだけでその世の中が来る人ではないんですね。やはりその時代のコンセプトで非常に重要なものは、大

きくないものでも勝つことができる、こういうことですね。よく、小よく大を制すとか何とかいって、要するに、今までの大きい会社の統合的なビルミッド構造で意思決定しなくても、一人一人が映像ネットワークでばつと出せば注文を受けたりそういうことができるという事で、常に頭になければならないのは、いろんなものをダウンサイジング、分権化していくという思想がないと、マルチメディアといいますがネットワーク社会といいますが、その社会は生きないということだろうと思います。

今までの議論は、いろいろ聞いておりますけれども、大体電話の時代からまだなかなか脱却をしていない。映像ネットワークでどんどん利用していく時代になかなか入ってこない。今度、私も、これは一つ言っておかなくやいかぬのですけれども、いわゆるプライバシーの、これは電話にとりあえず限りましたけれども、発信者の番号、コーラーIDですね、これが出るのはいい、そこから、プライバシーを守るとか、それから、例えばただだと思つた電話を、何分たただというところへアクセスしたら、そのまま手続が間違えていて物すごい請求書が来たときどうするかとか、そういう消費者の保護を新しい時代のそういうシステムというのは全くまた考えられていない。それは多分、NTTがいろいろなのものが巨大過ぎて、それから郵政省がどんとある。今回、何か郵政省とNTTの連合軍みたいな、とんでもない巨大なものができたぐらいのイメージしかこれは正直言って余りないのですけれども、そんな時代で本当に大丈夫なのかということですね。

だから、ネットワーク社会、それからいわゆるマルチメディア社会、高度情報化、何でもいいますけれども、そういう時代というのはどうも持ち株会社、アメリカは持ち株会社がありましたけれども、あれは持ち株会社同士で競争しましたからね、地域RBOCが。だからそれはあり得た。日本みたいにならぬ企業がばんとできて、これ果たして本当に、いわゆる人間解放の時代です

ね、情報通信社会というのは。それに本当にマッチしていくんだらうかというところをちょっとひとつお聞きしたいと思ひます。

それから佐々森委員長には、要するに高度情報化社会というのはそういうことなんですよ。大競争時代だといつたつて、とんでもないでかい艦隊が行つて勝つとか、そういう話じゃないんです。競争だからこそ小さいものの方がパワーがある、こういう時代をつくっていくということなん

で、それは小さいのと大きいのといるるもせて考えなきゃいかぬのですけれども、私、前から言っておるけれども、分離分割論を言つても何の得にもならぬのですよ。これはNTTには嫌われる、全通通もい顔をせぬ、それからあとNTTファミリーも喜んでくれはせぬ。それでNCCのグループは応援するかと、いたら全然応援しないということなんだけれども、僕は多分NTTの労働組合の皆さんも、もつと小さい会社にして何でもできるよ、そういうふうにした方が喜ぶんじゃないかと思ひます。全部統合的な人事構造を持つたビエラルキーをつくつてしまつて、あなたはこういうことをやりなさいという上から指令が来るよりも、もつと電話のネットワークより今大事なのがあるでしょう、海外から攻めてくるというたつて、これは線を引くわけじゃないわけですよ。こんなことはわかつてみえると思うけれども、大体借りてやる。今までの例えは銅線がアメリカの映像配給会社と提携して日本に、放送を使つてもいいのですけれども、どういう新しいサービスを提供していくかというのは、全通通の組合の方も、でかい構造よりも小さい会社になつて自由に分たちが意思決定した方が、多分僕は労働組合、働く皆さんのためになると思うんですよ、生活のためには。だからそこら辺のところをどう考えておられるのか、以上二点でございしますが、お願いします。

○齊藤参考人 小さいベンチャー企業でも大きく育つて世界に伍していくという例はたくさんあるわけでごさいます。インターネットを使つて商

売していくというふうな話もあるのではないかと思います。そういうものが、小さなものから育つてだんだん大きくなっていくというのが特にアメリカでは顕著に顕在化しているわけでごさいます。残念ながら日本ではなかなかそういう話は、みんな期待しているんだけれども余りうまくいかない例が多いというふうなことがあるのではないかと思います。

それで、通信ネットワークというのはどういふものかというのはいろいろ議論があるわけでごさいます。従来は巨大な電話網というのがあつて、これが全国一つのネットワークとして機能しているということが非常に重要であつたわけでごさいます。現在でも電話サービスに関してはそれが安定に動作するという面が重視されるわけでごさいます。それが、それとともに最近、インターネットのような余り大きくない分権型のネットワークが育つてきて、それが電話システムのようなものとともに大きなネットワークの要素になっていくというのも事実であらうと思ひます。

インターネットということに関して言うと、これが将来どういふことになるかということに関しては多くの議論があるわけでごさいます。インターネットのように全世界のネットワークになつていくんだけれども、それがあつて、全体を律するルールがない、それでもネットワークとして接続が成り立つていく。こういうものが将来のネットワークなのであるという議論もあるとともに、インターネットに関して言えば、アメリカ中心に進んでいて、アメリカに接続するときは一方の金をお金を払わなきゃいけないという話も何年か前から話題になつてい

ファシリティーベースの巨大事業者が全国的にサービスし、それに付加価値的サービスのものがつながら、そういう格好に将来発展していくのではないかと。少なくともインターネットワンと申しますか、一九九〇年の初めごろから世界的に広がったインターネットについては、そういう形での進展というのが予想されている。

さらに、アメリカのHPC計画その他によって新しくつくられた次世代のインターネットというもののについては、さらに今の電話サービスに近いような、加入ベースの、加入者がお金を払う、あるいは事業者についてはもう少し従量制のお金を払う、そういうような今の電話システムに近いような事業体系というのが必要なのじゃないかという議論も、これはインターネットのグループの人たちもそういうことを考えているということでございます。ですから、これからはいろんな動きがあるだろうというふうに思うわけでございまして、ネットワークも、巨大なネットワークもあるし、それから、よくわからないけれども次々と発展していくような小さなネットワークもあるかもしれないし、その小さなネットワークも、だんだん新しい社会インフラとして定着していくに従って昔のネットワークのような形になる、そういうようなこともあるかもしれないというふうに考えられるわけでございます。

ということとは、いろんなタイプの事業が混在できる格好がいいのじゃないかというのが多くの考え方ではないかというふうに思うわけでございまして、つまりそういう意味では、小さなものだけが有利なネットワークという形ではこれからは必ずしもそれだけではないのじゃないかというふうに考える次第でございます。

ちょっと長くなりまして、申しわけございません。

○佐々森参考人 簡単にお答えさせていただきます。

二つの点を申し上げたいと思います。
全電通は、巨大であることがいいと思つたこと

はございません。今でもグループの事業運営がされておりますし、情報通信、とりわけ電気通信の事業におきましてはネットワークの一体的運営管理ということが必要だ、ネットワークの寸断は許されないという立場から考えてまいっております。今回の結論も、あるいは世の中の流れも連携、合併に進んでおる状況でございますので、会社一つであることがいいかどうかという点とネットワークの一体的運営ということ、今回の法案で両方の角度から考え、このようになってきておるというふうに考えております。

今後とも、会社は四つになるわけでございまして巨大なものではなく、それぞれの機動性を發揮する会社の自主的な運営ということがより強まるといふふうに考えておりますので、全電通といまして、グループ経営という点で今後とも努力をしまいたいというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○河村(た)委員 もう終わりますけれども、ネットワークの一体とはちょっと話はまた別だと、時間もありませんので、いすれにしろ、それぞれ一人ずつの人間の創意工夫が生きるように、それが実は高度情報化社会だということが忘れられてはいかぬなということでございます。

以上で終わります。

○木村委員長 伊藤忠治君。

○伊藤忠委員 参考人の皆さんには、大変御多忙な中を今日は御臨席をいただきまして、心からお礼を申し上げます。

私は二十五分時間をいただいておりますので、皆さんに順次お聞きをさせていただきたいと思っております。

佐々森委員長にお伺いをいたします。

今も陳述がございまして、お聞きをさせていただきますました。どうしても私どもの委員会の審議といひますのは法案中心の審議になりますので、意見陳述の中でとりわけ心を打たれましたのは、我が国の電話網ですが、全国あまねくこれが張られ

ておりまして、国民生活にとって極めて重要なライフラインの役割を果たしていると思うのですが、このネットワークがインフラのベースとしてしっかり機能しないことには、マルチメディア、情報化社会と口では言いますが、なかなか花が開かないだろう。どのようにそのために役割を果たし、貢献をするかということが非常に問われている重要な部分であろう。その基盤的、言うならば全国的インフラ形成のために、日進月歩の技術革新、それに果敢にチャレンジをする、あるいは日夜大変な御努力をいただいております。それこそ、そこに働かれた職員の皆さんの御努力を私どもも忘れてはならない、こう思うのであります。

三十二万人いました方が民営化されて今日では十八万人台に、相次ぐ合理化、職配転によつて規模が縮小されている、しかもOJTを加えますと、大変な技術進歩に対応されたと思うのですが、そういう努力があつて実っているんだということをお聞きをいたしまして、心から敬意を表したいと思うものでございます。

そういうことを前提にしながら、気持ちとして強く持ちながら、まず第一質問させていただきますが、昨年十二月の合意事項に基づきまして今回のNTTの再編成法案が提案をされているわけでございますが、この再編成法案をどのように受けとめられておられるのか、まずその点を佐々森委員長にお伺いをしたいと思います。

○佐々森参考人 再編成法案をどのように受けとめておるかという先生の御質問でございます。

私も全電通といたしまして、この再編成法案といふものについては、全くこれまでの形でない持ち株会社制度による再編成ということでございます。そして、そういう意味でいえば、今までの議論の領域ではない新たなものであるというふうに認識をしております。そういった観点が出ましたのは、今日の情報通信の置かれた大競争であり、新技術に向けた新たな情報通信のあり方という観点を踏まえた結論であらうかと考えております。そういうことは認識をいたしますが、再編成法

案そのものをどう受けとめるかということにつきましては、大変活発な議論をいたしましたところでございます。しかし私も重視いたしましたのは、これまでの長い間の論争によりまして、ともすれば活力とか日本の情報通信のおくれということが指摘をされておるわけでございまして、そういうことをここできちんとして決着をつけていただき、新たな国際競争を含め競争の活性化という、二十一世紀に向けて新たな観点から再出発をすべきであるという考え方のもとに決断をしたところでございます。決して生易しい判断ではなかったというふうに当事者、責任者として考えておる次第でございます。

○伊藤忠委員 結論を出されるのに組織内でもさまざま議論があり、苦しみもあつたということでございますが、その結果、一定の合意点に達したという説明でもございます。

次に伺いますが、ということを前提にされまして、今回の再編成法案につきまして全電通労働組合は賛成の立場をとっておられる、このように私たちは承っておりますが、その賛成の立場に立たれた主な理由はどの辺にあるのでしょうか、御説明をいただきたいと思います。

○佐々森参考人 お答えをさせていただきます。

二つございまして。

その一つは、再編成の基本フレームでございます純粋持ち株会社制度ということ、税制の特例措置という前提条件が講じられたということ。

二つ目には、中身としては七点ぐらいございまして、この再編成法案におきましてネットワークの一体的運営、構築が可能であるということ、ユニバーサルサービスの維持向上が引き続き可能であるということ、料金、サービスの統一性が確保できるということ、株主の権利保護が引き続ききちんとして担保できるということ、国際通信事業への参入ができるということ、研究開発、とりわけ基礎研究については持ち株会社で保持をきちんとして担保できるということ、あるいはこれまでの労使関係、雇用労働条件の確保ができるという、これ

らの理由から私どもが今日まで分離分制はとるべき道ではないというふうに判断をし、反対をしまして、この再編成法案でも引き続きその維持が可能であるという判断のもとに、賛成をすることにいたしました次第でございます。

○伊藤(忠)委員 次に伺います。

今日までの委員会審議を通じて、一つの特徴は、規制緩和が大変議論の焦点にもなっておりますが、私も民主党としまして、この規制緩和を強く求めてきたところでございます。全通労働組合は、一方の当事者でございますが、規制緩和についてどのようにお考えになつていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

○佐々森参考人 お答えをさせていただきます。

規制緩和につきましては、原則自由、例外規制、例外というところは、基本的な、とりわけユニバーサルサービスにかかわるような料金の問題であるとか、あるいは基本的な事業にかかわる問題等ではないかと考えております。そうした例外は必要だということに考えておりますが、原則的には、規制緩和を原則自由にしていただくようにお願いをしております。

とりわけ、競争が激しい新技術に基づきますサービスの料金の問題であるとか、あるいは経営の自主性という観点から事業計画とか役員の問題とか、いろいろございしますが、今後とも、政府の進められます規制緩和計画全般の中で、引き続き規制緩和について不十分だと考えます点の積極的な規制緩和を進めていただきたい、このように考える次第でございます。

○伊藤(忠)委員 次に質問をさせていただきます。

冒頭にも私申し述べたのですが、NTTの通信網ですが、これはまさにライフラインそのものでありまして、今後再編成されました後において、市場競争が活発化するでしょうし、業界の再編成もダイナミックに進んでいくと思うのですが、そういう状況になりますと、ユニバーサルサービ

ス、これが大変なんでしょうか、引き続きその点は確保されていくのだろうか、こういうことをよく感じるわけでありまして、この点について、当該労働組合の責任者としてどのようにお考えか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○佐々森参考人 ユニバーサルサービスの概念規定をここでどのように考えておるかということに正確に答えられるものを持っておるわけではございませんが、これまでの電気通信事業におけるユニバーサルサービスという観点で考えられてきたことを私なりに考えてみますと、基本的な電気通信サービスをすべての人がいつでも低廉な料金で受けることが可能であるというものであると認識をしております。したがって、今後情報通信の発展の中で、いわゆる基本的な電話サービスというものの概念は、光ファイバーによりましてデジタル化で、状況がかなり変わってくるのではないかと認識をいたしております。

したがって、ユニバーサルサービスというのがこれまでの概念どおりで今後物事が考えられるか否かという点は、これからの問題としてあらうかと考えておりますが、従来言われておりましたところのユニバーサルサービスという点は、再編後におきましても、会社法三条で、持株会社及び東西の地域会社が「国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与する」ことを責務とされております。したがって、我々全通通としていたとしても、このことをしっかりと受けとめ、会社に対してチェック機能を発揮し、これまで果たしてきたユニバーサルサービスの確保という点で、この再編成後におきまして会社として違ひが起らないようにしていくべきであるという責務が我々にも課せられておるというふうに認識をしております。

○伊藤(忠)委員 今後の電気通信市場の激しい変化というのはなかなか長期にわたって見通せないということももちろんございますが、つまり特殊

会社として縛られていまして、それで、基本インフラといふのは、結局、業種別でいえば、付加価値通信を担います第二種の皆さんあるいは長距離の皆さんが地域通信網を活用する、つまり回線開放ですからそういう仕組みになると思うのです。そういう市場競争、状況の変化、進展というのが加速をいたしますと、特殊会社で縛られてシエラがだんだん落ち込んでいけば、いわゆる独占的なシエラを占めているからユニバーサルサービス、つまり採算を度外視してでも加入者の要望があればそこに敷設しなければいけませんよと、最低の基本的なサービスは提供しなければいけない義務を負っていると思うのですが、言うならばそういう基本的な状況が壊れてきたときに、ユニバーサルサービスがこれまではこうだったから、これからあなたがやりなさいよということ義務づけられることについては大変厳しいものがあると思うのです。そのことは委員会の議論でもかなり出ておりました、当該委員長にしてみればなかなか思うところを言えない部分があるかもしれないと思いますが、そこは御遠慮なさらずに、そういう状況になれば、ユニバーサルは、一つの業界全体が公共性をしよっていることは事実なんですから、それは社会的にそれを保障する、業界全体で保障するという基金制度だって考えなければいけません。ひとはその点のことについてどうでしょう。ひとつ遠慮のない御発言があればと思っております。

○佐々森参考人 今後ユニバーサルサービスがどのように確保されていくかというところは、この会社法、先ほど言いました三条の責務ということが課せられておるわけですから、そういう意味においては、いかんなくともこれを守らなければならぬというところは当然だというのが大前提だと思っております。

その上で、では、そのことがNTTの持ち株会社、東西の地域会社として競争との関係において、ユニバーサルサービスのコスト負担というの

が、NTTの競争関係が圧倒的独占という形が大きく変質をして収入構造が変わってくる、コスト的にも、そのことがNTTだけに課せるといふ形で今後とも引き続きけるのかどうか。こういう観点について、先ほども言いましたように、努力することを大前提にいたしますが、今後の状況の流れの中で、ユニバーサルサービスとは新たな情報通信という発展の中でどのように規定されるべきなのか。あるいは情報公開による、コスト的なものがきちんとして、収支構造などというのがあるべきかということが、開示をされる中で判断が適切に行われる中で一体どうあるべきなのか。その負担というものは他の通信事業者の負担ということ、あるいは最終的には利用者、国民との負担の関係はどうあるべきなのか。こういった観点につきましては、これは新たな課題として議論をしていかなければならない課題になっていくのではないかとこのように認識をいたしております。

○伊藤(忠)委員 ありがとうございます。

次に質問いたしますが、NTTの労使関係についてですが、これは社会的にも非常に高い評価がなされていると私は思っております。委員長立場として、この再編成後の労働条件はどのように考えられているか、この点について、労使関係の問題も含めてお伺いをしたいと思います。

○佐々森参考人 再編後の労働条件につきましては、この再編成法案が国会におきまして可決、成立を以て以降、準備期間に要する二年間の間で、さまざまな具体的な課題、再編成に向けた課題につきまして労使間の議論をしてまいらなければならぬと考えております。そのうちの労働条件というものは我々にとりましては最も重要なものであるという基本認識を持って労使間の議論をしてまいりたい、このように考えております。

その基本的な考え方は、再編成でございますが、したがって、NTTのグループの経営という観点では、純粋持ち株会社制度におきます労使の

関係、労働条件をどのように規定するか、これは新たな観点で物事を発想してまいらなければならぬというふうな考えで、おとところでごいいます、再編成そのものによって労働条件が左右されるものであつてはならないというのが基本的な考え方です。四つに再編成をされる段階における労働条件の基本というのは、再編成後もそれぞれ四つの会社で同じように維持をされていくのが基本ではないかというふうな考えでおります。

その上で、今後事業展開が具体的に将来にわたつてそれぞれの会社ごとに進められていく中での労働条件のあり方といった問題については、私もといたしましてもしつかりこれから動向を踏まえて考えていかなければならないというふうな考えでありますが、再編成自体につきましても、基本的な労働条件はそれぞれの会社の中で今日まで確定をしております条件を横に移動させていくというのが基本であらうかと考えておりますので、そうした立場から会社側と交渉してまいりたいというふうに考えております。

○伊藤(忠)委員 大変ありがとうございます。それでは、全国労働組合総連合副議長でいらつしやいます鴨川副議長に最後に伺います。全労連は全体で組合員は何名ほどお見えなんでしょうか。

○鴨川参考人 百四十六万人であります。

○伊藤(忠)委員 百四十六万人のうちで、このN T T職員が全労連の組合に入られてるのは何名でしょうか。

○鴨川参考人 千三百人です。

○伊藤(忠)委員 全電通労働組合は約十八万五千名ですか。鴨川さんのところの組合に入られてるのは千三百名。すると、何%の比率になりますか。――いや、御答弁結構でございます。

以上で終わります。ありがとうございます。

○木村委員長 矢島恒夫君。

○矢島委員 この委員会でも今までの間に、分離、分割、再編、そういうことについての利用者

へのサービス問題、これがたびたびいろいろ論議されてまいりました。サービスが低下するというような事態は起こらないのかというような論議であります。

そこで、最初に鴨川参考人にお聞きしたいわけですが、先ほどの意見陳述の中で、人員削減と利用者へのサービス低下、これが今日まで一体のものとして行われてきた、こういうことだつたと思ひます。私も、社員が減ればコストが下がつてきて、その分サービスがよくなるんだ、こんなことは単純に言えたものではないと思ひますし、そのことは、N T Tが切り捨てている部分というのでは、そこに携わっている社員が減る、その結果、利用者へのサービスも悪くなつてくる、こういう部門も多々あるわけでありまして。

鴨川参考人は、先ほど一〇四の番号案内の例を挙げていらつしやつたと思うのですが、もう少し詳しくその部分について教えていただければと思ひます。

○鴨川参考人 サービスというのは、今日、考えなければならぬ二つの問題があるというふうな思ひます。基礎的な、日常の電話を利用していく上での国民の利便性を考えたサービスと、それから自然災害その他の緊急管理といふサービス、そういう点で、問題として二つの点があるかというふうな思ひます。

それで、一つの、先ほど申し上げました阪神大震災後、東京都からN T Tの保安管理の点について指導があつたという点では、他のこういうライフランの企業からいいまして、その指摘された件数は非常に大きなものがあります。ですから、この点で体制そのものをきちんとしていくということが重要かというふうな思ひます。

同時に、一〇四の、熟練労働者からパートその他の委託化によるサービスの低下という問題は、これは日常的な相談をしていく上で、これらの利用者の意見に答えるといった点で、秘密の保持その他で大変大きな問題があるというふうな思ひます。

同時に、三つ目の問題は、早朝、深夜を緊急番号案内に変えていくということでこれをなくしていくという方向が準備されている。今計画されているのを聞きますと、その場合には、二つのアクセスをして、十けたの電話をアクセスしなければならぬ。しかもそれは、聞くところによりまして、百八十円、値上げがされるという話であります。

私たち、一緒にこの問題に取り組んできていますときに、視覚障害者の皆さんが旅行に行く、ところがその旅行に行く際には、駅の安全設備がどうなつていくのかといふいろいろなことを聞いて、二十回から三十回の電話をかけて初めてその旅行に行くための安定的な状況が得られる、ですから、そういった点で電話はもう生活の一部になつていくのだということを言われております。

こういつた点で、どの面からいっても熟練した労働者がきちんとこういう案内をしていくという状況が望ましいと思ひますけれども、これら新しい体制に伴つて下請化していくといったようなことになる、サービスの低下は免れない。大変大きな問題であるというふうな考えております。

○矢島委員 もう一つこの委員会ではいろいろ論議された中身として、N T Tの分割によつて、料金やサービスで東西で格差が生じるのではないかと、この議論がたびたびなされました。

そこで、佐々森参考人と鴨川参考人、お二人にお伺いしたいのですけれども、労働条件にも格差が生じるのではないかと、この問題も提起されておると思ひます。例えば、二月二十二日の朝日新聞で報道されているわけですが、「再編のスタート時は同じでも、いずれ各社の業績に差が出ると予想され、「賃金格差が出ることもやむを得ない」(N T T労働部)」、こう書いてあります。

こういうことを紹介しているわけですから、これも、この問題についてはどういふふうにお考えになつていらつしやるかということです。別会社に

なる、そして内部相互補助ということではできません、だから賃金格差は当たり前だという意見もありますし、また、持ち株会社によつて統一的な経営が行われるわけですから、格差が出るのはおかしい、こういう意見もございいます。

お二人の参考人、この問題についてどうお考えで、また、実際にどうなるというふうにお考えになつていらつしやるか、承りたいと思ひます。

○佐々森参考人 先ほども、再編に伴つて労働条件をどのように考えるかという御質問にお答えをしたときにも申し上げましたが、再編に伴ひまして会社それぞれ組合員が移つていくわけですが、基本的な労働条件は再編時にありまして、もちろんと維持をするという考えをこれから労使交渉でやつていくという考えでございいます。さらに今後、再編後の各社の状況がどうであるかといふことはもちろんこれから問題でございいますが、基本的な労働条件を維持をするということが我々の使命であるというふうな考えております。

ただし、各会社ごとの仕事の中身、労働条件についてはどうあるべきかということにつきましても、労働組合の労働条件の要求を決めます議論と交渉結算に基づいて、主体的に、全電通もこれまでもそのような労使関係の中できちんとしてきておりますので、今後ともそのように対応してまいりたいという考えであることを申し上げておきます。

○鴨川参考人 公共的な事業としてのN T Tが基本的なサービスを同等のものとして保障するということを考えれば、労働条件は同一のものをきちんとして確保するということを大前提としなければならぬというふうな思ひます。

しかし、危惧いたしますのは、既にN T Tが試算した東西地域会社の財務見通しでも西日本の経営は大変困難性を持っている、人員その他の点でも現在での違いもあることですから、きちんとした対策をとらなければどういつた点で格差が生じ

てくるという事は、他の幾つかのこういった例でも既に示されているところだというふうに思いますので、そうさせないための対策というふうなものをはきちんとしていかなければならないのではないかとこのように考えています。

○矢島委員 もう一つの問題として、今度の分割再編によって子会社がどうなるか、こういう問題があるかと思っています。現在のNTTでは、電力関係のエヌ・ティ・ティ・ファシリティーズあるいはテレコムエンジニアリング、こういうところに在籍出向という形で大勢の社員の皆さん方が仕事をしていたらいい。これまでの協約などでは、転籍には本人の同意が必要だ、このようにされていると思います。ところが、本体が分離分割された場合、これが無視されて、本人の同意なしに転籍させられるのではないかと心配も一部ではあるわけでありまして、さらにまた、このファシリティーズは持ち株会社に直接お下がる子会社になるといふことも言われております。そういう場合に、在籍出向という形が非常に困難になるのではないかと危惧もあるわけですが、それらの問題について、佐々森参考人と鴨川参考人、お二人にお聞きしたいと思います。

○佐々森参考人 再編成に伴いまして、現在ある子会社と持ち株会社、それぞれの会社との関係をどうするか、これは、これからの問題であろうかと考えております。

我々は、今日まで、全電通とNTTとの間で、人員の異動、子会社への転籍出向、これらの点につきましましては、協約を締結して実施をまいっています。したがって、再編成に伴いまして、新たな仕組みという観点に立ちまして、これまで取り交わしてきました協約の基本を維持しつつ対応をしていくという考え方でこれから会社と交渉してまいりたいと考えています。

労働組合でできると、要求あるいは会社に対する考えを決めて交渉するわけでありまして、組合員に不安を持たないようすることが労働組合の任務であろうかと思っておりますので、そのように

基本的には対応してまいりたいと考えています。

○鴨川参考人 子会社はたくさんあって、それをどうするかという事は今後の議論だということでありまして、今先生からの御質問にありましたTEなりファシリティーズ、これは、両部門とも、電話にとつての命を預かる非常に重要な部門だということに思います。ですから、それらがきちん和本体のもとで維持されるということが重要だということに思いますし、その際には、出向その他、労働者の同意がきちんとして保障されるということが何より大切なことではないだろうかというふうに考えております。

○矢島委員 持ち株会社制度ということになって、その中の労働組合の団体交渉権など重大な問題になっていると思います。東日本、西日本、長距離、各社それぞれになるわけですが、賃金を初めとする労働条件について、事実上の本社であるこの持ち株会社、新NTT、これと労働組合との団交ができるかどうかなどといういろいろな御意見があります。これは、今、これから詰めていくという状況にあるかと思うわけですが、私、今までいろいろとお尋ねしたことを踏まえて、働いている人たちの労働条件、労働基本権、これを守る立場をぜひ貫いていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

時間がありませんので、最後になると思います。分、佐々森参考人にお尋ねしたいと思っております。

分離分割という点について、全電通として反対してこられた、しかし、今回、持ち株会社形式によるところの再編が法案として出されてきているわけですね。そうした中で、今までの反対してきたものもろもろの問題、これらについては、先ほど来たお話がありましたとおり、こういう点でクリアできたというお話。

そこで、私がお聞きしたいのは、今まで全電通として、分離分割、非常に問題があると言っていたそれらの問題が、本当にすべてクリアできたのか、もしクリアできていないとすれば、この点は今後の問題として考えていく必要があるという、

その辺の御意見がございましたら。

○佐々森参考人 これまで分離分割に反対してきた理由の基本的なところについては、クリアできなかったというふうに考えておりますことは先ほど来申し上げておるとおりでございます。

規制緩和という観点については、今後の努力をお願いをいたしておるところでございます。

再編成自体についての基本的問題はどのように認識をしておりますが、今後、再編成というのは四つの会社に分かれるわけでございますので、これまでのクリアという観点だけでこれからのいかんどうかという点は、これは、再編成後の中で十分対応していかなければならない新たな問題ではないかというふうに認識をしております。

○矢島委員 利用者へのサービスの問題、あるいは東西格差の問題、あるいは労働条件の格差の問題、それから今後の労使間の問題、いろいろと議論を深めていかなければならない問題が残っているという状況の中でこの委員会審議が進められているわけでありまして、私も、それらの問題点が本当に利用者・国民のためになるのかどうか、そういう観点から、今日まで、NTTや郵政省に質問をしてみたい。きょうのお話をお聞きした中에서도まだ重要な問題がございますので、私たちが、引き続き、本当に国民が納得するような方向での審議を進めていく、こういう方向で頑張りたいと思っております。本日は、本当にありがとうございます。

○木村委員長 横光克彦君。

○横光委員 社民党の横光克彦でございます。

きょうは、参考人の皆様、本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

先ほど、佐々森参考人からお話ございましたように、本当にNTTの分離分割問題、十五年の長きにわたって、国論を二分する議論が繰り返されてきたわけでございます。そういった中、今回、ある意味では終止符を打つべく、NTTの改正法案が本委員会審議されているわけでございます。

ます。

この法案は、分離分割した場合のマイナス面、あるいは分離分割しなかった場合のマイナス面、それぞれの課題をクリアした解決方法であると私は評価しているわけでございますが、とりわけ、情報通信産業分野は、世界的な競争に決しておくれではない事態でございます。そういった事態の中で、今回の再編成案は、NTTの悲願でもあります国際進出を果たすことができるわけでございます。

齊藤参考人、先ほどのお話の中で、これから情報通信産業は世界の経済発展の原動力である、そういったお話を伺いましたが、まさにそのとおりだと思います。そこで、齊藤参考人に改めてお聞きしたいと思いますが、デジタル技術の発展に伴うメディアの融合等、情報通信産業の将来をどう展望されておられるか、お聞きしたいと思います。

○齊藤参考人 デジタル技術の発展というのは著しいものがあるわけですが、基本的にはエレクトロニクス技術の発展がその原動力になっているというのによく知られたことでございます。特に、トランジスタであるとか光ファイバーであるとか、そういった基本技術が、それを活用するためのソフトウェア技術の発展と相まって今日の新しい情報通信産業をつくり出しているというふうに言えるのではないかと考えています。

既に、電話を初めとする産業は、社会のインフラストラクチャーとして定着しているわけでございます。それを全国隅々まで低廉な料金で提供するという事は今後とも必要であることはもちろんでございますが、それとともに、現在のエレクトロニクス技術の発展を活用して、現在の電話の通信能力の千倍から一万倍程度の能力を持った新しい通信網をつくり出していくのが世界の流れでございます。光ファイバーネットワークの進展、あるいはそれを補完するマルチメディア無線、その他の技術の発展が進められているわけ

ございまして、こういった多くの技術に支えられて、それが新しい社会のインフラとなったとき、新しい社会の中で、新しい産業が発展し、従来の産業の生産性が著しく改善し、生活が向上し、そういった社会全体の変化が国際競争力の基本的なベースとなる、そういうふうな情報通信産業が期待されているというふうに思うわけでございします。

そういった情報通信産業のダイナミズムの創出、それに基づく産業の発展というのをいかに早く進められるかということが社会全体での発展のかぎになっていくということでございまして、そういう意味で、ダイナミズムを創出するきつかけになるというふうに期待される今回の三法が速やかに実現されることを期待しております。

○横光委員 まさに期待される産業であるというお話でございました。そういった将来を展望して電気通信審議会が審議されてきて、九六年の二月二十九日に答申がされたわけでございます。

そこで、この電通審答申とこのNTT再編成法案の関連性について伺いたいと思いますが、齊藤参考人と佐々森参考人にちよっとお聞きしたいと思いますが。

今回の法案は、持ち株会社方式を用いたものとなっているわけですが、答申の中にあります第二次情報通信改革の基本的な視点であります。一つ、国民・利用者の利益の増進、二つ、情報通信産業の活性化、この二つに資するものであると評価できるものとお考えかどうか、お聞かせください。

○齊藤参考人 九六年の二月の答申でございしますが、先ほど申しましたようなことで、国民・利用者が新しい通信産業の恩恵を受け、それをベースに産業が活性化していくことがこれからの日本の社会全体の基盤として重要なものであるということとございまして、そのためには、従来の規制を緩和し、公正競争条件を整備していくということのために九六年二月の答申があったというふうに理解しております。

それで、現在の法案は、NTTのあり方について言えば、三つの別会社にするという話から、一つの持ち株会社のもとにおける三つの会社ということになるわけでございまして、そのときとこの点が違うわけでございしますが、当時の議論を思い起こしてみますと、持ち株会社ということについての議論は、ある時点ではあったわけでございします。しかしながら、当時の議論でございまして、NTTについてだけ特例的な措置を答申するというのがふさわしくないということと、その案はそれ以上深く議論されなかったわけでございします。

現在は、全体の流れの中で持ち株会社ということもあり得べしということで、それをNTTに最初に適用するというのが現在のNTT法の中身であるというふうに承知しているわけでございします。現在の電気通信産業の中では、先ほど申しましたように、電話サービスを中心とする在来の通信サービスを堅持していくことが必要な反面、さらに不確かな将来に向かって多様な発展をしていくような新しい技術とサービスの展開が必要であるということと、全体を一九にした発展ということと、それから多様性というものに二面を持つということが当面の間重要なのではないかとこのように考えるわけでございまして、そういう意味からすれば、両方をうまく組み合わせた現在の考え方というのは、答申の将来に向けた方針にも沿っておりますし、それから当面予想される過渡的な不安定を解消するという意味でもすぐれた考え方なのではないかというふうに存ずる次第でございします。

もちろん、こういう問題は、技術の進展、それから事業の進展によって、将来とも現在の姿が永久にいいというわけではございません。そういう意味では、将来にわたって、情報通信産業の状況を的確に判断し、その時点で即した処置が必要になるということも将来はあるかもしれないわけでございしますが、現在では、そういう問題に関する正確な予見というのはだれにもできないことでは

ないかというふうに考える次第でございします。そういう意味では、現在の案はうまい組み合わせをとっているというふうに考える次第でございします。

以上でございします。

○佐々森参考人 今回の再編成は、電通審答申で言いますところの資本関係のない分離分割ではなく、純粹持ち株会社制度という新たな発想の中で再編成が行われるということになったわけでございします。したがって、そういう再編成の趣旨と、今後のこの再編成によりますさらなる情報通信の活性化ということに寄与する、そういう方向で再編成法案が提起されたわけでございします。で、そういうものにのつとめて、しっかりと趣旨を生かすようにやっていかなければならないということであると肝に銘じて、これから先行きは大変厳しいと考えておりますが、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○横光委員 ありがとうございます。終わります。

○木村委員長 小坂憲次君。

○小坂委員 私は、太陽党の小坂憲次でございましてありがとうございます。

きょうは、齊藤参考人、佐々森参考人、鴨川参考人には、わざわざ委員会に御出席をいただきましてありがとうございます。

まず最初に、私から申し上げたいことは、委員会の参考人の性格でありますけれども、いろいろと事前接触もあるわけでございまして、そういう中を通じて、ややもすると、自分はどここの推薦であるのでそういう意見は言いたくないとか、いろいろの意見が出てくるのであります。しかし、私も、参考人にお断りをいたしたいことは、御自身のそれぞれの専門の分野における参考意見を委員会の参考人として述べていただきたいのでありまして、本来、どこが推薦したということは、参考人御本人には通知しない方がよろしいような内容なのであります。

ない御意見をこの際述べていただきたい。そして、参考人それぞれに委員会が期待しておりますことは、それは今回の法改正に当たって、法改正の目的としていることが本当に正しいかどうかを審議する意味でありまして、これは釈迦に説法でありまして、このようなことを申し上げることは失礼かもしれませんが、あえてそこをお願いをいたしておきたいと思っております。

私は、今回の電気通信事業法の改正、NTT法、KDD法の改正は、ガリバーと言われるNTTを弱体化させて、そしてほかの競争との関係を調整しようということでもない。ましてや、また、新規参入会社が今回の法改正によっても過当競争の中でそれぞれ疲れ果ててしまつて、そして競争力を失つてしまつて、こんな環境になってしまつてももちろん望んでいない。

望んでいる姿は、国際競争の中に体力を持って立ち向かい、そして、世界の電気通信産業の中で日本のフラッグキャリアとしてそれぞれに活躍をしていくこと、そしてまた国内の通信産業が、それぞれお話のありましたように、次代の産業インフラとしての地位を確立して、それぞれの産業がその供給されたインフラのもとに世界の中で最先端を行くような、情報通信社会での活力ある日本社会をつくることである、これを私は思うわけであります。

その観点から、今回の法改正を振り返って、それぞれの参考人の御意見をまずもってお伺いをいたしたいことは、今回の電気通信事業法の改正の中には、相変わらず一種、二種とかそういう区分が残っております。また、今回の分離分割の基本的な理念の中にも、長距離会社あるいは地域会社あるいは国際、国内といったような区分が存在をいたしているわけであります。

しかしながら現下の、先ほど齊藤参考人のおっしゃいましたように、一千倍から一万倍の能力を有するような飛躍的な供給力のある情報通信網というものが、これが実現してくると思うわけでありますし、そうなりますと単価というのはほとんど

下がつてくる。

地域と長距離といった区分も、光ファイバーの実現、また、最近のインターネットの接続に見られるように、新しい米国の方式、ADSL方式の登場というように、現行の電話線においてもISDNの十倍以上の通信能力を実現することができるといふものも現れてきております。このようになると、単価はますます長距離あるいは地域というものの差はなくなってくる。

また同時に、衛星携帯電話の普及というものも見られ、その衛星携帯電話というのは、国内から発信して国内の地点への通信も供給するでありまして、国内から発信して海外の地点との通信も同時に同じ機械で供給することになってくると思うわけでありまして。

これ以上申し上げる必要はないかもしれませんが、若干とくなくなるかもしれませんが、インターネットのように接続経路を選ばない通信体系というものが出来てきて、これは国内、国際、長距離、地域という区分を全く無意味にしてしまう、こういうことにもつながってきていると思うわけでありまして。

こういった点を踏まえて、今回の電気通信事業法の改正、NTT法、KDD法の改正を踏まえて、それぞれの御意見をお伺いしたいと存じます。

○齊藤参考人 現在の電気通信事業法にはいろいろな事業区分があるのだと思います。将来的には、長距離、地域、そういった現在の料金格差差というものは大幅に縮まるだろうというふうに考えますし、従来暗黙のうちに行われてきた幾つかの事業区分というのは適切なものではなくなるのではないかとこのように思います。現在の考え方の中でNTTは地域と長距離に分かれるわけですが、NTTはそれ以外の事業者についてはそういった明確な区分というのは今後はないというふうに考えております。

NTTについては、従来の区分でいえば長距離

と国際をやる会社と地域だけをやる会社ということになるわけですが、地域については、地域と長距離、国際との間では事業のインフラストラクチャー上の差が当面存在するわけでありまして、地域通信網のポトルネック独占というのはこれは世界的にいろいろ問題になっているわけですが、少なくとも現存するということが間違いないわけではございません。

地域に関しては、一部携帯電話あるいはPHS等によって地域に代替されるものがあるわけですが、それにつきましても、NTT地域の持つ基本的なインフラストラクチャーを活用して事業をしていくことでございまして、地域会社が適切な相互接続条件でそういうものを無線通信系の事業者が提供していくというのが現在の無線通信事業者の事業基盤になっているわけですが、そういう意味ではNTTはポトルネック独占を持っているという意味で地域と長距離が分けられるというのは現時点においては意味のあることではないかというふうに思っております。

仰せのとおり、光ファイバー、ADSLその他によって通信の性能が大幅に向上するわけがございます。これについては確かに単価の低下ということになるわけですが、これは非常に高性能の通信が安く提供できるようになるということとございまして、必ずしも電話の通信が直接それによって安くなるということでもないわけではございまして、そういった性能あるいは伝送速度と価格の関係というのはこれから大幅に変わっていくだろうというふうに考えられるわけではございます。

そういう意味で、現在の通信サービスで重要なものは、そういう高性能の通信サービスを提供するということをますますやっていただくということと、それに対応してそれにふさわしい通信サービスを實現していくということが大事なわけではございます。

そういう意味では、一種事業と二種事業の差と

いうのは、今後どうするかというのは将来にわたって問題になる可能性はあると思いますが、それにいたしまして、例えば諸外国でも基本通信事業と高度通信事業といった区別があるわけではございまして、そういう通信事業の区別というのはサービスという意味とインフラをつくるという意味ではこれも現在まだ存在しているということとございまして、技術の進展に向かつてそういうことが徐々に変わっていくというふうに考えられるわけではございまして、今後ともそこら辺については十分に技術の進展を理解して妥当な考え方を次々とつくっていくということが重要ではないかというふうに考えます。

以上でございます。

○佐々森参考人 先生御指摘のとおり、規制緩和については全く同じ思いを持っております。でございます。とりわけ、国際競争が激化をしております。ますます技術の革新というのは進んでまいりまして、端末から端末まであらゆるサービスができるという競争関係が起ころうとしてまいりてきておるわけではございまして、それに対応できるように規制の緩和をしつかりしていかなければならない。

国際の関係についても、国際のメガキャリアに日本自体も大きくおくれをとるようなことにならないようにしていくということが最も重要であるというふうに認識をいたしております。

今回の再編成法案につきましては、国際的な連携とか合併とかそういうものとの関係でどのような評価をするかという見方はございまして、グループによる一体的な運営ということと、それから接続ルールが確立をされることによりまして公正な競争条件により前向きな判断が下されたものというふうに考えておりますので、なお一層の御努力をお願いしたいというふうに考えておるところでございます。

○鴨川参考人 法案の全体像についての御意見だというふうに思いますが、国際競争の非常に激化の中でこういう問題が提起されてきて議論になっ

ているわけでありまして、余りにも法案の審議というのが急ピッチ過ぎるのではないだろうかというふうなのが第一の印象であります。

先ほど来意見を申し上げましたように、分社、分割のあり方、それから資金の問題、サービスの問題、足元を見ると大変大きな問題が山積している。ですから、これらの議論を十分経ないでそのままやればまた矛盾を生むという点で、しかも新しい分野への踏み出しの問題ですから、相当国民的な合意というものが必要なんではないだろうか。その点では、特にサービスの問題、格差の問題、こういった点については十分解明もされない、その対策についてもはっきりしてないという中で進んでいくということについては、大きな危惧を持っているというのが一番の問題であります。

そして、NTTは超優良企業として莫大な、日本の中でも最も内部留保の多い公益企業でありますから、その中で、こういった事態、足元のサービスが十分でないという問題が起きているということは、公益企業のあり方としてもっとメスを入れて、そういう土台が固められた上でこういう法案の促進というものがされるべきではないかというのが意見であります。

○小坂委員 ありがとうございます。

これからの労使関係というのは、佐々森参考人、鴨川参考人それぞれに御意見があると思うわけですが、私は、組合も経営的センスを持つていなければ、経営者の方針に対してチェックをすることもできず、また協力することももちろんできないと思うのです。そういう点から、これからの電気通信事業全体に対するビジョンというものがそれぞれにお持ちだと思っております。

そういう観点から、通信事業というのは大変難しいと思うのです。サービスというのは、人間に対するサービスである以上は、人間的な温かみとか、あるいは対人的な応対とか、そういうものを強化していくことがサービスの向上につながっていく反面、電気通信事業全体を見ても、高度通

信事業全体を見ても、迅速にということを考えますと、機械による処理というものを強化していかなければいけない。

そういう点で、組合の立場からすると、今後、番号案内の方式もそうありますが、鴨川参考人から一〇四の問題を大分御指摘がありますけれども、パソコンによる検索というのでも大分進んでまいりました。また同じように、音声入力というのでも大分進んでまいります。そういう点から、迅速にという点を考えて、機械化というのはまた進んでくるのではないかと。そういうことも展望すると、従業員の組織である組合というものは、経営に対してどのような姿勢で臨んでいくか、非常に難しい問題を抱えていると思うのです。

今後の労使関係について、特に情報通信産業における先駆者としての労働組合のあり方について今後どのような展望をお持ちか、それぞれから御意見をいただきたいと思ひます。

○佐々森参考人 これからますます高度化、発展をする情報通信事業、とりわけ二十一世紀の中で産業の中核としての役割というものを果たしてまいらなければならぬということに対して、まず強い責任を感じておるところでございます。したがって、そういう技術の発展ということと、それから影の部分でございます、むしろそういう技術に対応できない労働者をつくるようなことにならぬようにするためにいかにしていかなければならぬか。いわゆる光と影という問題を絶えず労働組合はその重点の課題にしなければならぬというふうに考えております。

もちろん、情報通信の高度化ということは、これは必然性があるわけですから、その発展は当然求めていかなければならない。その発展の中で、影の部分と言われることについて我々はしっかりと内部チェックをしなければならぬし、企業に対して物を言っていかなければならぬし、そのための必要な訓練であるとか、あるいは、それに対応できるようにいかに時間をかけるかということ

も一方では必要になってくるというふうに労働組合としては基本的に考えておるところでございます。

したがって、何でも発展してどんどん発達すればいいというだけの問題ではなくて、もつとプライバシーの問題であるとか、あるいは安全の問題であるとか、そういった観点をもしつかり見ていかないと、いたずらに発展すれば世の中はすべてよしという問題ではないと認識をいたしておきます。そういう考えを基本にして、労使間の中でしっかりとチェック機能を果たしていくという決意であることを申し上げておきたいと思ひます。

○鴨川参考人 日進月歩の技術の発達に対応し、それを有効に生かしていくということは、これからの労働組合のとるべき大前提の問題だということに思ひます。

通信産業の場合には、そういう意味で、国際的な新しい分野でのインターネットワークといったような、そういう問題が出てきていけると同時に、ライフランという役割、この二つの問題があるのかというふうに思ひます。ですから、この基本的なサービスとしての公共的な役割がきちんと押さえられた上で、国際競争力に対応していくさまざまな対応が考えられるべきではないだろうかというふうに思ひます。

○小坂委員 齊藤参考人にお伺いいたします。

先ほど長距離、地域等の区分、これにつきまして、また二種、二種等の区分も含めてお聞きしましたところ、現時点ではこの区分を存続させることが必要なのではないかというお答えをいただきましたが、現時点ではそうであつて、それから三年後の時点にこれが存続すべきであつてとお考えかどうか、それをお聞かせいただけますか。

○齊藤参考人 長距離、地域の区分は、現在のところNTTについて必要であるというふうに申し上げたわけでございます。

NTTの地域というのを将来どういうふうにするのか。NTTの地域につきまして、東会社と西

会社がどういう関係を持つのかというのはこれからの問題でございますし、それから地域におけるいろいろな新しい通信事業者の進展ということも考えられるわけでございます。地域というのと長距離というのを区別しないようにするという条件は、地域における競争が実質化し、地域の会社が長距離に進出した場合でも、地域の独占というのを基本にして長距離との間で公正競争条件を妨げようとする状況が生じないようにしたときに、地域を地域にとどめておくという必要はなくなるのだというふうに思ひます。

したがって、NTTにおける地域と長距離の関係というのは、今後、地域における競争の進展、これは東会社と西会社の競争ということもあると思ひますし、従来の長距離会社が地域に進出してきて地域の中で競争するというところもあると考えられますし、ケーブルテレビ電話のような新しい地域のインフラをつくる会社が出てくるということもあると思ひます。いろいろな形で地域における競争というものはこれから起こるというふうに考えられるわけでございますが、それが実質化して、NTTの地域会社がボルトネック独占でなくなる、そういうふうな判断される時点がいつ来るかということについては、これは現時点ではなかなか予測できないということでございます。

アメリカにおきましても、一九八四年のRBOCの地域独占という状況から長いこと、十数年を経て、地域についての競争をより促進していくというような方向で政策の見直しが行われたわけでございますが、現在の地域会社というもののうちでその競争を促進するということは現時点においては電気通信事業法の中に含まれていてるわけでございますが、それが実質化するということを十分によく注視する必要があるだろうというふうに考えます。

○小坂委員 時間が参りましたので、残念ながらやめますが、ただいまの齊藤参考人の御意見を聞きました。やはり今回の東西二社の分割ということではその目的を十分に達成していないように

感じられます。むしろ、規制緩和をもつと今の時点で進めて、そしてさらにこの区分も、本当は今の時点でそうすれば必要がなくなるのだから、こういう印象を持ちました。参考人に対しては、時間がないので以上で質問を終わります。

○木村委員長 以上で午前の参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言お礼を申し上げます。参考人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

午後二時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時一分開議

○木村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、電気通信事業法の一部を改正する法律案、国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案の各案について質疑を続行いたします。

午後の参考人として、大阪学院大学経済学部教授鬼木甫君、電気通信事業者協会会長東敦君、株式会社旭リサーチセンター代表取締役社長鈴木良男君、以上三名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言あいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただき、審査の参考にいたしたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

鬼木参考人、東参考人、鈴木参考人の順に、お一人十分程度御意見を述べただき、その後、委員からの質疑に対しお答えをいただきますと存じます。なお、お答えの際は、簡潔にお願いいたします。

なお、発言の際は委員長の許可を得ることになっております。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御承知おきを願いたいと存じます。

それでは、鬼木参考人をお願いいたします。
○鬼木参考人 大阪学院大学の鬼木でございます。

ふだんはテレコムを経済学を専門にしております。本日は、意見を申し述べる機会をいただき、ありがとうございます。

まず最初に、私の基本的な視点を述べ、その後、お手元にA4一枚紙の概要が行っておると思いますが、五項目に分けて意見を申し述べたいと思います。十分程度でございますので、項目名と結論程度にとどめて、後ほど、御興味に従って、質疑があれば詳しいお答えをしたいと思います。

まず、私の基本的な考え方は、これはテレコム産業に限りません、電気通信産業に限りませんが、産業の発展というのは、個別の企業の自由な創意とイニシアチブによって利益を求めて努力を行うというところにあると思います。電気通信産業では、他の産業と違って、規制とかコントロールとか難しい問題が多いので、競争の要因と政府規制の要因をどう組み合わせるかということがいつも問題になるわけで、今回の三法の改正案もそれに対する一つの工夫であるというぐあいに理解しておりますが、歴史的な行きがかりもあり、難しい問題が多いわけでございます。

今回の法改正案に対して、私の意見を以下申し述べます。

まず第一に、お手元のレジュメにあります「NTT経営形態の再編成について」、長距離、地域

会社を分け、かつその地域を東西両地域に分割するという改正案は、私の個人の意見として、は、ベストの選択ではないが、現状よりは一歩前進であって、公正有効競争の推進、それから地域が分かれることによって経営主体が複数、現在よりはより小規模経営になって、創意工夫とか他との比較による刺激とか、何かとプラスがあるかと思えます。例えば、JRのケースを考えますと、JRは六社に分かれましたけれども、もしこのJRが民営化だけされて、六社に分かれないで運営されていたとしたら、恐らく現状よりも結果はよろしくなかったのではないかと考えます。

具体的に持ち株会社方式が提案されておりますが、これはいろいろ政治的な理由もありまして、一種の妥協の産物であるというふうに理解しております。

結果といたしまして、しかし、持ち株会社というものはある種の弾力性がありまして、例えばですが、地域分割をもう少し進めて、日本をもっと複数の地域に分けるとか、極端な場合、府県別に分けるとかいうときも、そちらの方向に進もうと思えば進むことができるし、逆にいいますと、今度は、地域分割はどうもまずい、やってみたらどうマイナスがいろいろ多いということがわかってきたときも後戻りできないわけではない。いずれにしても、弾力的な性質を持っておりまして、そういう意味では、プラスの面があると思えます。

他方、中間的な形態でございますから、全国的な見地からの政策、持ち株会社の方が主体になって運用する場合と、地域会社の方が主体になってそれぞれ独自の方式で経営を進める場合、どちらをどの程度まで主体に考えるかということで問題が起きることもあるかと思えます。

具体的に一点、Dのところの「責務規定」で、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における提供という文言が改正案三条にござい

ます、具体的な説明は後ほど申し上げます。

第二に、「KDD業務範囲の拡大について」、国際だけじゃなくて国内通信にも参入するということは、これは、競争促進と活性化ということでプラスに働くかと思ひ、賛成いたします。

しかしながら、現在、KDDに負わされている国際通信の一種ユニバーサルサービスの例え、アメリカ向けのお金もつけになる通信はもちろんです。アメリカの比較的規模の小さい国の通信も提供しなければいけないという一種の国際化のユニバーサルサービスがございまして、けれども、そういうところを、どのような形で、だれが負担を負って実行するかということに關してまだあいまいな点が残っていると思ひますので、この点は明確化する必要があるかと思ひます。

第三に、今度、事業法の改正案に参ります。接続関係の規定を主として意見を申し上げます。今回、事業法の中で、第一種事業者の接続義務の明示、それから指定電気通信設備規定の新設というところで、新しい考え方と新しい原理が導入されて、一言で言えば、現在、ボトルネックと言われる市内の電気通信網、我々の自宅から最寄りの電話局につながるところが最もその競争が入りにくいところですから、そこをどのようにな形で活用するか。具体的には、その接続義務を事業者の方が負うという形で詳しい規定ができました。これは大変な進歩だと私は思ひます。一歩ではなくて、二歩も三歩も従来に比べれば前進したところであろうと思ひます。

しかしながら、アメリカが現在の方向に同じく進んでおりますが、このような接続という形で、実際には市内網あるいはアクセスのところを独占の形になって競争が入りにくい。それを、競争が入りにくいから値段が高くなりやすい、値段が高くなりやすいのを接続の義務ということで安く活用するという一種の便宜的なやり方がどれだけ成功するかは、実はやってみないとかなかなかわからないというぐあいに私は考えております。なかなかうまくいかないかもしれないし、

あるいは非常に機能して、続々と新しい市内網への接続サービスが出てきて、ユーザーの便益が増大する可能性もあると思ひます。

そういう意味で、一種の未知の領域に踏み込みかけているわけです。この点はアメリカでも同じでありまして、米国の方でもいろいろ議論が起きているところでございます。

具体的には、私は以前からそう思っておりますが、かなりの可能性として、接続という規定はかなり詳しく決められていられるけれども、具体的に、例えば東京都の世田谷区で、この地域のサービスに關して、ここで接続させてほしいという注文を競争事業者の方から出してきたときに、いろいろその問題が起きます。問題が起きますというのは、事業者間の対立が起きて、もともと安く接続できるはずではないか、あるいはこういう条件で、有利な条件で接続できるのではないか、いやいやそうはいかない、他方の方は実際に接続しようと思つても、我々もいろいろやらなければいけないことがあつたというので、意見の相違というのが出てくる可能性が大いにあると思ひます。

これが接続という形でなくて、普通の物の売り買いのように、市場の中で嫌ならやめろ、値段が高ければ私はそれではやめるとかいう自由な選択の結果ですという問題は起きませんが、接続義務という形で負つておられますと、義務ではあるけれども、その義務をどこまで果たせばよろしいかということで問題が起きますわけです。問題が起きますと、どうしてもだれかに仲介、仲裁、裁定をしてもらわなければならない。具体的にはこれは国の仕事になると思ひます。この裁定に關する規定が現在の法律案ではまだ不十分ではないかと思ひます。

お手元のレジュメの[3]のCのところですけども、ちょっとミスプリが二カ所ありまして、「裁定主宰者」、その後の「裁定に關する記録・情報の公開」と書きまされたのは、「聴聞」の間違ひでありまして、私、勘違いして失礼しました。書き損ないまして、「聴聞主宰者」あるいは「聴聞に

あるいは非常に機能して、続々と新しい市内網への接続サービスが出てきて、ユーザーの便益が増大する可能性もあると思ひます。

関する記録・情報の公開」というぐあいに御訂正
いただきたいと思います。

実際に争いが起きたときにそれを仲裁、仲介する役目の人は、利害関係が伴いますから中立性が
必要であります。中立性とは、いろいろな形で直
接の個人的な利害関係が現在、将来にわたってな
いことというのが基本であるかと思えます。それ
がなければ訴えを起こした方の事業者も信用いた
しません。したがって、それに余り従う義務を感
じないということで、スムーズな接続がなかなか
進まないかもしれない。

それから、このような裁定というのは、必ず記
録とか情報公開される必要があります。ビハイ
ンド・ザ・ドアで、ドアの後ろで行われた裁定と
いうのは権威を持っていないわけです。そういう
ところの規定がまだそろっていないので、これ
は現在の規定が不十分なところではなからうかと
考えます。

委員長、あと二分ほどいただいて終わります。
それからもう一つ、これも規定面で少し少ない
ことがあります。接続と同時に共用ということが
あります。例えば、NTTが現在持つておりま
す線を通すトンネルですが、そのトンネルを使っ
て、別の事業者がトンネルだけ借りて自分たちの
線を引いて競争するという可能性も随分ある、市
内網での競争を推進させる契機になると思いま
すけれども、それに関する規定が余りありません。
したがって、従来と同じように、NTTに頼ん
ではみなければならぬか貸してもらえない、原則
はよろしいけれども実際に市場に参入が進まな
いという結果が生じ得るのではないかと思いま
す。

それから四番目の規制緩和について、これは三
法の改正案全部共通のことです。ごいいます、まず
現事業法から過剰設備防止事項を撤廃するという
のは、これはもう当然のことであって、撤廃が遅
過ぎたぐらいであらうというふうに考えます。規
制緩和というのは一般的に、市場競争を進めるた
めに規制緩和の必要があるわけですが、依然とし

て、法律案を読んでみますとわかりますが、たく
さん認可事項というのが残っております。

私は、これがだんだん減っていつて最終的には
ゼロに近い状態になるといふ事態を想定してい
ますので、残存しているところと表現しております
やむを得ない面もあります。一挙に自由にすれば
事業者が独占力を出して、高い値段を取って
サービスが悪くなるというおそれがあります。か
ら、一挙に全部認可事項を外すわけにはいきませ
んが、技術が進歩しサービスがふえるに従って、
もう外してもいいのではないか、今まで認可だっ
たけれども届け出だけでもよろしいのではないか
ということが結構出てくると思えます。

しかし、法律に認可という言葉が残っておりま
すと、それが一種のかせになりまして、規制当局
が自由にする、届け出だけでもいいと思ってもで
きないということもあります。この点で、また米
国通信法の事情が参考になるかと思えますが、米
国通信法では、規制の差し控えという法律条文を
設けてまして、事態が進行して変わったので、もう
認可の必要はない、場合によっては届け出はもう
要らないということが出てきましたならば、規制
当局はその事項に関しては規制を差し控えるとい
うことの義務が実はあるというぐあいにアメリカ
の法では決めておりますが、そういう規定も日本
でも考慮してもよろしいのではないかと考えてお
ります。

最後に、法律条文の形式に關してでございま
すが、今回の改正案を拝見しまして、必要と
の改正案は出ておりますが、ついでに形を整え
る、読みやすくする、わかりやすくする、一般の
国民が見て、あるいは新しい事業者、参入の可能
性がある事業者が見て、電気通信の産業で何が起
こっているかということとわかりやすくすること
う努力が少くないではないか。こういう大幅な改
正のときには、例えば、二条で用語の定義が幾つ
か以前から述べられておりますが、それに新しい
用語、例えば接続とかユニバーサルサービスと
か、新しい言葉とか誤解の起きやすい言葉に關し

て定義をつけ加えてもよかつたのではないか。全
体として法律の改正時には、その改正のポイント
だけではなくて、全体にわかるわかりやすさとか
形式の整備とかを行うべきであるのにそれがな
かつたのは残念である、そういう感想を持ってお
ります。

以上で私の意見を終わります。ありがとうございます。
(拍手)

○木村委員長 ありがとうございます。

次に、東参事人をお願いいたします。
○東参事人 電気通信事業者協会の会長を務めさ
せていただいております日本高速通信社長の東で
ございます。

このような発言の機会をいただきまして、大変
ありがとうございます。本日、私は、本改正法
案に賛成するという立場から意見陳述をさせてい
ただきたいと存じます。

私が社長を務めております日本高速通信株式会
社でございますが、昭和六十一年の電気通信制度改
革によりまして電気通信市場への新規参入事業者
として設立された会社でございます。昭和六十
一年に専用サービスを、昭和六十二年には長距離電
話サービスを開始いたしました。現在に至つてお
ります。

御存じのこととは思いますが、私も長距離系
の新規参入事業者は、NTTの地域網と接続する
ことによりましてサービスを行つておるものでござ
いますので、サービスを提供する一方で、NTT
との競争を行つておるという状態でございま
す。つまり、競争事業者の協力なしではサービス
が提供できないという極めて特異な環境のもとで
事業を行つてきたわけでございます。そうした意
味で、電気通信事業の発展と利用者利便の向上の
ためには公正競争の実現が必須であるということ
につきましては、身をもって体験してきた次第
でございます。

今回のNTT法、電気通信事業法の改正により
実施されることとなりますNTTの再編成、接続
のルール化及び規制緩和につきましては、この公

正競争実現のためには欠くことのできないもので
ございまして、NTCCも従来よりその実施を強く
御要望申し上げてきたわけでございます。本二法
案につきましては、昨今の国内外の情勢にかんが
みましても、現時点におきます適切な選択であると
言えるものになっていっていると思えます。また、市場
競争を通じて電気通信事業の発展及び利用者
の利便向上を図るという立場から、KDDの国内
参入を認めた今回のKDD法の改正につきましても
賛成するものでございます。

では、続きまして、各法ごとに、今回の改正に
より期待される効果につきまして私の見解を述べ
させていただきますと存じます。
NTT法改正によりまして期待されます効果の
第一といたしましては、NTTとNTCCの同等性
の確保が挙げられます。法改正に基づく再編成に
よりましてNTTの独占的な地域通信部門と競争
的な長距離通信部門がそれぞれ独立の会社となり
ますことから、内部相互補助の防止や接続ルール
の公正な運用が図られることとなります。

第二の効果は、地域市場への競争導入が挙げら
れると思えます。地域会社を東西に二分すること
によりましてそれぞれの収益構造の比較が可能
になりますために、コスト削減を通じての間接競
争が実現すると思えます。
続きまして、事業法改正により期待される効果
を述べさせていただきます。

その第一の効果は、相互接続の円滑化でござい
ます。通信サービスは、それぞれの事業者のネッ
トワークが接続されて提供されるものでございま
す。そのために、相互接続の問題はサービスの提
供及び事業展開に重大な影響を及ぼすものでござ
います。現在の接続に關します制度は、事業者間
で協議を行い、合意が成立すれば接続が実現する
仕組みになっております。したがって、接続
条件をめぐりまして当事者間の交渉が長期間難航
いたしますと、サービスの提供もおくらざるを得
ないわけでございます。
例えば、アメリカで普及しておりますVPPN

サービスの接続交渉につきましては、平成元年九月に協議を開始いたしまして、合意に至りましたのが実に平成七年の二月でございます。その交渉には五年六ヶ月を要したわけでございます。その結果、このサービスの開始の好機を逃すことになりました。各社は莫大な資金を投資したにもかかわらずサービスの普及させることはできなかったという事実がございます。このような問題につきましても、地域網を保有する特定事業者への接続条件の約款化や、交渉難航時の裁定手続の簡素化等の措置が講じられておりまして、迅速、公正な相互接続が可能になると考えております。

第二の効果といたしましては、接続料金の適正化が挙げられます。

地域網を有する特定事業者への新たな接続会計や接続料金算定方法の義務づけによりまして、これまで不透明でございましたNTTの接続会計が透明性の高いものへと改善され、かつ料金の算定方法もリーズナブルになることから、接続料金の適正化が図られることになっておると思えます。

あわせまして、この接続料金は約款化することが義務づけられておりますため、事業者間の公平性も担保されることになつておるわけでございます。

第三の効果としまして、過剰設備防止条項の撤廃等の規制緩和によりまして競争の促進がござい

ます。

過剰設備防止条項の撤廃によりまして、各市場への新規事業者の参入がより容易になり、活発化すると思われ

ます。

市場から長距離市場への参入などが進んでおるわけでございます。こうした環境の変化を考えますと、公平、公正な市場環境を前提として、KDDの国内参入を禁止する理由は見当たらないのでござい

ます。

このように、今回のNTT法、電気通信事業法、KDD法の改正案は、公正競争の実現と市場競争の促進を図る内容となっております。この結果、事業者といたしましても、競争を通じて料金

の低廉化やサービスの多様化を実現いたしまして、これまで以上に利用者利益の向上に資することになると考えております。

本法案によりまして、長期にわたって懸案とされてきた諸問題の多くに解決の光が差してきております。特に、十年以上議論されてまいりましたNTT問題の決着は、先行きの不透明感を排しまして、今後の情報通信産業の大枠を見通せるようにしたことから評価できると考えるものでござい

ます。これによりまして、事業者として、また産業全体といたしましても将来戦略の策定が可能になったと考えております。

次世代のリーディングインダストリーといたしまして期待されております情報通信産業でござい

ますが、本分野での日本の国際競争力は欧米と比較いたしましてやや非力であることは残念ながら事実でございまして、競争力強化の点からも将来

戦略の策定は不可欠と考えております。

通信業界は、他産業が三年がかりで変わるところをわずか一年足らずで変わるといふこの実態から、ドッグイヤーと呼ぶ人がおります。犬の成長が人間の三倍の速さで進むといふことからこう呼ぶのだと

ございまして、このように極めて変化が速くて、しかも世界的な規模で競争が起きていることを考えますと、諸課題の解決や将来戦略の策定をこれ以上おくらせることは情報通信産業の分野で日本が国際的に取り残されることを意味すると思ふものでござい

ます。

つきましては、本改正法案を速やかに成立させていた

いただきまして、国内、国際の競争時代に対応

できる体制を早期に整備していく必要があると考えて

しております。また、このことは消費者の利益に

直結するものであるといふことを強く御認識いた

ださたく存する次第でござい

ます。

最後に、政府に対しまして、公正競争条件を整

備するといふ今回の改正の趣旨に沿いました

制度の運用を強く要望申し上げますと同時に、日本

の電気通信事業の一層の発展のための御支援をあ

わせてお願いいたしまして、私の陳述を終わらせ

ていただきます。ありがとうございます。

(拍手)

○木村委員長 ありがとうございます。

○鈴木参考人 旭リサーチセンターの鈴木と申します。本日はこの会にお招きいただきまして、ありがとうございます。

若干、入ります前に、私、実は昭和五十七年に臨時行政調査会

で三公社の審議がされたときに事務局の調査員として出向して

おりまして、NTTの現在の改革案というものを起草した者でござい

ます。その意味で、ある意味では生みの親とい

ふ形でございまして、その後、九五年には行政改革委員会の規制緩和

とNTTのあり方の主査を務めて、行革委員会の答申を出した者でござい

ます。

ただ、本日はそのような立場というのを全く離れまして、NTT問題について古くから関心を持

ち、かつ研究しておる一個人としての立場で発言をさせていただきますというふうに思

います。したがって、行革委員会その他のことについてメンションすることがござい

まして、それはあくまで事実に関することであつて、意見にかかわること

とは私の意見だといふふうに御承知いただきたいと思ひ

ます。

今回の法律に対する、まずNTT法についてでございますが、私の結論を先に言

いますと、率直に言つて賛成いたしかねるというところでござい

ます。

理由は、第一番目に、とにかく発展著しいこの

た。これは単純に言いまして、持ち株会社というの、言うまでもなくその企業の会社の経営を支配するということを目的とするものでございませう。したがって、なるほどいわゆる電気通信審議会の答申しました分割案というのはその中には入っておりますものの、その全体を統括する者の経営意思によって運用されるというのはこれは当然の事柄であるわけでありまして、言ってみますと、NTTを一体としてするという事柄と基本的には変わりはないということを言わざるを得ないわけでございます。したがって、それは解決になっていないということでありませう。

しかし、いずれにしても、これは妥協でありませうけれども、九六年の十二月五日の合意の中には、公正有効競争を担保するための条件を長距離と地域の会社の間に確保するという郵政省の意見が入りまして、何が公正有効競争かという事柄で、各社の運営について、これは法律の中にも入っており、そして改正法律案要綱の二の四の(2)には、自分のテリトリー以外の地域でも郵政大臣の認可を受けて行うことができる、つまり相互相乗りという事柄が入っております。もし今の法律案というのがやむを得ないものとするならば、この条項の具体化、さらに今後の公正有効競争の仕組みの議論は大いに取り上げるべきだということに考えております。

その際、特に身分や人事というような問題についてのファイアウォールというのが一番重要な問題になってくるということだと思っております。要するに、二つの会社を競争させると言っておいて、その間の人事が行ったり来たりであつては、何が競争かという問題があるわけでございます。

このように考えまして、私は、この関係で見えておりますと、NTTのこういうふうになりましたのは、何といひますか、全一としてのNTTを維持するという事柄の思想が余りにも強過ぎるというので、大変失礼ながら、情報通信社会の将来という問題ではなく、要するにNTTの一体化維持という事柄にかなり拘泥されたという印象を

持つておるわけでございます。現在まだ国家の特許法人、特殊会社として国の役割を持つておるNTTの立場としては、私は甚だ遺憾な考えを持つておるわけでございます。

そういうことでございませうから、この期において私にもし率直に物を言えとおっしゃられるならば、願わくばこの委員会において、日本の情報通信の発展という百年の計を考えて、電気通信審議会が出した原案に戻ってほしいというふうに言わざるを得ません。

ただ、今の案は非常に不自然な妥協から起こつておるものでありますから、私は、いずれあるところが出てくるという事柄は、これはあり得るというふうにして思っております。ほころびというものは内外からの圧力というのによつて出てくることとが考えられます。

外というのは、例えばアメリカに、今回のNTTの妥協に至つたあれには国際に進出するという事柄が重要視されたという問題がございませうが、その肝心の国際に進出するという問題について、ヨーロッパはいざ知らずでございますが、アメリカあたりからは、このような形のNTTの国際進出というのに対して果たしてどういう態度で見られるのか。従来、KDDとあつた関係からいっても、そう簡単なものではないという事柄。

内部からいきますと、要するに、それが別な会社になつたことから、自然に独立性というのが高くなつてきて、そしてそれが一つの圧力となるということ、これは期待できないわけではございませう。期待できないわけではございませうが、しかしそれは、そういうのを期待しながら持ち株会社というのがいずれ自然に崩壊していくのを待つのかといったら、やはりそれは筋ではないというふうに思ふわけでございます。

したがって、このような作用もある意味では期待できるとしても、しかし、そういうのを期待するのではなく処理すべきだというふうに思ふわけでございます。

そういう意味合いでいきましたら、この法案、もし現在のままでお通しになるのであるならば、NTTというのは、今まで、要するに何度何度の見直し見直しの連続で、ついに日本の情報通信の発達というのを、要するに不明のままにやつてきたという苦い歴史があるわけでございますが、やはりスタートのボタンのかけ違いというのか、スタートの臨調答申のとおりになつたかという、その後遺症をしょつておるわけでございます。ですから、私は、ある程度の時限を切つて、そしてもう一度見直す方法という事柄を入れていただければ、やはり将来のためではないかと、非常に残念なことではあります、そう考えております。

いずれにしても、その間の株式の放出というの、これは事態を民間化という形で固定化したします。したがって、行くべきではないというふうにして思つております。つまり、疑いの、見せかけの民営会社をつくつてはいけないという事柄であります。

KDD法については賛成でございますが、ただ、KDD法については、複数の日本の業者が全世界で、そういう条件が満たされるまではということが言われておりますが、これはほかの方法でございますから、私は、むしろKDD法というのは廃止をすべきであるというふうに考えておりますが、いずれにしても、国内に入つてくるのは当然のことでございますので、賛成でございます。

それから、規制緩和につきましては、これは、実は行政改革委員会の中の規制緩和と小委員会、私自身が郵政省の幹部の方と三日間は徹夜に近い形でお話をした上で御納得いただいたものであり、後に郵政省が第二次情報通信改革と称して言われた内容であつて、そのすべての内容について着実に実行され、可能性があるならばさらに拡大されることに對して期待を表明しておきたいというふうに思ひます。

以上でございます。(拍手)
○木村委員長 ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の開陳は終わりました。

○木村委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。園田修光君。

○園田(修)委員 自民党の園田修光です。

東参考人にお聞きをしたいと思います。

今回の法案は、我が国の電気通信市場における公正有効競争の促進を図るとともに、情報通信のグローバル化に積極的に対応するというのが目的であつて、そしてまた、やはりその中には、今回も責務という形で、国民生活に對して不可欠な電話の役割、イコール日本全国における適切で公平かつ安定的な提供の確保に寄与するものという形のものがもつたわけでありませう。そのような観点から、NTTが民営化されて、NCCと全く同じ民営企業としてスタートするわけでありませうから、そのことから、もう忌憚のない御意見を聞かせていただいて、我々参考人になりたいと思つておるところであります。

まず最初に、今世界ではさまざまな合併や連携の動きがあつて、我が国の通信事業者の中にもやはりこれに呼応するような動きもあつて、NTTの再編成は我が国の電気通信産業のグローバル化に對してどのような影響を与えるものであるのか、そしてまた、このような動きに對してNCCはどう対処していこうとされているのか、お聞きをしたいと思います。

○東参考人 お答えいたします。

ただいまの御質問に関連いたしましたは、今回のこのNTTの再編成によりまして、NTTの子会社はみずから国際通信に進出が可能となつておりまして、グローバルな通信市場におきまして競争に参加ができることになっておるわけでございます。

また、NTTの経営形態論がようやく決着いたしました。また、ここで同時に決められます規制

緩和の流れを受けまして、NCC各社もみずから経営戦略を立てやすくなるわけでござい

ます。このようなことから、日本の電気通信産業のグローバル化というのが一層促進されることになり

ます。以上でございます。

○園田(修)委員 わかりました。

次に、長距離NTT、完全な民営化になるといふことになりまして、今よりもさらに強くなる可能性が

あるわけでありまして、公正な競争条件が整備されれば、NCCの方も十分に同じ土俵で競争できる

ようになると思うのです。その辺のところをどう考えておられるのか、もう率直に、正直に話を

していただきたいと思ひます。

○東参考人 今回のNTT法及び電気通信事業法の改正によりまして、その内容がここに定められておりますと

おりまして、公正な競争の実現というものは可能になってくると思ひ

ます。NCCといたしまして、当然そのような公正な環境の中で、

対等な立場で競争するということとは年来からの望みでござい

まして、この条件を非常に歓迎するものでござい

ます。また、その結果といたしまして、当然勝者も出れば敗者も

出るということもあるでしょうが、これは市場原理の中での対等な競争の結果でござい

ますので、たとえそこで敗者となろうとも、その結果は甘んじて受けることになるといふぐあいに思ひ

ます。○園田(修)委員 よくわかりました。そして、この公正な競争条件は法案の成立後に政府において検討をされる予定でありますけれども、今質問したことに関連をして、特に政府に望みたい条件というの

がありますでしょうか。あつたら率直に述べていただきたいと思ひます。○東参考人 法案成立後、具体的な運用方法につ

きましては関係者の意見を取り入れながら定めるというぐあいに伺っております。この際には、私ども事業者の意見を述べる機会を確保していただ

きまして、決定手続が透明な場で行われるようなことを切に望みたいと思ひます。また、今回のこの改正法等の内容が適切に運用されるかどうかにつきましては、十分に注視いた

しまして、必要に応じてその見直しにつ

きまして御要望を申し上げてまいりたい、このよう

に考えております。○園田(修)委員 今言われたこと

でいいわけですか。——わかりました。

長距離通信分野で、私は鹿児島でありますけれども、NTTとそれと値

段の差があるのです。現実にはNTTよりずっと安い。ですから、やはりそういう分野は大変活性化して、国民は安い

値段で使えるということが現に今あるわけであり

ますけれども、今度は地域通信分野にも長距離通信分野と同様な競争が生じれば、もっと安く多

様なサービスが実現ができる。そのことによつて国民に対しては利益につながるという考えがある

のですが、NCCとしても、この地域通信分野で今度分割されるNTTと競争を十分にや

つていけるという自信がありますかどうか、お伺いしたいのです。

○東参考人 今回の事業法改正案に盛り込まれております接続のルールというのが適切に運用され

まして円滑な接続とネットワークのオープン化が実現するとい

うことができたならば、地域通信市場での競争は活発化するといふぐあいに考

えております。私もNCCといたしましては、そのような環境が整ったならば、その環境の中で安

価で多様な地域通信サービスを提供するようになつてまいりたい、このように考

えております。○園田(修)委員 お聞きをいたしました。私の選挙区は離島を抱えて、そして東京から距

離的にも大変遠い。通信分野あるいはまた交通分野で地域の発展をこれから二十一世紀に向けて頑

張つていこうというやささきなのです。そういう形

の中で、通信に対しては、距離が遠くてもあるいは本土と離れていてもしっかりとしたもののが、安くて、どこ

の情報であろうと世界の情報であろうと大阪の地域に

住んでいてしっかりとやっていると、そのものがあ

りさえすれば過疎の地域もだんだんなくなると思

つておりますから、今回の法案を通して、やはり皆

さんの民間と、NTTが分割になつて切磋琢磨して、

安い値段で多様なサービスもしっかりとやつていくこ

うことができるといふことで今NCC側の説明をいた

だきました。大変ありがとうございました。終わります。

○木村委員長 河村たかし君。○河村(た)委員 河村たかしでござい

ます。まず鈴木さんにちよつとお話を伺いたいと思ひ

ます。いろいろ鈴木さんの、エコノミストや何かによ

く論文が出ておりますし、今もちよつとお話を聞

きました。自由というのは独占を排除することが必要だ

という論理は非常に勇気のある発言でございまして、

何か、規制緩和とか何とか言つておると、わけがわか

らぬようになるのです。独占排除という論理が非

常にわが国にふさわしいというふうにとらえられて

いないものだから、NTTが大きいこと自体が非

常に問題があるのだという中で、今まで聞つてこ

られて、今となつては非常に残念な思いをされて

おられると思ひます。審議会で一切議論がなかつた

といふことなのですけれども、突然こういうふう

になつてしまつたのですけれども、それが一体こ

ういふことに、どうなつてしまつたかといふこと

をちよつと何か御感想があつたらまずお伺いし

たいと思ひます。○鈴木参考人 行政改革委員会

が一つの指針というのを九五年の十二月です

かに出しました。それを受けて郵政省の電

通審がああいう答申を出した。閣議決定は、御承

知のように規制緩和推進計画の九六年の三月見

直しにおいて、この問題はすぐに解決しな

くはいけなけれども、非常に難

しいから今はできない、だからいずれにしても、持ち越しにして、しかし電気通信審議会の答申に沿つてよく検討をして、来年の通常国会、つまり今です

ね、それまでに結論を出す、こういう回答になつてお

つたわけですね。したがしまして、私は少なくとも電気通信審議会の答申に沿つた形での最終的な姿が出てくるものと信じていたわけ

でございます。それが、ふたをあけてみますと、去年の十二月の五日です

か、六日が公表日になっておりますけれども、ああいう持ち株会社という

までできていない法体系というものを御利用になつたといふことがあ

るわけですね。これは何だといふことになると、これは基本的には

一体化であるはずで、持ち株会社ですから。そしてその中で、電気通信審議会の答申も

何か上手にまとめた、入れたといふことで、私はその間に何が入

つたかといふことは、全く当事者ではございせんから知りません。知

りませんが、妥協にしても少し筋が通つていないのではないかと

いふ感想は率直に持つたわけでございます。

○河村(た)委員 なかなかお顔も古武士然としておりまして、

やはり巨大なものと戦つたといふのは大変なこと

でございます。僕も四年ほど勉強してまいりまして、先

ほども言いましたけれども、マルチメディアとか高度情報化社会とか

国際競争力の時代だとかいろいろ言うのですけれども、これはやはり大

きくするのではなくて、もつといふるものを小さくして、人間

それぞれで戦つていけるような、そういう人間復興の時代をつくるのが高度情報化

社会の中心でございまして。巨大なものをそのまま残して

おいて、それでそれは国際競争力だ何だか

んと言ふのは、そういうセンスでまらつたマルチメディアを

余りたくさん行つてしまつたといふこととで、非常に

ある意味では残念に思つておりまして、共感して

おる方なんですけれどもね。ではその中で、これは国会

議員をやつておつてもいろいろ思ふのですけれども、

どうも役所がす

べてやっておつて、国会議員は非常に残念ながら、いろいろ頑張つてもおるのですけれども、何か結局は最後の役所の思うとおりになつてしまつて、今回でも役所とNTTの巨大船隊がでるというふうな感じがするのです。そういうところどういふふうな、例えば今回でも、鈴木さんがいるところ、エコノミストにもよく書かれておつたような、日本でこういう分権型の社会といふかスタイルがもしできるのだとしたら、どういふところをどうすればよかつたかと思つておられるのか、これはちよつと御意見ありませんか。

○鈴木参考人 大きいという事柄を盛んに言われます。NTTさん昔から言つておられた、大きくないと世界競争に勝てないという。しかし、これは、規模の利益ということを盛んにおっしゃるのですけれども、ああいう全国にネットワークをやつておるのは、規模の利益というのとはもとと集積の利益なんです、一カ所に固まることによつて出てくる利益。それが、全国にばらばらにしたら、これはJRでも同じなんですけれども、規模の利益ではないのです、むしろ規模の不利益が出てくる。それは何かというと、全国一律なやり方という形ですね。JRが目当たりでその破綻ぶりを見せつけてくれたわけです。そういう問題が一つ。

それから、NTTさんは国際競争、国際競争という事柄を盛んに言われる。国際競争が弱くなるというけれども、国際競争というのは一体何だということを考えてみると、私は三つほどあると思うのです。簡単に言いますと、一つは、外国へ出ていって、要するに外国にインフラをつくる、あるいはサービスをするということですね。これはアメリカのAT&Tが今コールドバックサービスやつておるじゃないかというのの裏返しです。これが一つ。それから、第二番目は、要するに国際的に今三つのグループ化がされておる、そしてお客を囲い込みとしておる。こういう動きにNTTは出ていかないというとおかれてしまふ、これ

が第二。それから、第三は、例えば東南アジアその他で、電話サービスというので電話施設をつくることに入札して物を売る。

この三つぐらいが大体国際化という問題だと思ふのですけれども、第一番目の外国へ出ていくというのに対しては、外国へ出ていって競争しなくちゃいかぬわけですから、競争力がしつかりない、それが日本の中で培われなくて、ただ出ていって外国へ行けば勝つていくものじゃないわけですね。競争の何たるかという事柄の本質をNTTさんは本當に知つておられるのかという事柄について私は疑問を呈したいということなので、その力を蓄えた上で外へ出ていくべきだ、そうでないと失敗する、これが第一。

それから、第二番目のインフラロージャーですね。つまり囲い込み、国際的な三つのあれ。これは、分割をしておれば、私は地域の二分制も余り賛成ではない、三分制程度、できれば五分制程度だと思ひますが、少なくとも三分制という事柄が望ましいと思ひますが、もし三分制をしておれば、そういう三つのグループの提携をする場合にでも、例えば東日本はAT&Tと組む、西日本はBTグループと組む、それからもう一つは、東海なら東海はドイツ、フランス連合軍と組む、こんなやうなことをしたら、要するに日本の利用家というのはどこにもコンタクトできるわけですね。アメリカは実にそれを見事にやつておるわけですね。AT&Tと、それからMCIはBT、それからスプリントはドイツ、フランス連合軍、こういう形です。今NTTもうでを盛んにやつておるやうですけれども、こういう問題の中に入つていけばいい。それをNTTは独自にやるといふやうなこともおつちやつておられるやうですけれども、やはりそういう形のチャンスもあつたという問題があるかと思ひます。

それから、第三番目の外国の入れは結構です。結構ですけれども、そんなにお金の問題は生易しい問題じゃないという事柄を、これをよくわきまえないと、とんでもない出費をして帰つてくるこ

ともあるという問題があるやうかというふうと思つております。

○河村(た)委員 いや、どちらかというと、そんな理論的な方向じゃなくて、私は基本的には、やはりとにかく社会を分権化していった方がいいという立場ですから。それは、どういふ方法論で、振り返りますとすよ、まあ、まだ審議中に振返つてというのはあきらめに似たやうなあれですけれどもね。

それでは、まことに申しわけないけれども、東社長ですか、お見えになつておられますけれども、NCCも、勉強会に出てみると、いろいろな学者の授業みたいなことをやりますけれども、積極的に本當に議員にロビーイングして、アメリカの通信法改正などのときはやはりすくやりますよ、本氣になつてやつてくれますよ。だけれども、日本では、これは分離分制論言つたつて、私何遍も言ひますけれども、何の得にもならぬですよ、議員というの。非常に孤立無援になります。そういう構造の中で、どうやってやたらNTTとか、こんな巨大なものを分けたり、損を承知でそういうことをやるやうなことができたのだらうかというのを、まあ、短目に一言ぐらいで、やはりそれは無理だつたと言へばそれだけのことで、すけれども、あつたらひとつ聞かせ願ひなにか、鈴木さんの心の中にそれはあるのじゃないかなと思つて御質問するのですが。

○鈴木参考人 私をして率直に言わせると、そういうことを十五年間言い続けてきたけれども、それにどうしても耳を傾けていただけなんです。やはり大きいというのは自分にとって頼みないことだといふお考えから一歩も抜けていただけなんです。いかなる方法もないといふやうに言わざるを得ない。それを直すのはだれだといふことになつたら、これはやはりこの場である、通信委員会である、そこで政治がリーダーシップをとつてお直しにならなければ、当事者が嫌だと言つたら必ずそれは仕方がないのだといふことを言つてしまふのでは、日本の進歩はない。

私は、NCCさんも頑張つていただくべきだと思います。しかし、今の九二%の実態から考えたら、だれが考えたつてNCCさんが競争相手ではないのです。要するにNTTの敵はNTTなんです。ですから、NTTが自分自身を敵として、東と西、あるいは東海というものも入れて競い合つてもらふ、そこで初めて日本の情報通信は花が咲くといふことです。もちろん、新たに参加される方を過小評価するわけではございません。その精神を持つていただかないと、日本の情報通信といふのはただひたすらにおくれるばかり、決心はNTTにしてほしい。しかし、しないのであるならば、国家の機関であるうちに、まだ依然として国家の機関です、三分の一は株主がおりますけれども。国家の機関であるうちに今政治が決定なさるべきだと思います。

この機を逸して株式をこれ以上放出しますと、これはもう民間の機関になります。今、電気で電力の地域独占の廃止で発送電の分離だなどという事柄が議論されておりますけれども、これは非常に難しい、憲法上の問題も含むし、財産権の問題も含んで、もう無理になつてきております。今やらないといつやるのだと。独禁法学者などは、要するに後になつて独占状態になつたら、そうしたらやればいじやないかなどという簡単なことを言ひますけれども、九二%が独占じやないですか。そういうことを言つて、なし崩しに大蔵省の株式の売り急ぎといふものの中で、要するにゆがんだ形で世の中が定着してくる、これが最も憂える問題であります。

○河村(た)委員 私も同じ、これは非常にむなし氣持ちであります。やはり議員の仕事だと思ふのですよ。損をしてでも大きいものにぶち当たつていくといふことになかなかならないのですよ、本當に。

どうしたらいいのか。だから、一つの話としては、もつとNCCさんが実際に、やはり自分たちがあれまで分離分制言つたなら、ちゃんと議員に

それだけ応援するという態勢がない以上、これは何ともならないですね。やはり議員というのは選挙がありますからね、いい意味でそういうことが大事なんです。

それから、規制緩和、規制緩和と言いますけれども、やはり独占排除という言葉がないものですか、非常にイメージが不明確であります。独占排除と言えどもそれはつきりしておるのです、感じとして。だから、そこが非常にいけなかったということをごいいますけれども、それはそのくらいにしておきます。

次、鬼木先生にお伺いしますけれども、審議会の専門委員やっておられましたよね。この間、僕、委員会に聞いたら、審議会では一切持ち株会社の話は出なかったということですが、これはやはり正直言ってこれにされたというふうな印象をお持ちでしょうか、どうですか。

○鬼木参考人 お答えいたします。

正直言いますと、私も、審議会の方の議論が終りまして、その後マスコミで持ち株会社方式というところで決定したと聞いたときにはびっくりしまして、これにされたとは思いませんが、一種のショックを受けたことは事実であります。

○河村(た)委員 あれだけ議論されました、こちら側もやっておるのですけれども、それが全然違ひの出た。それが、政治のパワーというのはこういうものかどうかわかりませんけれども、ある程度、一歩前進じゃないかというふうな発言をされるを得ないということもあると思いますけれども、この間、ちょっと委員会の中で、それは価格の問題でどうするのだという話がありまして、通信価格、電話代ばかりじゃないとして、ただいいのですね、郵政省は東西値段がある程度違ってもいいじゃないかという議論だったのです。NTTの方はそういうふうな話はないわけですね。何となく一緒にするよというふうな話なので、一緒にしていくのだったら、これは全く統合そのものでして、消費者にとつてれば、やはり多様なメニューは価格を安くすると

いうことが競争のまず一番の大眼目だと思うので、すね。

その辺、価格格差について、そういうふうな雰囲気だということ。ちょっとこの間委員会で質疑がありましたものですか、それを受けて、そうだとすれば、今率直に言つてどういう御感想ですか。

○鬼木参考人 サービス、価格に関しては、従来はNTT一体でありましたから、全国一律で、その中なるべく引き下げるといふ方向が、少なくとも公的な表向きの言葉でありましたから、そういう方針で来たわけですね。今回、東西地域二つに分割することになりますと、価格の問題として、地域間の差、それから全体のレベルをどれだけ引き下げるかという二つの問題が出てくるかと思ひます。

地域間の差に関しては、今回の法律案は、私のレジメの(1)のDに書いておきました、まだあまいに過ぎると思ひます。

従来の会社法に書いてありましたのとほとんど同じ文言が、つまり全国一体であった時代と同じ文言が地域会社にも適用するように書いてあります。しかし実際には地域間でコストの差があり、赤字が出るかもしれない、三年間は補てんするといふ規則までつくられていたわけですから、地域間の差が出てくる可能性は十分にあるわけですね、むしろその可能性の方が大きいということになって、いま、にもかかわらず、あまねく日本全国におけるサービスを提供するといふ文言があります。ここは議会で腰を据えてお考えになるところかと思ひます。

つまり、JRのように地域別に分割されて、例えば北海道は若干サービスが悪くなつて値段が高くなつても仕方がないという方向に進むのか、それとも離島を含めて全国、コストが高くて国民相互に助け合つて、ユニバーサルサービスと申しますが、同じ価格のサービスを提供する方向に進むのか、これが両様にとれるような文言であります。

私は、こういう法律があいまいなままに終わるのが最も好ましくない結果だと思ひますので、法律を明確にされる、ユニバーサルサービスを地域間で維持するか、それとも維持しないか、あるいは将来決めるか。いずれにしても、あいまいな形は解消されるのが望ましいことかと思ひます。

○河村(た)委員 それではもう一つですけれども、この間、ドコモへの出資比率を下げてくれといふような話が公取からあつた。あれはどうも二年ぐらい前にあつたようですね、新聞に出たのは最近ですけども。それと持ち株会社というのはどうも矛盾するのではないかと感じが僕にはするのです。公取と郵政省は矛盾しているのですか、どうでしょうか。

○鬼木参考人 公正取引委員会は、公取の立場から独占禁止法に則していろいろな政策や勧告を出すべきだろうと考えております。それと、今度は事業法あるいは会社法の立場に立つて郵政省が方針を出すことと食い違ふことは一般的にはあり得ると思ひます。その際にどちらを優先するかは、行政権の中では内閣の決定だと思ひますし、もっと広く立法権まで入れば議会がお決めになることかと思ひます。

具体的に、ドコモへの出資が、NTTが多過ぎるということに関しては、以下のように考えます。

ドコモは御承知のように無線通信の担当でございます。現在、無線通信は最近非常に急速に伸びております。現在、有線の、普通の電話の方が六千万加入、無線の方は二千万を超した、あるいは超しつゝあると聞いております。既に三対一の比率にまでなつております。これが、将来もこの傾向を伸ばしていきまると、先ほどから問題になつております地域の独占を破る一つの契機になり得るかと思ひます。

一方で、今改正案が通つて、持ち株会社の下に二つの地域会社ができることとしますと、そちらの方と、それから同じ持ち株会社の下のドコモとの間でアクセス、つまり加入者から最寄りの局に向

かつてつなぐサービス、アクセスサービスと申しますが、そのサービスをめぐつて直接の競争が起きることが期待されます。その場合に、持ち株会社で、つまり同じ親会社のもとで二つ会社がある、競争が不十分になつて、地域網の独占状態がなかなか破られにくいという弊害が出てくる可能性が有ります。

そういう意味では、私は、ドコモが持ち株会社の支配を漸次脱却していく方向が正しい政策であると考えております。

以上です。

○河村(た)委員 確かに、長距離と地域二社がそれぞれ参入してそれぞれ競争するといふのは郵政省の言つておつたことですが、そうなれば、やはりドコモに対して持ち株を少なくしてくれと言つたのと同じようなことになるわけで、競争を促進するためということになりますと、やはりちよつと矛盾があるのでないかなというふうに思ひます。

それはそれでいいけれども、いずれにしてもNTTには、ほかのNCCさんもございますけれども、僕としては、NTTが日本の情報通信の雄といふか中心ですから、やはりみずから本心に自由になつて、反対にさまざまな競争を、のれん分けをして、やつてはしかなかったと思つております。しかしそれには余りにも、私は無論その力もありませんけれども、国会の力はむなしかったな、今のところ、そんな感想でございます。

以上で終わります。

○木村委員長 石垣一夫君。

○石垣委員 新進党の石垣でございます。

参考人の皆さん方にはきょうは国会までお越しいただきまして、感謝申し上げます。

まず最初に、鬼木参考人にお伺いしたいと思ひます。

先ほどの意見陳述の中で、東西地域分割はベストの選択ではない、こういうことがあつたのですけれども、では先生がお考えになつておるベストの選択は何なのか。これが一点。

第二点は、責務規定について改正法案ではあいまいである、こういう御指摘がございましたけれども、では先生のお考えになっておる責務規定についてのもう少し突っ込んだ御意見をお伺いできればと思います。

以上二点。

〔委員長退席、亀井（久）委員長代理着席〕
○鬼木参考人 お答えいたします。

私のレジュメの[1]のAの「ベストの選択ではない」というのは、以下のような意味においてでございます。

私は個人的に、地域分割よりもよりよい分割の方法があると思っております。それはいわゆる上下分割と申しますが、卸売と小売のような分割。あるいは道路の例えで言いますと、道路公団とヤマト運輸が別々に運営しているような分割。

現在の電気通信網はインフラ部分それからサービス部分が一緒に提供されておりますから、道路でいいますと、ちょうど高速道路を運営する道路公団と例えばヤマト運輸とが、同じ企業でサービスを提供しているのと同じこととあります。もし道路でそういうことが起きたとしますと、なかなか今のようない値段で宅配便がすぐ届くというようなことは実現できなかったのではないかと思います。

それと同じ弊害が電気通信に潜在的にあると考えまして、そういう状態を分ける方向がよろしいのではないかと思います。年来その主張をしております。審議会の中でも少し機会をいただいて主張したのですが、残念ながら多数の御意見とならずにそれは実現しなかったもので、そういう意味でベストの考えが別にありますので、この地域別の選択はセカンドベスト、サードベストではないか。そういう意味で、ベストではないと書きましました。

済みません、ちよつと第二の御質問を失念しました。
○石垣委員 Dの項で、いわゆる責務規定ですね、これが極めてあいまいである、こういう御指

摘なんですけれども。

○鬼木参考人 これは先ほどの御質問に一部お答えいたしました。従来はNTTが一体であったために、全国一律にサービスするということが自然で、しかも実際に行われていたわけです。東西に分かれますと、東西の経営条件が違いますから、とりあえずは赤字を補てんするにしても、行く行くは東西の間で格差が出てくる。つまり、自然に値段をつけられ東が安く西が高くなるということが出てくる可能性が大いにあります。それを認めるか否か。

それはつまりJRと同じように、全国を分ければ、残念ながら田舎の方は高くなつてもしょうがないんだ、言葉は悪いですが、これは地域の宿命であらうと。我慢しないといふ立場をとるのか。それとも、そうではない、電気通信は全国民が同じ条件で利用すべきことだから、もし東京で利益が出れば、それは実質的な補助金として、例えば東から西に動かす、補助金を動かすとか、あるいはそこはいろいろやり方があると思ひます。

例えばですが、これは本当に想像の産物ですが、西の方の会社が東京にやつてきて、一番お金をもうけるところで参入をして、新しい線を引いてどんどんもうけて、それを西の方で赤字補てんに使うとか、いろいろなことがありますけれども、そういうことも認めて、コストが高いところに、安くいいサービスを都会からの補助のもとに行うのか、それを議論して決めるべきであつて、その点がはっきりわからないような条文になつてゐるのは、それはあいまいであつてよろしくない、そういう意見でございます。

○石垣委員 今の責務規定のことで、いわゆるユニバーサルサービスという大義名分のもとでは、地域間の格差、将来、東西に分割されても、料金の格差というものについては、受ける国民の側からいけばちよつと納得できない、こういう感じなんですけれども、競争の原理からいけば、当然こ

れはやはり格差が出てくる、こういうことも考えられるんですけれども、先生のお考えはどちらですか。

○鬼木参考人 本来、自由競争とユニバーサルサービスの要求は矛盾いたします。これは、水と油のようなもので仕方がありません。これをどう解決するかはそれぞれの国の意思決定であります。

もし、私にどちらか選べとおっしゃるのであれば、私は、電気通信は、例えば義務教育とか行政サービスとかと同じように、国民の非常に基本的な情報活動に関するものでありますから、少なくとも当面は電話、それから電話だけではなくて、もう少し技術が進歩しますれば、電話以上の通信サービスに關しても、基本的なところはユニバーサルサービス、つまり都会の負担で田舎を補助するという政策を實行すべきであらうと思ひます。しかし、これは個人によつていろいろ御意見の違ふところかと思つております。

以上です。
○石垣委員 次に、旭リサーチセンターの鈴木社長にお願いしたいと思ふんですけれども、先生は数々の論文をお書きになつて、いわゆる基本的スタンスとしては完全民営化論者だ、このように理解いたしております。先ほども、非常に今回の改正法案については賛成をしがたい、こういう自由化論者の立場から、極めて厳しい御指摘がございました。そしてまた、こういう問題を解決するのはいわゆる政治の果たす役割が極めて大きい、こういう厳しい御指摘もございまして、私たちも身の引き締まる思いでございます。

まず最初にお伺いしたいのは、今回の再編NTTの経営形態のあり方が、果たして国民のニーズにこたえられるものであるのか。これに対する御所見と、事業者同士の競争が期待できるのか、こういうことについて先生の御所見をお伺いしたいと思います。

○鈴木参考人 お答え申し上げます。
まず、先ほど私冒頭にもお話ししましたよ

うに、基本的に何をねらつたのかという点、NTTを完全なる自由な民間会社にする事柄によつてNTTに自由に競争をしてもらつて、そして情報通信の世界を活性化していこう、これが基本でございます。

そういう基本に対してあれしてみますと、NTTが持ち株会社という形でコントロールされますのは、持ち株会社というのをこれを軽視してはいけないうであつて、持ち株会社が株式を持つて支配するわけですから。したがつて、今言つたような独占の形態というのは、いろいろな仕組みをつくらなければ、それが要するに相互参入だということとはわかりません。わかりますけれども、しかし、それは次の策であつて、基本は、要するにお互いを競争体にする。そうする事柄によつてサービスを競う。ここは何が出てくるかわからない世界ですから、そういうことをやることによって、サービスを上し、かつ価格を下げる、そういうことによつて国民の期待にこたえる、こういう事柄が一番望ましい構図ではないか。

法律によつて強制されて、お互いの領域に入つてよろしいだなどというふうなことで、果たして本当に入っていくんでしょうか。それを親会社と子会社とに分けて、自分の子会社が出ていくのに対して、いいよい、法律に書いてあるから、そういうことになるんでしょうか。この疑問と持つのは当然でございます。また、それを持つては当然でございます。

したがつて、そのシステムというふうなのは、なるほど書いてあるが、どれだけファンクションするの。私は、もしこのままでやむを得ないといふんだつたら、それを大いにファンクションさせてほしいといふことを言わざるを得ないわけですから、その前にまだ時間があるではないかといふことをさつきから申し上げておるわけでございます。

あと、参入の方式というものは、これはもう幾らでもあるわけで、これは、今日予想してない、例えば携帯電話でもそうです。私どもが九五年に

作業をやっておったときには、それが大きくなっているというところは当然考えていましたけれども、しかしまさか、今二千万を超過しておりますか、というところまでは思っていなかった。

今後いろいろな、CATVもありましよう、その他衛星通信を利用したものもありましよう、そのほか、通信回線を直接張って何が悪いんでしようか、どうしてTNTネットはやらなんんでしようかと私は疑問でならなかったが、そういうことを、東西に分かれたNTTというのはこれは専門家ですから、それを開発して事業領域を広げたいというのは、これは民間企業はだれでも思うことなんだから、入ってよろしいとなったら、そこそこならあゆる手段を持って入っていくという事柄はこれは当然起こることであって、それによって、今まで競争、競争といつても、NTTとい

うのは待っていたんです、要するにNCCが育ってくるまで。という形で、それが長距離の、要するに過剰とも言えるような利益に結びついておるわけですから、だから、そういうNTTが足踏みをしてNCCが育ってくるのを待つ、こういう構図が今まであったわけですが、これはもうやめよう。要するに、NTTとNCCとが競うんだ、プロじゃないか、何十年来やってきたという事柄、これをやる、方法は幾らでもある。今言ったようなもの以外にも、今後出てくるものは、これははかり知れないものがあるのがこの世界だということを答えさせていただきたいと思

います。

○石垣委員 今、国会で提案されているこのNTT法案の最大の特色は、何といつても私は、NTTと郵政省のいわゆる妥協の産物である純粋持ち株会社の誕生だ、このように考えるわけでありま

先ほど鬼木先生も、審議会の中ではこういうことは全然予想されなかった、こういうお話もございました。また鈴木社長も、こういう持ち株会社については極めて批判的な御見解を持っておられると思うんですけれども、全然審議会で、答申の

中で盛り込まれておらないという持ち株会社が突如として浮かび上がったという背景は、いろいろと政治的な取引もあったと思うんですけれども、これに対する御見解をさらに突っ込んでお聞きしたいと思うんです。而先生方からひとつ御見解をお伺いしたいと思います。鬼木先生、まず最初に。

○鬼木参考人 私の見解を申し上げます。

先ほどその話を聞いたときはショックであったとお答えいたしました、その後、私いろいろ考えたことは、以下のようなことでございます。やはり、NTTの分割問題というのは十四年です、年々の長い問題でございまして、言葉は飾らずに言えば、郵政省とNTTの両方の、言葉は悪いですが、メンツをかけた一種の戦いになってきた。

それがために、国内の、例えばNTTによる新しいサービスの提供などが考えられましても、いやいや、経営形態のことが落ちつくまでは何もできないという形で一種停滞状況が生じまして、非常にまずい、空白の状態がかなり長いこと続きました。

その結果、今回の解決は、とにかく何としても年々の対立を解消した方がよろしい。日本のためにならない。少なくともユーザーのためにはならないという気持ちが強かったので、審議会の中で全然出ない話が出てきたというのを聞きまして、一種ショックではありましたが、まあ、ここでひょっとしたらこれが名案になって、このデッドロックがある程度は解決するかなという気も一方では起きました。

無視されたと言つて言い過ぎですが、ちょっと枠の外に置かれてしまった残念な気持ちと、それから、結果的には、何とかここでひとつけりをつけて、そしてそのデッドロックを解消して、両方が対立しているがために凍結状態になったマイナスの状態から抜け出して、まずはとにかく前向きになるといふことが実現するかもという面もござい

ませんでしたけれども、私の個人の率直な感想を、思つた感想を申し上げました。

以上です。

○鈴木参考人 どうしてそういうことになったかについては、先ほど申し上げたように、私にはわかりませんというふうにお答えするしかありません。

ただ、行政改革委員会ベースで考えてみますと、これに対しては非常に何度も深い懸念を持つてまいりました、昨年ですか、一度NTTの問題については棚上げになったとき、去年の二月二十八日の規制緩和推進計画の第一年度の見直しで棚上げになったときに、NTTの問題を棚上げにしたのは遺憾である、それを早く解決してほしいという事柄の意見は出したと記憶しております。

それから今年の答申においても、この結果が出た後でございすけれども、「純粋持ち株会社は、子会社各社の経営に関する決定権を統一的に有するのために、本方針によつて公正有効競争が確保されるかについては強い懸念がある。当委員会としては、次期通常国会に向けて、公正有効競争確保のために適切な措置が講ぜられるよう今後引き続き監視していきたい」というので、強い関心を示しておるわけでございます。

全体の問題としてこの問題、長い長い歴史を持つておった。しかも昨年の一年というのは、これは非常に大きな意味を持つておった。ということは、要するに、NCCにしろ外国の企業者にしろああいふ形で、来年まで待つてくれ、今決まな

くちやいけないけれども今決められない、こう言われては困つてしまふわけですね。衰退産業ならいいです。しかし、進歩の全く激しい産業が一年間、最も大事なNTTの経営形態がはつきりしないままにただ待つてくれれば、これは困つてしまふ。投資していいのかわからないのか、わけがわからない。何が出てくるかわからないのに投資が決められるわけがない。

そういう意味合いで、やはり解決が必要であつたといふこと、これは私もわかります。であります

すが、その解決に対しては、先ほど申し上げたとおりの意見を持っております。

○石垣委員 鈴木社長にお願ひしたいと思うんですけれども、完全民営化では大競争に勝てないんでしようか、企業のトップマネジメントとして、お伺ひしたいと思うんです。

○鈴木参考人 完全民営化は何のためかという問題になるわけですね。それは、NTTに自由を与えて、郵政省のコントロール下から脱せさせるといふことなんです。そうでなくて、今のままでいい、これは郵政省はどうしてもコントロールせざるを得ない。独占に規制はつきものです。それが嫌だったら独占を放棄するしかないわけですが、それはそれでいい。独占で自由だんといふ民間企業は考えられますか。何をやるかといつたら配分の自由だけやつてしまひますよ。

といふことになるわけですから、独占とそれから規制緩和といふものは、これは不即不離。したがって、NTTに自由に働いてもらいたい。そういう自由なものでなければ、どうやって競争に勝つんですか。大きければ、国家を背負つておれば勝つてるといふそういう問題ではありません。だから、自由に創意を發揮して郵政省の制約の中から早く脱すること。これはか活力は私は生まれてこない。その意味で、完全民営化といふことを早くやる。それもばらばらに分割するといつたわけではない、たつた三つ、私に言わせると不足。どうしてその決心がつかないのか。世界的に見ても太きさに遜色はありません。どうしてその考え方をとつていただけなかったのか。これは繰り返すようですけれども、私は残念の一言に尽きます。

○石垣委員 答申の中にもありますけれども、「NTTの再編成は、強力かつ機動的な経営単位の創出によつて、我が国情報通信産業の国際競争力を強化するために不可欠である。」このように述べております。複数のNTTがいわゆる競争して強くなる、こういうことが本来だと思ふんですけれども、今回は国際競争力の確保のために経営形態を維持する、こういう方針が先行しているよ

うに思ふんです。一見正当性があるように思ふんですけれども、これは答申の趣旨に逆行した判断だと思ふんです。この点について鈴木社長の御見解をお伺いしたいと思ふんです。

○鈴木参考人 経営というのを頭の中で考えますと、大きければ力が強そうに見える。そうであれば、大きいものはさぞかし強いであろう、これはよく経営をやったことのない頭の中で考えた思想として起りがちな問題であります。しかし、経営というのは動的なものでありまして、口幅ったいことを言うようではいけません、大きさが強さを決めるものではないわけですね。日々そういう環境の中において、ついでに申し上げますが、競争というのは楽なものではないんです。要するに、競争をやらずに済んだらどれほど楽かわからないというのが競争なんです。しかし、競争をやっているがゆえに毎日毎日の力が磨かれていく、それが競争なんです。

ということから考えますと、私が申し上げたいのは、要するに、国際競争を維持するのであるならば、まず国内で力強く競争をして、だれにも負けない力を養ってください。海外はそれぞれ激しく競争していますよ。そこへ出ていったときに、国内で独占の上で生活してきたというのか、経営をしてきた経営がもちますかという事柄は、これは日本のものもろの産業が海外へ出ていって、NTTよりもはるかに小さな形で実世界の中で競争に勝ってきたという過去この二十年以上の歴史を見てみればおのずから明らかなことであって、大きさが力を決める問題ではないという事柄が競争の本質だというふうには私は理解しております。

○石垣委員 そこでお伺いしたいことは、公正有効な競争条件の促進策は何かということでございます。具体的には、例えば地域、地方圏の区別をなくす、第二点はいわゆる接続料金の原価計算方式を透明化する、第三点としては公正競争を促進するために行政の運用の厳格化、監視の体制強化などが

考えられるわけでございますけれども、このような指摘に対して、さらに鈴木先生としてはどのような御見解をお持ちでございますか。

○鈴木参考人 公正有効な競争というこの言葉ですが、ちよつと紛らわしい。と申しますのは、歴史的にこれを延々とやりますと、公正競争というのは何かというと、例のNTTとNTCCの接続をめぐるものもろの紛争、例えばフレームリレーとかV.P.N.における問題、こういう問題というものを公正にやろうというふうにとられがちであるし、また、そういう意味がもしやられたように、例えば接続の義務化あるいは料金のタリフ化、経理の区分処理、それからしっかりした行政による監視、これは一時期は第三者機関をつくってそれを監視しようじゃないかなんという議論も出ましたけれども、これは私は賛成いたしませんけれども、そういうことかと思ひます。

しかし私が申し上げたい競争、そしてまた、わざわざこの改正法案の要綱の二の4ですかに盛り込まれた他の地域に入っているというのは、これはそういう従来のNTCCとの接続における公正な競争という意味とは違って、NTTの東と西が相互に争え、こういう意味を持つておるものと私は理解して、その理解の上で、やむを得ないときにはもう少し後で見直しをうけていただきたいと思います。そういふふうに考えますと、有効な競争というところには私は力点を絞ってこの法案を評価したい。ということとは、要するにお互いの地域にNTTは持ち株会社のもとに分離分割をしたものを入れたとしてみても、その地域間においては有効な競争、親会社の指示というものに従わなくてもいい有効な競争というのをセッとするのが法律で決まっておるという事柄を確保してもらいたい。となると、それを担保する方法がないといかないではないかという事柄になって、これは今後議論はされていくのでしようけれども、その一つの方法

としてさつき申し上げたのは、例えばA会社の、東日本の会社の社員があらは西日本に行つて社員になるというようなことに対しておいて、そしてお互いさまが、きのうの敵はきょうの友というふうな事柄で、本当にそんなことでファンクションしますか、そこら辺は一番重要な問題ではありませんが、そういうことまでやるのですか、それは持ち株会社のシステムの中で反しませんか、そういうことに対してはもろの疑問を私はさつきから呈しておるわけでございます。

○石垣委員 先ほどの意見陳述の中で先生の方から、いわゆる見直し事項という言葉があったので、お伺いしたいと思ひますが。

○鈴木参考人 残念なかな今の形で、NTTの持ち株会社それから両地域会社は特殊会社とする、こうされておりますが、国際についてはこれは民間会社とするので、法律でそういうふうにかつてきたからというので民間会社になるのかというかなり深い疑問はありますけれども、一応そういうところ。その形が定着してもらつては困るというふうには私は思ふわけです。しかも問題は、何十年先にはなるかもしれない、こういう議論ではないのです、やはり五年以内にならざるのか、そこに勝負がかかつておる問題であります。

したがって、今の形でやつた場合に、九二%の独占体制というのは、本当にさつき言った地域間競争というのが起きるのですか起きないのですかという事柄を、これを見直しをして、もし起こらないならば、その経営形態を再度考えることはあり得べきと。私さつきも申し上げましたけれども、不幸なこと。いつもいふと見直し、見直し、見直しと十五年も見直しをやつておる会社なんて見たことありません。だから、それは不幸なことですが、不幸な第一歩を切つたんだから仕方がないという意味で、見直しをするという事柄が必要になつてくるのではないか、こういう意味で申し上げたわけであります。

○石垣委員 数々の貴重な意見を賜りまして、こういう本日の参考人の皆さんの御意見を十分しんしゃくしまして今後の審議をやつてまいりたい、このように考えております。

以上で終わります。

○亀井(久)委員長代理 北村哲男君。

○北村(哲)委員 民主党の北村でございます。

本日は、お二人の参考人の先生方、貴重なお時間とそれから貴重な御意見をどうもありがとうございます。

私は、まず、東参考人にお伺いしたいと思ひます。

まず、NTTと事業法の関係でございますが、従来、NTTと同一市場で競争を行つてこられた、そして日本高速通信のリーダーとして電気通信事業の発展と利用者利便の向上のために公正競争の実現が必須であることを身をもって体験されたというふうには先ほどおっしゃいました。その立場で、今回のNTT法の改正による地域市場への競争導入、あるいは事業法の改正による相互接続ルールの円滑化とか、あるいは接続料金の適正化について評価をされました。しかしその一方で、いまだNTTの地域通信部門は独占的であるということもまた言われたと思ひます。

ところで、今までのNTTの独占体制を相手とされて、その体制の中で今までのような点を御苦勞されたのか、その点についてまずお伺いしたいと思ひます。

○東参考人 先ほどの冒頭の陳述でも申し上げましたとおり、今までNTTとの関係におきまして一番私どもが苦勞いたしましたといえますが時間随分使われて、しかも極めて不満を残しながらやつてきたのが接続の問題でございます。接続の条件、タイミング等々につきまして、またコストの透明性につきまして、我々の望ましい形では出てこないというところが一番の悩みでございます。それが今回のこの改正によりまして非常に大きく変化をする、しかも、我々が従来申し上げ

できたことが担保されるということに対して非常に歓迎をしておられるというのが実情でございます。

○北村(哲)委員 続いて伺いますけれども、東参考人は、今後の地域市場の競争の促進についてはどのように見ておられるのか、その点について伺いたいと思存します。

○東参考人 今回の法の改正によりまして、NTTが二つ、大きく分けて長距離と地域に分かれる。ということは、独占的な事業者の部分と競争的な部分というのが分かれるということでありまして、

これは、まずその効果の第一として内部相互補助というのが防止されるということ、それと接続ルールが公平化される、このことが競争をつくり出す際のまず第一の条件だというぐあいに考えるわけでございます。また、地域会社が東と西に分割されたということによりまして、それぞれの収益構造の比較というのが可能になりますし、またコストの透明性というのが増してくる、こういうことを通じまして、コスト削減ということが非常に大きく期待されるわけでございます。

その結果といたしまして、地域市場を含みます通信市場全体が活性化するということにより業界全体の活性化が進むというのを期待しておるわけでございまして、また、こういった事業者間の競争の活発化に加えて、地域、長距離、国際といった従来の枠を超えましたシームレスのサービスというニーズもますます高くなつてまいらると思存します。またこういうことにつきましても、私も長距離会社としては積極的に参入しようと考えております。

○北村(哲)委員 ただいまのお話を伺いまして、長距離会社のリーダーとして、今後その地域市場への参入というのはどういう分野で、どのような形で進んでいかれるかというの、差し支えなければ御意見を伺いたいと思存します。

○東参考人 ただいま申し上げたこととかなり重複すると思存しますが、これからの通信サービスと

いうのがこれまで以上にシームレスということになってくる。ということは、今まで、地域、国際、長距離等々で分かれておりましたのが、お客様に対しては一つでサービスをするということになつてまいります。そういう地域だけの競争というよりも、全体をひくくするシームレスなレベルでの競争が始まる、こういう意味で、私も地域の方へもつと入っていくことになる、かように考えておるわけでございます。

○北村(哲)委員 次に、国際関係についても若干伺いをしたいと思いますけれども、今日の国際通信分野では、BTあるいはMCIの合併に代表されるように、世界のメガキャリアの間での競争が非常に激化してある。今後は、シームレスあるいはエンドエンドの多種多様なサービスを一元的に提供できる総合力を持った企業が重要であろうと私は考えますけれども、我が国の現状がこのまま推移すれば、この国際競争に取残されてしまふのではないかとということがよく言われております。

先ほど参考人の御意見の中で、情報通信分野での日本の競争力は欧米と比較してやや非力である、その競争力強化の点から、将来戦略の策定は不可欠というふうな言い方をされたと思存しますが、まずこの、やや非力と判断された状況とはどういう状況を指して言われるのかについて、さらに敷衍された御意見があれば伺いたいと思存します。

○東参考人 御案内のとおり、これまでの日本の国内の通信サービスといいますが、一部は法で決められ一部は決められていないといいますが、あるサービスが分断された形で進んできておった、これが一番大きな原因だと思存しております。またもう一つ、私もそれが打破するため長期的な経営戦略を立てるという場合には、その前提といたしまして、日本の構造というのがどうなつておるかということを決めることが一番大事なことだと思いますが、この辺のことが、特にNTTの構造問題を中心にして、長い間議論

をされながら決まらない、極めて不安定な状態、先が見通せない状態で推移してきたということ、いろいろな意味で、先に対する私どもの手がないといいますが、将来に対する経営戦略が立てられないということと時間を推移してきたことが一番大きな原因であつたというように考えております。

○北村(哲)委員 さらに、同じことなのかもしれませんが、事業者の立場から、将来における情報通信産業の国際競争力強化に必要な戦略とは、一体どういふ点が重要なのかということについて、御意見を伺いたいと思存します。

○東参考人 御案内のとおり、情報通信市場というのが世界的に大きく自由化ということの流れでございまして、またグローバル化という進展の中で、御案内のように、欧米諸国を中心にしたしまして、事業者間の提携あるいは合併という動きがどんどん動いております。こういうものに対して我々も積極的な形で対応するというのが、これからますます必要になってくると思われるわけでございます。

これらの行き着く先は何かといえは、そういったグローバルな通信という事業におきまして、他国の通信事業者と積極的な提携を図りながら、シームレスなサービス、あるいはお客様の利便向上のためのワンストップショッピングあるいはワンピッキング、こういった形のサービスに入っていくということが必須でございまして、またそれができるといふような体制をつくり上げることがこれからの一番大事なことでございまして、

○北村(哲)委員 もう一点、先ほどのお話の中で、KDDについて触れられておりました。

何か、言いつらいいけれども、一層の競争化が予想されるというふうなことを言われたと思存しますが、その言いつらいいという御趣旨は、KDDが今度国内参入するわけですが、それをしてほしくないというふうな言い方でおっしゃつたのでしうか。その辺は、どういふふうなお考えでそういうことをおっしゃつたのか、お聞きしたいと思存します。

○東参考人 先ほどの冒頭の陳述の中で、私は事業者の立場からということで申し上げたと思存しておりますが、正直な話、競争相手がふえるということでは、それだけパイの取り分が減るということではございまして、我々にとつては、気持ちの上でございまして、いつもうれしくない話、しかしそれはお客様という目からごらんになれば、競争者がたくさん入つてきて、競争が激化するということは望ましいことでございまして、そういう相矛盾する中で、あえて事業者の方にスタンスを置きますと、ちよつとそういうようなことを申し上げました。

○北村(哲)委員 鬼木参考人に規制緩和の問題についてちよつと伺いたいと思存します。私は、本格的なマルチメディア時代の情報通信市場を活性化するためには、規制のあり方について、原則自由、そして例外規制が基本であると考へております。その意味で、今回のNTT改正案及び事業法の改正案についても、なお規制緩和あるいは撤廃が十分ではないかというふうな私自身考へておるわけですが、とりわけ、競争的分野とか新しいサービス分野については、完全自由化をすべきであると思存します。

利用者のニーズに基づく商品とかサービスをタイムリーに提供できる市場とするためには、さらに踏み込んで、事業者が許認可手続に手間取ることをないよう、規制の緩和とか撤廃が必要だといふふうな抽象的に考えるのですけれども、一方、先生は先ほど、一挙に撤廃することも危険性を伴うといふふうな言い方をされたと思存します。今回、今の時点で、どのような点に着目して今後の規制緩和を進めるべきかということについての御意見を伺いたいと思存します。

○鬼木参考人 お答えいたします。規制緩和の必要は、特に米国の実情と対比したときに強くあらわれていると思存します。米国では、常識的な理解は、通信分野での規制緩和が進み、産業が非常に発展して、国民が豊かなサービス

スを享受している、日本は残念ながらおくれましてしまっているというのが大多数の見解だと思えますので、私、一度、なぜ日本人、こんなに勤勉でまじめで、しかも工夫の才に富んで、自動車産業や電機産業では頭張ってとんとん輸出しているのに、通信産業でおくれしてしまったかという問題意識で、アメリカの規制のあり方と日本の規制のあり方、規制緩和のあり方に関して調べてみたことがございます。きょうお配りした資料の裏にその参考資料だけ、名前だけ挙げておきましたジュリストの論文がそうでございますので、もし御興味ある方は御参照いただくとよろしいかと思えますが、粗筋はこういうことでございます。

アメリカの場合には、法律で非常に物事を細かに詳しく決めております。法律だけで日本の数倍でございます。法律の下、日本ではいいますと政令、省令段階になりますと、十倍、二十倍という量があるぐらいに物事を詳しく決めております。日本の場合には、ごく大まかな規定で、あとは運用で進むということになっております。一番米国と日本を分ける大きな点はこの点にあるのではないかと、少なくとも規制緩和を含んだ規制のあり方に関しての違いはそこにあるのではないかと私は思います。

つまり、漠然と決めていたために、なるがごとくならざるがごとく、規制緩和するがごとくしないがごとく、非常にあいまいな部分が多々ございまして、あいまいというのは一面では日本文化の長所でございますけれども、電気通信のような非常に全体のネットワークが複雑に入り組んで、いろいろな利害が矛盾しているところでは、マイナスの要因になります。

したがって、日本の規制緩和を進めるためにまず大事なことは、規制の必要がある分野と規制の必要がないむしろ自由競争に任せるべき分野を法律あるいは政令で明確に区分する。その上で、必要がない部分はもちろんなるべく可及的速やかに自由化する。しかし、どうしても必要な部分は明確に残す。そこが、その決め方が日本の場合、ア

メリカに比べて少なくとも不十分でありまして、というのは、時間の推移がございまして、かつては電気通信のサービスというのは非常に単純で、電話だけあればよろしいということで、そういうレベルで法律が単純にできておりましたが、実態の方が非常に複雑化しまして、法律がそれに追いついていない。日本の場合は、法律が追いつかないで、旧態依然たるままおくれましてしまったので、物事があるまいな部分が多くなつて進まない。アメリカの方は、実態をずっと追っかけてながらどんどん法律をふやしまして、それから政省令に当たる規則の方も急速にふやまして、特に昨年の米国通信法の改正後はほとんど規則ができてきてまして、規制緩和というものは規則がなくなることはないのです。規則がむしろふえていくことなんです。

ここは非常に誤解を生じやすいのですが、アメリカの実例を見て非常に強く感じましたが、個人的な希望を申し上げますれば、議会に頭張つていただいて、なるべく物事を明確にたくさん決めていただくたい、それが規制緩和への少なくとも大きな必要條件ではなからうかと思えます。

○北村(哲)委員 どうもありがとうございます。大変勉強させていただきました。

○木村委員長 矢島恒夫君。

○矢島委員 日本共産党の矢島恒夫でございます。

参考人の皆さん、本当に御苦労さまでござい

す。この間通信委員会においてこの分割再編問題についていろいろ論議されてくる中で、やはり今日の情報化社会の中で、電気通信事業のあり方というのは国民生活に非常に大きくかわり合いを持つていものである、その公共性というものは一層重要視されている、こういう状況にあるかと思ひます。

そこで、最初に鬼木先生にお伺いしたいわけなんです、ユニバーサルサービスの問題でそれぞ

れ質問がありました。その中の私は国際通信のユニバーサルサービスについて、国内についてはいろいろ既に御質問がございましたので、国際通信におけるこのユニバーサルサービスがはいまいであるという点などについて幾つかお尋ねしたいと思ひわけです。

KDDが、今日三社ありますが、地域を含めまして二百三十三万戸ですが、そういうところで国際通信に携わっているわけですが、その中にはいわゆる不採算地域というのを抱えているわけ、年に数回しか通信がないという極端なところもあると聞いております。NTTの国際進出は、こうした国際通信におけるこのユニバーサルサービスをどうするかということについて今度の法案では全く考えられていないのではないかとこの私の考え方なんです。

といいますのは、やはり売上高でKDDの二十倍からあろうというやうい会社、今度の国際通信分野でのいわゆる長距離NTTだけをとりましても、KDDに比べて四倍から五倍という売り上げがある会社が入ってくるわけ、このNTTが、国際進出はまず多国籍企業向けの情報通信システムの構築から始めるんだということを言っております。多国籍企業へのワンストップショッピングだという表現をしていました。小さい力しかない事業者が不採算部門を必然的に抱いて、はるかに大きな事業者が、いわゆるいいとこ取りといひますかクリムスキミングで参入してくるといふ事態が起こってくるだろうと思ひますし、まさにそういう方向へ進んでいると思ひます。国際通信におけるユニバーサルサービスというのはKDD任せで、これだけののだから。実際にこれでも国際通信におけるユニバーサルサービスというものが確保できるのだから非常に疑問があるわけなんです、先生、何かこの辺についての御意見がございましたらお聞かせいただければと思ひます。

○鬼木参考人 お答えいたします。まず、私が国際通信に、レジュメの(2)のBでござ

ざいます、国際通信のユニバーサルサービス」という言葉を使いましたが、これはここで仮に名づけた用語法でありまして、一般に使われている用語法ではありません。内容は御質問のとおりでありますけれども、仮にここでその用語を続けて使用させていただくとします、外部にはこの用語は使われておりませんが、その点だけちよつとお断りしておきたいのですが。

御質問のように、自由競争とユニバーサルサービスの要求は一般には矛盾いたします。自由競争を進めれば、いいとこ取り、もうけのところで大きくなります。NTTの長距離会社が国際通信を認められて、何もしなければ、それはもちろんもうけの大きいアメリカとかヨーロッパの先進諸国向けの通信にまずは投資して、途上国向けは後回しになるのは当然でございます。

ユニバーサルサービスの必要は、しかし存在すると思ひます。あるいは少なくとも国民が存在すると同意した場合、したがって何らかの措置が必要になります。いろいろな形の措置ができませんけれども、米国の例でいいますと、米国の国際通信だけではありませんが、国内通信も含めてユニバーサルサービスファンドという一種の共通資金のようなものをつくりまして、一般の電気通信事業者はそこにある程度お金を出しなさい、一種の税金であります。それを不採算地域へのサービスを行う事業者に再配分いたしまして、そしてその不採算地域への通信が途絶しないように、少なくともそんなに高い値段にならないようにする。

これは国内通信の田舎の地域の通信についても、国際通信の例えれば通信量の非常に少ない相手国との通信に関しても同じであります。

したがって、私の意見は、このNTTの長距離分野が国際通信に参入するのであれば、これまでここで申します意味の国際通信のユニバーサルサービスを負担してきたKDDにだけ負担を続けて負わせるのではなくて、NTT長距離だけでなくほかのNTTの方の国際通信会社も含めて、国際通信のユニバーサルサービスを保持するため

の、例えばユニバーサルサービスファンドのようなものが必要である。これは非常に大きなことでありますから、法律に書いて決めるべきが至当であらう。法律に書かないで後に政策で決めるというのは、問題の大きさに比して適切ではないと個人では思っております。以上であります。

○矢島委員 東参考人にお聞きしたいのですが、先ほど出てくる問題の一つでありますけれども、メガキャリアやフラッグキャリアと呼ばれるような巨大な企業との大競争が展開されるという状況の中で、東参考人も先ほど長距離市場競争の激化という言葉を使われました。ある本によりまして、日本の長距離事業者は今のままではだめになつてしまふというような極端な書き方をした本もありました。確かにMCIやあるいはドイツ・テレコムですが、いろいろ会社の提携だとか合併だとかそういう方向がどんどん進んでいることも事実です。こうした中で、NCCとしても大変な状況の中での競争ということになるのだらうと思ふのです。

こうした中でどうするかという問題なんです。先ほど、前の質問者のお答えの中で、一つは長距離NNTTが参入することによって経済戦略が立てやすくなる、日本の通信産業の活性化につながっていくのだらう。活性化はいいのだけれども、実際にその中で本当に生き残っていくというのは非常に熾烈な戦いだらうと思ふます。そういうような中で合併に積極的に対応していく、ちよつと私正確な言葉かどうかあれですが、というようなお答えをなされたのではないかと思ふのですが、そういう他社との提携あるいは合併、こういうものを積極的に進めていくんだというのがいわれる経営戦略の中の一つとしておありになるのか、具体的な作業を今進めていらっしゃるのかどうか、この辺についての具体的な範囲内でお聞きしたいと思ふます。

上げましたとおり、当然この通信サービスというのがグローバルな意味でシームレスになつていくという流れを考えますときに、今のNNTTも含めまして日本の全体の通信事業者がこのままでいいのかということ、その中の一つとしてNCCがあるかと思ふます。具体的には、日本テレコムさんとITJさんがこの秋には合併されるというようなことももう既に出ております。いろいろ雑誌等によりまして、今回のこの法案が決まれば一気に加速するであらうということも言われております。

当社にとつてどうかという御質問ですが、これは大変申しわけありませんが、私ごとでございまして、お答えを差し控えていただきたいたと思ふのでございしますが、流れといたしまして、やはりそれぞれば世界じゅうのどの事業者も単独ではやっていけない時代に来ておるんだという御理解をしていただくのが正しいのではないかと、それから我々もその例外ではあり得ないということだと御理解いただければと思ふます。

○矢島委員 続いて東参考人にお聞きするわけですが、NNTTの分割再編のやり方が持ち株会社方式になったということ、報道によりまして、あれは分割ではないんだという報道したものもあります。NNTTの地域独占ということとは変わらないう。確かにそういう状況の中で公平、公正な競争ということ、NCCとしても公正な中で、対等の立場で競争する、その結果はだめであつても甘んじる、その辺はもう少し頑張つてもらいたいと思ふますけれども、持ち株会社方式ということで、分割したけれどもそこにあるから、東だろつと西だろつとあるいは長距離通信だろつと、結局のところ独占ということとは変わらないう。うすると本当に公平、公正な競争ができるのだらうかという疑問もあるわけですが、

ほかに、こういうところもこれからの競争の中では非常に重要だということな点について、御意見ございましたらお聞かせいただければと思ひます。

○東参考人 公正競争を担保するという点につきましては、先ほど来申し上げておるとおり、また今の御質問の中にもありましたように、接続ルールの透明化、あるいはコストの公正化ということが一番の原則でございまして、たとえ地域会社が東西に分かれてそれは地域独占であるとしても、すべてのキャリアがそことの接続につきまして公平な、公正な条件で得られるのであれば、公正な競争は成立するというぐあいに考えていただければいいと思ひます。したがって、私どもが一番こまめに悩んでまいりましたのは、NNTTが長距離と地域を一体として、全く一つの会社であつて、したがって、内部補助があつても、それが我々としてはどうにも指摘できない。

持ち株会社についてはいろいろな問題も指摘されておりますが、少なくとも経営形態としては別会社になるわけではございませんから、そこでの相互補助、特に長距離部門との内部補助というのはなくなるというぐあいに考えておりますし、また、持ち株会社そのものも、私どもは、企業を営むしていく上の一つの形態でございまして、持ち株会社であるからということの議論も、これも、ある局面を強調すればそうかと思ひますが、これに適切な運営、あるいは適切な行政の監視があればいいのではないかなというぐあいに考えております。

以上です。

○矢島委員 また鬼木先生の方に戻らせていただきます。

ば料金やサービスに当然競争の中で格差が生じてくるということとの矛盾を、先生おっしゃつていらっしゃるのとおりなんですけれども、今度出されている案によりまして、持ち株会社が上に乗る、それで三年間は東から西の方へ、多分西が赤字です。それから、そちらに補てんする。しかし、三年たつた後のことはどうなるのだらう、当然サービスや料金に格差が生じてくるのだらうと私たちは考えているわけですが、

そこで、ユニバーサルサービスというものについて、郵政省当局にこの問題を聞きますと、電話に限つていような考え方はないかと私は思ふのです。同時に、今度の分離、分割、再編によつてサービスは向上するんだ、こういうことを何回も答弁の中で言われているわけですが。しかし、今の情報通信分野では、今後一層多様なサービスというものが、電話だけではなくて、いろいろなサービスが行われてくるわけですが。そういう中で、東京では受けられるけれども九州ではだめだというようなサービスとかというようなものが生じてくるのだらう、こんなふうな思ふのです。

そこで、これは電通審の中でNNTTの鬼島前社長が言われたことだつたと思ふのですが、分離分割に伴う膨大な作業が必要だ、こういう分割のための、あるいは再編のための作業をやるというところが、マルチメディア実現に必要な、例えばオーブンコンピューターネットワークの構築だとかあるいはアプリケーションの開発導入に支援を来して、早期にマルチメディアサービスを提供するということが困難になるというように言われたと報道されております。

私、考えるに、このことは本当だらうと思ふのです。やはり、分割再編していかねばならぬ、そうすればそれに対する作業はかかる、いろいろなコストもこれに必要になつてくる。そうした中で、分割することが必ずしもサービスをどんどん向上させるというのに必ずしもつながるものではないというものが本当のところだと思ふのですけれども、この分割再編を行つていく中における

サービスの問題、これについての先生のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○鬼木参考人 お答えいたします。

私個人のお考えという感じが強いと思ひます。

最初に御質問にありましたように、ユニバーサルサービスの実現のためには、分割しない方が便利であります。これは、何もユニバーサルファウンドとかそういうことを使わずに、自然に国内全部サービスを一元化して行き渡るからであります。これが従来のNTTの行き方でありました。

しかし、他方、これは御質問の趣旨にはなかつたのですけれども、やはり複数の主体をつくるということは、相互に刺激し合つて、例えばJRRの例だけ見てもある程度は言えるかと思ひますが、プラスがかなりあります。それから、地域会社のように東と西に分かれて相互に競争ができなくて、ある程度相手を見ていれば、あつちのやつてゐることでこちらがやれないことはおかしいとユーザーから言われますから、やはりそこには一種の刺激があります。そういうことで、一般的に、大き過ぎるものを小さく分けることにメリットがございます。

その両者の兼ね合いということでありますけれども、やはりこの時代になつてNTTが何も手を触れずに全国一体のまま、現在のまま続くというのは、これはいろいろ考へてみても、ちよつと大き過ぎる、このままでは非効率だけが強くなるという感じが全般的に私は持つております。したがひまして、ユニバーサルサービスのためには不便ですけれども、何かの形で分けた方が合理的であるうと。

実際、これはNTTさんの少し悪口になります。が、私は、関西に住んでおりました、淀川区のところにNTTの支店がございまして、その「お客様懇談会」というのが、NTTの側から言ひますから「お」がついていますが、そこに出席しております、その話を時々聞く機会があります。実は本社に行つても時々お話を聞く機会があるので、全く同じなんです。本社で言われること

と、本当に末端の支店で言われることと、判で押したように同じことで、一体どこに工夫があるか、同じことの繰り返しではないかということは何度も感じました。

この例でいいますように、一つの組織になりまして、一つのアイデアだけがずっと支配しますのて、創意工夫とは言われてもそろつて創意工夫をするという形で、なかなか新しいことが出てきません。だんだん電気通信が高度化してまいり、サービスも豊富になつていろいろな多様化が進む中で、マイナスの面が大きくなつてきたのではないかと。したがつて、この時点では、ユニバーサルサービスは維持するべきだと私は先ほどから個人の意見を申し上げておりますが、そのため、かなり手間はかかるし、それからもちろん分割のためいろいろコストがかかりますが、何千億円かかつて一時的なコストでございます。六兆円からの売り上げがありますので、それは我慢して競争させて、ユーザーのためになる方がいいのではないかと、全般的にはそういうぐあいに感想を持つております。

○矢島委員 鈴木参考人にもお聞きしたいと思つたのですが、実は質疑時間が終了をいたしましたという紙が届きました。まことに残念ですが、またの機会に、そういう機会がございましたら質問させていたたくというところで、本当にありがとうございます。

○木村委員長 横光克彦君。

○横光委員 社民党の横光克彦でございます。

参考人の皆様方、本日は本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

東参考人の先ほどのお話の中に、普通の産業で三年かかることが電気通信事業分野では一年で変わるという、激しい技術革新のお話にございまして、そういったデジタル技術の発展に伴うメディアの融合等、日本の情報通信産業の現状、そしてまた将来展望はどういうふうにお考えになられてゐるか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○東参考人 これは、先般公表されました電気通

信審議会の通信政策部会の二十一世紀ビジョンというものがございまして、それによりますと、情報通信分野の市場規模といふのは、一九九五年では二十九兆円、GDPの約六％程度であつたと思うのですが、これが二〇一〇年には約百二十五兆円にまで拡大するといふぐあいに見込まれております。また、これはポリウムの方でございまして、質の面におきまして、高度化によりまして、在宅学習でありますとか在宅勤務、在宅医療、あるいはCALS、ITS等の国民生活全般にわたりましたこの効果が享受されるということになるであらうということをお聞かされております。

このように、国民生活のありとあらゆる部門にこの情報通信というものが入り込みまして、それを担います情報通信産業といふのは、これは将来、産業、国民生活全般のリーディングインダストリーになつていくのではといふぐあいに考えております。

○横光委員 国民生活にとりまして大変に期待の持てる産業であるというお話でございました。

NCCとして、NTTが現在の形態であることから、公正有効競争の面で不利を受けることがあつたと思つておられます。それが、今回の改正案でどのような点が解決されるとお考えでしょうか。

○東参考人 これは、今回の関連法案、特に、NTT法、事業法の改正によりまして、一つは、NTTの構造変化といふことです、長距離部門と地域に分かれる、こういう形で、しかも、その地域と長距離の関係が我々と全く同じ形になりまして、公正競争条件がまず一つつくられた。さらに、事業法の改正によりまして、接続ルールの明確化及び接続の料金、コストの問題、この辺がすべてクリアされ、しかもルール化されて、特に、地域会社は、地域のドミナントな支配力を持つてゐるわけでございますので、そういう接続に対しては、だれに対しても公平に、公正に應じるように

約款化を義務づけられております。

そういった形で、現状と比べますと極めて大きな変化がございまして、この結果によりまして通信市場というのが大きく活性化するといふぐあいに考えております。

○横光委員 全く同じ形になるというお話もありましたが、今回、先ほどからお話がございますように、持ち株会社方式による再編成でございまして、長距離NCCがNTTの長距離会社と同等の条件で競争できるとお考えでしようか。

○東参考人 ただいま申し上げましたように、持ち株会社方式といふものと、これは企業経営の一つの形態であると思ひます。むしろ、その運営についての、あるいはやり方についての決めたというのがある新しいあるわけでございます。そういう関係から申し上げまして、少なくとも長距離部門につきましては、NTT及びNCC長距離各社、今度はまたKDDさんが入つてこられるかもしれないが、いずれにしても、そういったサービスを各会社の条件というのはイコールになつたといふぐあいに考えております。

○横光委員 今回の再編成は資本関係が切れておりません。そういった意味で、依然として巨大なNTTグループが残ることになるわけですね。先ほど鈴木参考人のお話にありました、大きいことが強いとは限らないといふこともございしますが、いずれにしても巨大なNTTグループが残ることになる。このことについてどのようにお考えでしようか。

○東参考人 確かに御指摘のとおりでございますが、これまで、過去十四年間、この問題が議論されながら答えが出なくて、そのためにいろいろな意味での立ちおくれを生じた、それが、ようやく今回これによつて解決を見るということと、私どもの立場からいいますと、今回のこの持ち株会社方式をとつたとはいひながら、これが現時点においてはまず適切な解であらうと思つておられます。

それと、先ほど御指摘ありましたように、通信

というのはいろいろな意味で非常に変化が激しくて、技術の進歩も激しいという世界でございまして、今回取り決められたことが今後長年にわたってそのままいいという保証はございませんで、当然、いろいろ条件が変われば、その都度これは見直しをしていただくということが必要になってくると思います。

○横光委員 現時点では適切だというお話でございました。

今回の改正案の主要目的は、公正有効競争の確保にあると言われております。公正有効競争が一番問題になるのは、やはり地域通信だと思っております。

これまでの議論、例えば、電通審の議論の中でも、どのような形が地域通信において最も望ましいのかということが結局は明確にはできなかったと思われまして、この改正案でも、率直に言います、この点が解決しているというふうには思えないわけでございまして。地域通信のあり方というのは極めて不透明でよくわからないというのが大方の気持ちではなからうかという気がするわけです。公正有効競争とユニバーサルサービスは相入れない、矛盾するではないかという指摘も残っております。

そこで、地域通信において公正有効競争が理想的に行われる最終の姿をどのようにお考えになつていらっしゃるか、東参考人にお聞きしたいと思います。

○東参考人 どうも私も実務家でございまして、目の前で、実現可能で、その中のベターな解を求めるというのが習性になっておりますので、先生のおっしゃる極めて理想的な給というものが何だということになりますと、これはなかなか一言にすればいいわけがたしというところもございましょうし、それから、申し上げたように、条件そのものがどんどん変わっております。今までは、電話というのが大きなマーケットといえますかほとんど一〇〇%であつて、それを前提にして、地域、長距離ということが議論されてお

りました。その限りにおいてはこの構造問題というのには存在するわけですが、今回の法改正でその部分は改正される。

しかし、通信そのものが今ほとんど変わりつつあるという中にありまして、地域とは何ぞやというところ、そのこと自体の議論が、将来にわたって果たしてどの程度意味を持つてくるのであろうか。むしろ、通信そのものがシームレスな方へ行く、お客様にとっては、地域であろうが、長距離であろうが、国際であろうが関係なしに、要は一つの事業者が一つのナンバーですべてのサービスを行つてしまふ、そういうサービスがこれからほとんど実現するとなると、そういう議論そのものが、果たして将来にとつてどれくらい意味があるのかなというの、ちよつと、実務家として、よくわかりませんというところでございます。

○横光委員 今回の改正案で比較競争が始まると思うのですが、これが公正有効競争に効果があると思ひでしようか。

○東参考人 これは、先ほど来申し上げておりますように、今回の改正によりまして接続のルールと条件というのが透明になる、しかも、それが、今どちらかという巨大な地域、長距離一体型の会社その地域部門に我々は頼らざるを得ないという極めていびつな形が是正をされまふということ、これは、私どもの立場からいけば、極めて公正な競争条件がつくられたというぐあいに考えております。

○横光委員 ちよつと細かいことをお聞きします。地域の中で、各家庭に競争して線が張られて競争するような状態はあり得ると思ひでしようか。

○東参考人 この辺になりますと技術の分野でございまして、私が申し上げることが適当かどうかわかりませんが、今いろいろ議論されている中で、例えば、CATV会社さんが通信の機能を持つ、これは、もう既にCATV会社さんがそれぞれ独自のネットワークをお持ちだ、各家庭に引いておられる、あるいは、地域の電力系の会社

が、電柱があるので、それを使ってケーブルを引けばすく引けるじゃないか、あるいは、無線を使つたらどうかというふうなことで、いろいろな形でのオルタナティブな可能性というのが議論されている。それが夢物語ではなくなりつつあるという状態ではないだろうかと思ひております。

正有効競争を進めて、そういう意味から本来の電通審で目指されてきたものに一歩でも近づけることが必要なのではないかと思ひているわけでありまして。

○横光委員 どうもありがとうございました。終わります。

そういう立場から、今回の法案は、ある意味で中途半端であるな、どちらから見ても中途半端なものになつていゝなと思ひわけでありまして。しかし、現時点で何らかの決断を出さなければならぬというところでございまして、これも事実でありまして、そんな意味で、それぞれの皆さんの立場と比べますと、鬼木参考人の御主張に非常に近い部分があるような気がいたしております。

○木村委員長 小坂憲次君。

さて、近時の情報通信の進歩は非常に目覚ましいわけでありまして、技術的な進歩も、今までポトルネックと言われた加入者線に関しましてはPHSのようなものが出てきた。PHSの情報伝達速度も、最近では六十四Kまで上げることができるようになってくる。そうすると、ISDNと匹敵してくる。そうしましたら、今度は米国のADSLという新たな方式が出てまいりました。ISDNの十倍もの通信量を、情報伝達を現状の電話線と搬送できる、こんな技術も出てくるように言われております。

午前の委員会におきましても参考人の皆様にもお越しいただきまして、まことにありがとうございました。

通信のように、実際に衛星を使いながら、発信者が受信者が国内にいる、あるいは発信者と受信者が、受信者は国外にいるという場合、こんなふうなことを考えてまいりますと、国内と国際とか、長距離と地域とか、そういった区分はもう今や無意味になつてきています。そしてまた、第一種通信事業者と第二種という区分に関しても、これは光ファイバーの普及によつてその情報伝達量が非常に飛躍的に、多重伝送等の方法が開発されてまいりますと、これまた借りてやつても自分で敷設しても余り違いがなくなつてくるような状況になってくる。

私は、基本的な自分の立場を申し上げておいた方がよろしいかもしれませんが、今回の電気通信事業法、NTT法、KDD法の改正に当たつて私どもが求めていますものは、弱体化したNTTをつくることでもありませんし、また、非常な過当競争に疲れて果てて新規参入会社それぞれ疲弊化していくことを望んでいるわけでももちろんございませぬし、世界各国のメガキャリアと十分に對抗し得る、体力ある情報通信の会社をつくることでありまして、また、それぞれの国内における公

こういう状況において、それぞれの参考人に御意見を伺ひたいと思ひておりますが、こういった現状の市場区分に関する概念、それから現

実の電気通信事業法に言う一種、二種という区分、これに対して、三年後の姿としてこういうものが存続することが必要だとお考えでしょうか。

それぞれの参考人にお一人ずつお願いいたします。

○鬼木参考人 お答えいたします。

やはり個人の考えでございしますが、御指摘のように技術進歩の傾向は非常に速くて、PHSでは六十四Kが実現して、データ通信もできる。それから、国内、国際の区別についても、例えばインターネットなどは最初から国内、国際という区別が実質上ございせん。どこでもすぐにつながるといふことになっております。

御質問の一種、二種の区別というのはかなり古いものでございまして、アナログ電話、つまり今のISDNとかPHSとかが出る前の古い時代のモデムを使ったデータ通信の時代に、ちょうど二種、二種に対応する区別がそのころありまして、電話を行っていた電話事業は一種、それからモデムを使って細々とデータ通信するのが二種というぐあいに事情が分かれておりまして、それを反映してつくられた区分だと思っております。

そういう意味では、当然現在のデジタル技術が発展した時代では、もう古くなってしまつて、意味が少なくなつております。

具体的には、しかし、一種、二種を直接撤廃して、今度は設備を持っている一種事業者が、設備を持たない二種事業者と、同じところもありますけれども、やはり独占力が残っている部分がありますから、その力を使って自由に価格を高くつけたたり安くつけたたりすると弊害が出ますので、全く自由化することはまだ不可能だと思っております。

具体的には、私先ほどちょっと申し上げた提案になりますけれども、上下区分という形で、一種の事業者の中で二種の事業を例えば会計的に区分して、一種の事業者の二種事業は水平的に二種事業と競争をさせる、そこは全く自由にする、一

種の残りのインフラの部分は、必要な部分は規制を残しておく、特に地域通信のアクセスの部分ですか、そういう方策が考えられるかと思ひます。

○東参考人 確かに国内、国外、あるいは長距離、地域、こういった業務区分に關しましては、私も先ほど来申し上げておりますように、これはもう当然なくなつていきますし、また、特にNTT、KDD以外は、そういう制約はきょう時点においてはございせんので、この辺はむしろ事業会社がどういふビヘービアで、どういふ戦略でサービスをするかといふことにかかつておると思ひます。

もう一つの、一種、二種というこの問題は、今、先ほど先生の話もありましたけれども、事業者の立場からいいますと、やはり私も第一種といふのはネットワークを持つております。これはネットワークが商品として強いということと同時に、裏返しとして、このネットワークそのものが、サービスを保障する社会的な責任みたいなものがございます。二種事業者になりまして、そういった意味での責任といふのからいまして、薄いのではないかな。しかしサービス面では同じレベルで競争せないうかぬところがございまして、この辺につきましては、いろいろな規制等につきましても見直していただく必要は今後出るかと思ひます。

以上でございします。

○鈴木参考人 御指摘の長距離、地域、あるいは国際、国内、この問題については、ただいまの参考人のお答えのとおりかと思ひます。

NTTとKDDに対しては直ちにそれは認めることはできないといふことになるのは、今、先ほどから申し上げておりました独占体質といふものが、やむを得ない規制としてなつておるわけでございます。ある意味で非対称規制を課さざるを得ないといふのが残念な次第だといふふうに思ひうわけでありまして。

それから、一種、二種について、私もいろいろ考へておるのですけれども、こういう仕分けは日本はした。アメリカはベシックとエンハンスドといふので、じゃ、エンハンスドとベシックはどうだといふたら、行つたり来たりといふような形でやつておるようだけれども、一つの着眼の問題、どこに目をつけるかといふ問題じゃないかといふふうに思ひます。例えば今後は、無線等でもやつてまいります場合には、電柱を使ひせんけれども、一種事業者が有線、電柱を使ひ地下を掘つて、そしてそういうものをやるというやうな場合には、これは公益事業特権といひまして、いわゆる道路とか他人の土地を、場合によつては取用をかけて借りるというやうなことも必要になつてくることがあるわけですね。

ですから、需給調整事項は同時にいわゆる公益事業特権といふものと絡みつく面もある、そういう問題があるがゆゑに、それでしかもその公益事業特権といふやうなのは、一種事業者に対しては引き続き認めてもらおうといふのが九五年の行革規制緩和小委員会の答申であつて、現実にもういふやうな形になつておるわけですね。

そうなりますと、ある程度他人さんのところを入れるわけですから、ある程度技術上の、需給調整はいたしません、しかし技術上の基準といふものをやはりチェックするといふ今のシステムといふのはやむを得ないのかな。だけれどもいい、届け出させれば他人の土地を掘つてもいい、こういうわけにはいきませんものですか、その区分といふのはある程度必要なのかな。従来はそれを官が需給調整して、官が必要だといふふうに認めた、認めたから公益事業特権だ、こう結びつけておつたのですけれども、その論理はおかしいといふことになつておるもので、どう区切るかの問題ですけれども、いずれにしても二種は規制はほとんどないといふことではございまして、一種の問題と二種の問題といふのは、むしろ、一種の規制といふのを、どんな競争状態をつくつて料金規制だとか参入だとか体質といふのはもうどんな

もなくしてしまふというのが、これが正解じゃないかといふふうに私は思つておるわけでございます。

○小坂委員 ありがとうございます。

さて、KDDについてであります。歴史的な経緯もありまして、NTTはKDD総発行株式の九・九九%所有している状態になつております。今回のNTT法の改正によりまして、長距離会社は法律の施行前であつても国際通信会社に出資をしてその目的を達成することができるとなつております。この法律の中にはKDDに出資してはならないという明文規定はございせん。こういう状態をそれぞれにどのようにお考えか、御意見を伺わせていただけますか。それぞれの参考人をお願いいたします。

○鬼木参考人 簡単に答えたいいたします。

私は、持ち株会社が直接あるいは間接に自分の傘下にある長距離あるいはその国際部分のNTTの株を持ちながら競争相手の株を持つていふといふことは、独占禁止の精神には少なくとも反すると思ひます。明文の規定があればもちろんよろしいわけですが、明文の規定がなくともそのやうな状態、つまり競争を阻害するやうな状態は排除する必要があることも原則的にはあると考えております。

○東参考人 今度の新しいNTT長距離会社は完全民営化されるといふことを聞いております。したがしまして、これはいわゆる我々と同じ純民間会社になるということになりますと、純民間会社の経営のビヘービアに従つて行動するといふことに対してはだれも、独占禁止法という別の観点からのチェックがない限りは原則自由ではなからうかといふぐあいに考えております。

○鈴木参考人 今のコンストラクションについて私の全くの個人的な見解を申し上げさせていただきますと、長距離部門の完全民営化といふことは法の上では書いてあります。したがつて、理屈の上ではKDDの株を持つていい、こういうことになるのでしようけれども、しかもNTT法の適用

はないからなるのでしようけれども、しかしその長距離部門というのは、これはいわゆる特殊会社であるNTTの子会社であるということ、いわゆる持ち株会社の中に包括されておるわけですね。というので、そういう立場の中で、今の民間法人だからという議論は直ちにやっていたいのか。

よろしいというふうにお考えかどうか、御意見をいただけますでしょうか。

とか十五年とかの時間をかけて解消して、民間の株主が通常の株と同じようにNTTの業績だけを見ながら、つまり政府の政策は考えなくても株が保有できるような体制に変えるのが妥当ではなからうかと個人的には考えております。

それはそれとしまして、今回の分離分割のストラクチャーというのが、私どもの理解しているところでは、とにかく持ち株会社と、東西の地域会社はこれは持ち株会社の中の特殊会社である。しかし、長距離部門は民間会社であります。民間会社であるということは、当然これは株式市場として、大勢の不特定、いわゆる他の民間会社と同じ土俵の上に立つ会社であるというのが今回の裁きであろうというぐあいに考えております。

私は、むしろ特殊会社であるNTTの傘下、つまり持ち株会社の傘下から長距離会社が離脱した後の議論としてKDDの株を買った買つてもよろしい、もちろん、先ほどの御答弁ありましたように、独禁法の規定への配慮は必要だということに理解をしておるわけでございます。

株をどれだけのスピードで、どれだけの量を放出するか判断しない状況では、競争の実態に障害が生じ得るのではないかと御質問と推察してお答えいたしますが、政府保有株の放出の問題は、NTTの民営化の当初からずっと続いておる問題でございます。これはひとつのケースだと言葉は悪いですが、政府の失敗の一つのケースだったと私は考えております。

実は、今の答えをいただきました部分は、この次に質問しようと思った、株を政府がまだ三分の二持っていることについて鬼木参考人の意見をいただきました。実は、その前に質問したことが明確でなかったために失礼をいたしました。

問題は、そのタイミングがいつかということだと思っておりますが、少なくとも、もしこの法律がこの国会で成立したとしても、恐らく会社としてのリードタイムからいけば、一年半とか二年とかという先でないという形が実現しないであらうというぐあいの時間はかかると思えます。しかし、少なくともその一年なり二年先に完全に長距離部門が民営化される、いわゆる他の事業会社と同じレベルの会社になるということが担保されておるのであれば、私は今回のこれが、この二つを合わせれば十分ではないかというふうに考えます。

○鬼木参考人 失礼しました。先ほど忘れておりました、一言だけ別の分野の事実を御指摘申し上げたのですが、放送分野でマスメディア集中排除の規定がありまして、御質問の趣旨と類似のケースにおいて、ある程度の限度を設けて資本の支配のようなものを排除するということがござい

理由は、当初、民営化するときに、政府が株を保有するということとはよろしかったのですが、その放出のぐあいを決めないままに残してしまつて、市場のぐあいを見ながらというあいまいな形で民営化を実施したために、投資家の期待する方向とそれから政府が売りたい株の値段とがそぐうものがなかなか市場の実態とは合いません。延び延びになって今日に至つて、なおNTTであるいはもし実現すれば持ち株会社の将来の株主は非常に迷いながらの選択を強制されるということがありまして、例えば資金の調達にも影響があるというところかと思ひます。

それと重複して考えましたときに、持ち株会社方式というのは、果たして分割の効果が出る競争を促進する、公正有効競争を出すということにおいて効果があらうかという点について、東参考人と鈴木参考人の御意見を伺いたいと存じます。

と申し上げるのは、自由に変えられることができるといふことを言つたけれども、それが自由に変わるのだ、この問題が一番問われなければいけないわけですね。このスタートのラインで、あの今まで株式を放出することは臨調答申は全く予定しなかつたけれども、全一にするという形でまずスタートをかけてしまった。そしてそれを、昔の話です、十五年前の臨調の話、それを地方に分割するという、私はこれは失敗したと思つていますけれども、そういうスタートをかけたわけですから、直ちに大蔵省は株を売っちゃつたわけですね。そんなこと全然予定しなかつた話なんです。

○小坂委員 先ほど鬼木参考人の、またこちらのレジュメの中にもございまして、持ち株会社方式は進退両用型で弾力的である、こういうことである、すなわち、東西地域会社やつてみたところ、さらに細分化することにもあるいは再統合することにも対応できるように今回の形態である。こういうことをおっしゃいましたが、同じように、地域会社と長距離会社に対して、持ち株会社というものを通じれば再統合することも可能であるということにもつながつてくるわけですね。そして、今日までの質疑の中で、長距離会社の株式を一〇〇%所有している持ち株会社NTTはこれをいつ放出するか聞きまして、当面はこれは考えていないという状況であるわけであり

○鈴木参考人 今の御質問は、大変重要な問題を御指摘なさつておると思うのです。私もその点を危惧いたしております。

と申し上げるのは、自由に変えられることができるといふことを言つたけれども、それが自由に変わるのだ、この問題が一番問われなければいけないわけですね。このスタートのラインで、あの今まで株式を放出することは臨調答申は全く予定しなかつたけれども、全一にするという形でまずスタートをかけてしまった。そしてそれを、昔の話です、十五年前の臨調の話、それを地方に分割するという、私はこれは失敗したと思つていますけれども、そういうスタートをかけたわけですから、直ちに大蔵省は株を売っちゃつたわけですね。そんなこと全然予定しなかつた話なんです。

全一で出して、早く自由にして、そしてそれから分割して、地方から売りなさい、最後に中央

○鬼木参考人 失礼しました。先ほど忘れておりました、一言だけ別の分野の事実を御指摘申し上げたのですが、放送分野でマスメディア集中排除の規定がありまして、御質問の趣旨と類似のケースにおいて、ある程度の限度を設けて資本の支配のようなものを排除するということがござい

理由は、当初、民営化するときに、政府が株を保有するということとはよろしかったのですが、その放出のぐあいを決めないままに残してしまつて、市場のぐあいを見ながらというあいまいな形で民営化を実施したために、投資家の期待する方向とそれから政府が売りたい株の値段とがそぐうものがなかなか市場の実態とは合いません。延び延びになって今日に至つて、なおNTTであるいはもし実現すれば持ち株会社の将来の株主は非常に迷いながらの選択を強制されるということがありまして、例えば資金の調達にも影響があるというところかと思ひます。

それと重複して考えましたときに、持ち株会社方式というのは、果たして分割の効果が出る競争を促進する、公正有効競争を出すということにおいて効果があらうかという点について、東参考人と鈴木参考人の御意見を伺いたいと存じます。

と申し上げるのは、自由に変えられることができるといふことを言つたけれども、それが自由に変わるのだ、この問題が一番問われなければいけないわけですね。このスタートのラインで、あの今まで株式を放出することは臨調答申は全く予定しなかつたけれども、全一にするという形でまずスタートをかけてしまった。そしてそれを、昔の話です、十五年前の臨調の話、それを地方に分割するという、私はこれは失敗したと思つていますけれども、そういうスタートをかけたわけですから、直ちに大蔵省は株を売っちゃつたわけですね。そんなこと全然予定しなかつた話なんです。

○小坂委員 先ほど鬼木参考人の、またこちらのレジュメの中にもございまして、持ち株会社方式は進退両用型で弾力的である、こういうことである、すなわち、東西地域会社やつてみたところ、さらに細分化することにもあるいは再統合することにも対応できるように今回の形態である。こういうことをおっしゃいましたが、同じように、地域会社と長距離会社に対して、持ち株会社というものを通じれば再統合することも可能であるということにもつながつてくるわけですね。そして、今日までの質疑の中で、長距離会社の株式を一〇〇%所有している持ち株会社NTTはこれをいつ放出するか聞きまして、当面はこれは考えていないという状況であるわけであり

○鈴木参考人 今の御質問は、大変重要な問題を御指摘なさつておると思うのです。私もその点を危惧いたしております。

と申し上げるのは、自由に変えられることができるといふことを言つたけれども、それが自由に変わるのだ、この問題が一番問われなければいけないわけですね。このスタートのラインで、あの今まで株式を放出することは臨調答申は全く予定しなかつたけれども、全一にするという形でまずスタートをかけてしまった。そしてそれを、昔の話です、十五年前の臨調の話、それを地方に分割するという、私はこれは失敗したと思つていますけれども、そういうスタートをかけたわけですから、直ちに大蔵省は株を売っちゃつたわけですね。そんなこと全然予定しなかつた話なんです。

全一で出して、早く自由にして、そしてそれから分割して、地方から売りなさい、最後に中央

○鬼木参考人 失礼しました。先ほど忘れておりました、一言だけ別の分野の事実を御指摘申し上げたのですが、放送分野でマスメディア集中排除の規定がありまして、御質問の趣旨と類似のケースにおいて、ある程度の限度を設けて資本の支配のようなものを排除するということがござい

理由は、当初、民営化するときに、政府が株を保有するということとはよろしかったのですが、その放出のぐあいを決めないままに残してしまつて、市場のぐあいを見ながらというあいまいな形で民営化を実施したために、投資家の期待する方向とそれから政府が売りたい株の値段とがそぐうものがなかなか市場の実態とは合いません。延び延びになって今日に至つて、なおNTTであるいはもし実現すれば持ち株会社の将来の株主は非常に迷いながらの選択を強制されるということがありまして、例えば資金の調達にも影響があるというところかと思ひます。

それと重複して考えましたときに、持ち株会社方式というのは、果たして分割の効果が出る競争を促進する、公正有効競争を出すということにおいて効果があらうかという点について、東参考人と鈴木参考人の御意見を伺いたいと存じます。

と申し上げるのは、自由に変えられることができるといふことを言つたけれども、それが自由に変わるのだ、この問題が一番問われなければいけないわけですね。このスタートのラインで、あの今まで株式を放出することは臨調答申は全く予定しなかつたけれども、全一にするという形でまずスタートをかけてしまった。そしてそれを、昔の話です、十五年前の臨調の話、それを地方に分割するという、私はこれは失敗したと思つていますけれども、そういうスタートをかけたわけですから、直ちに大蔵省は株を売っちゃつたわけですね。そんなこと全然予定しなかつた話なんです。

○小坂委員 先ほど鬼木参考人の、またこちらのレジュメの中にもございまして、持ち株会社方式は進退両用型で弾力的である、こういうことである、すなわち、東西地域会社やつてみたところ、さらに細分化することにもあるいは再統合することにも対応できるように今回の形態である。こういうことをおっしゃいましたが、同じように、地域会社と長距離会社に対して、持ち株会社というものを通じれば再統合することも可能であるということにもつながつてくるわけですね。そして、今日までの質疑の中で、長距離会社の株式を一〇〇%所有している持ち株会社NTTはこれをいつ放出するか聞きまして、当面はこれは考えていないという状況であるわけであり

○鈴木参考人 今の御質問は、大変重要な問題を御指摘なさつておると思うのです。私もその点を危惧いたしております。

と申し上げるのは、自由に変えられることができるといふことを言つたけれども、それが自由に変わるのだ、この問題が一番問われなければいけないわけですね。このスタートのラインで、あの今まで株式を放出することは臨調答申は全く予定しなかつたけれども、全一にするという形でまずスタートをかけてしまった。そしてそれを、昔の話です、十五年前の臨調の話、それを地方に分割するという、私はこれは失敗したと思つていますけれども、そういうスタートをかけたわけですから、直ちに大蔵省は株を売っちゃつたわけですね。そんなこと全然予定しなかつた話なんです。

全一で出して、早く自由にして、そしてそれから分割して、地方から売りなさい、最後に中央

○鬼木参考人 失礼しました。先ほど忘れておりました、一言だけ別の分野の事実を御指摘申し上げたのですが、放送分野でマスメディア集中排除の規定がありまして、御質問の趣旨と類似のケースにおいて、ある程度の限度を設けて資本の支配のようなものを排除するということがござい

理由は、当初、民営化するときに、政府が株を保有するということとはよろしかったのですが、その放出のぐあいを決めないままに残してしまつて、市場のぐあいを見ながらというあいまいな形で民営化を実施したために、投資家の期待する方向とそれから政府が売りたい株の値段とがそぐうものがなかなか市場の実態とは合いません。延び延びになって今日に至つて、なおNTTであるいはもし実現すれば持ち株会社の将来の株主は非常に迷いながらの選択を強制されるということがありまして、例えば資金の調達にも影響があるというところかと思ひます。

それと重複して考えましたときに、持ち株会社方式というのは、果たして分割の効果が出る競争を促進する、公正有効競争を出すということにおいて効果があらうかという点について、東参考人と鈴木参考人の御意見を伺いたいと存じます。

と申し上げるのは、自由に変えられることができるといふことを言つたけれども、それが自由に変わるのだ、この問題が一番問われなければいけないわけですね。このスタートのラインで、あの今まで株式を放出することは臨調答申は全く予定しなかつたけれども、全一にするという形でまずスタートをかけてしまった。そしてそれを、昔の話です、十五年前の臨調の話、それを地方に分割するという、私はこれは失敗したと思つていますけれども、そういうスタートをかけたわけですから、直ちに大蔵省は株を売っちゃつたわけですね。そんなこと全然予定しなかつた話なんです。

○小坂委員 先ほど鬼木参考人の、またこちらのレジュメの中にもございまして、持ち株会社方式は進退両用型で弾力的である、こういうことである、すなわち、東西地域会社やつてみたところ、さらに細分化することにもあるいは再統合することにも対応できるように今回の形態である。こういうことをおっしゃいましたが、同じように、地域会社と長距離会社に対して、持ち株会社というものを通じれば再統合することも可能であるということにもつながつてくるわけですね。そして、今日までの質疑の中で、長距離会社の株式を一〇〇%所有している持ち株会社NTTはこれをいつ放出するか聞きまして、当面はこれは考えていないという状況であるわけであり

○鈴木参考人 今の御質問は、大変重要な問題を御指摘なさつておると思うのです。私もその点を危惧いたしております。

と申し上げるのは、自由に変えられることができるといふことを言つたけれども、それが自由に変わるのだ、この問題が一番問われなければいけないわけですね。このスタートのラインで、あの今まで株式を放出することは臨調答申は全く予定しなかつたけれども、全一にするという形でまずスタートをかけてしまった。そしてそれを、昔の話です、十五年前の臨調の話、それを地方に分割するという、私はこれは失敗したと思つていますけれども、そういうスタートをかけたわけですから、直ちに大蔵省は株を売っちゃつたわけですね。そんなこと全然予定しなかつた話なんです。

全一で出して、早く自由にして、そしてそれから分割して、地方から売りなさい、最後に中央

○鬼木参考人 失礼しました。先ほど忘れておりました、一言だけ別の分野の事実を御指摘申し上げたのですが、放送分野でマスメディア集中排除の規定がありまして、御質問の趣旨と類似のケースにおいて、ある程度の限度を設けて資本の支配のようなものを排除するということがござい

理由は、当初、民営化するときに、政府が株を保有するということとはよろしかったのですが、その放出のぐあいを決めないままに残してしまつて、市場のぐあいを見ながらというあいまいな形で民営化を実施したために、投資家の期待する方向とそれから政府が売りたい株の値段とがそぐうものがなかなか市場の実態とは合いません。延び延びになって今日に至つて、なおNTTであるいはもし実現すれば持ち株会社の将来の株主は非常に迷いながらの選択を強制されるということがありまして、例えば資金の調達にも影響があるというところかと思ひます。

それと重複して考えましたときに、持ち株会社方式というのは、果たして分割の効果が出る競争を促進する、公正有効競争を出すということにおいて効果があらうかという点について、東参考人と鈴木参考人の御意見を伺いたいと存じます。

と申し上げるのは、自由に変えられることができるといふことを言つたけれども、それが自由に変わるのだ、この問題が一番問われなければいけないわけですね。このスタートのラインで、あの今まで株式を放出することは臨調答申は全く予定しなかつたけれども、全一にするという形でまずスタートをかけてしまった。そしてそれを、昔の話です、十五年前の臨調の話、それを地方に分割するという、私はこれは失敗したと思つていますけれども、そういうスタートをかけたわけですから、直ちに大蔵省は株を売っちゃつたわけですね。そんなこと全然予定しなかつた話なんです。

○小坂委員 先ほど鬼木参考人の、またこちらのレジュメの中にもございまして、持ち株会社方式は進退両用型で弾力的である、こういうことである、すなわち、東西地域会社やつてみたところ、さらに細分化することにもあるいは再統合することにも対応できるように今回の形態である。こういうことをおっしゃいましたが、同じように、地域会社と長距離会社に対して、持ち株会社というものを通じれば再統合することも可能であるということにもつながつてくるわけですね。そして、今日までの質疑の中で、長距離会社の株式を一〇〇%所有している持ち株会社NTTはこれをいつ放出するか聞きまして、当面はこれは考えていないという状況であるわけであり

○鈴木参考人 今の御質問は、大変重要な問題を御指摘なさつておると思うのです。私もその点を危惧いたしております。

と申し上げるのは、自由に変えられることができるといふことを言つたけれども、それが自由に変わるのだ、この問題が一番問われなければいけないわけですね。このスタートのラインで、あの今まで株式を放出することは臨調答申は全く予定しなかつたけれども、全一にするという形でまずスタートをかけてしまった。そしてそれを、昔の話です、十五年前の臨調の話、それを地方に分割するという、私はこれは失敗したと思つていますけれども、そういうスタートをかけたわけですから、直ちに大蔵省は株を売っちゃつたわけですね。そんなこと全然予定しなかつた話なんです。

全一で出して、早く自由にして、そしてそれから分割して、地方から売りなさい、最後に中央

を売りなさいと臨調答申には書いてあるのです。それを逆にやって、民営化して、特殊会社にしたらずく売っちゃったのですね。お金は欲しいとなったたら、要するになりふり構わないのが天下の大蔵省であつて、さつきおつしやつた話も、自由によつていく、それでこの形で国民の合意を得て一応問題解決だ、これは民営化の方向だ、今特殊会社と言つておるけれども。こういう話をして、さあ売ろうということであつて、半分以上売つたら、そうしたらもう国家が後で何のかんの言つて取り戻そうといつても、それは無理です。

まさに今十電力の発送電部門を分離しようといふことを言うのを、それも私は考えたのです、電気事業分野の規制緩和の問題について。しかし、それは私はちよつと無理があるといふことを考えて、今の問題というのは、まさしく放置しておきますと株を売つてしまふ、大蔵省は。大蔵省は株を売つてしまふと、次第に国家のものではなくなる。なくなつたときには経営は自由に決めていく。もちろん株主の相談というけれども、たくさんある株主ですから、その自由になつていく。そのときになつて、やはり一本がよかつたといふふうによつていかれたときに、どうやつてとめるのですか、NTT法でそれをとめられるのですかといつたら、とめられないという領域に陥つてしまふ。これが抱えておる一番危険な問題だといふので、ただいまの御指摘というのは、御判断なさるときには私は十分加味されてお考えいただきたい。

だから売るな、大蔵省、売らせてはならない。しかし売るべきだ、それはということになると愚痴になつちやいます。もう言いません。本筋に戻るべきだ、こういうことを言いたいわけです。

○小坂委員 時間が参りましたので質問を終わりにいたしたいと存じますが、ただいまの東参考人の御答弁を聞きますと、一年ないしは二年ぐらいの期間にはやはり長距離会社の株は放出されるべきだといふ御期待をお持ちのように承りました。

実際には二年半ないしはそれ以降だというのが現在までの答弁である程度明らかになつておりますが、そういった御期待を踏まえながら今後の対処方針を決めてまいりたいと存じます。

本日は、長時間にわたりましてお答えをいただきました。心から感謝を申し上げて質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○木村委員長 以上で午後の参考人に対する質疑は終了いたしました。
この際、参考人各位に一言お礼を申し上げます。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして、厚く御礼を申し上げます。

次回は、明二十一日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十六分散会

平成九年五月三十日印刷

平成九年六月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局